

令和7年3月11日議案審査（教育福祉）

開議 午前 8時27分

○事務局（横山 君） 互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立願います。相互に礼。ご着席ください。

初めに、分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めましておはようございます。

今日は2日目ということで、最初にこども未来部のこども政策課が先で、子育て応援課をさせていただいて、午後に健康福祉部の福祉課と健康づくり課ということで、今日は3.11で、午後に黙祷の時間があると思いますので、よろしく願いいたします。

挨拶は、以上となります。

○事務局（横山 君） ありがとうございます。それでは、ここから先の進行は、分科会長をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算委員会教育福祉分科会を開会いたします。

昨日に引き続き、本委員会に付託されました議案第21号 令和7年度菊川市一般会計予算の審査を行います。

初めに、こども未来部の審査を行います。

森下こども未来部長、所管する課名等を述べてください。森下部長。

○こども未来部長（森下路広君） 改めておはようございます。こども未来部です。

審査をする課は、こども政策課、子育て応援課になります。

最初に、こども政策課から審査のほうをよろしく願いします。

○分科会長（西下敦基君） 続いて、西川こども政策課長より出席者の紹介をお願いします。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長の西川です。よろしく願いします。立って、いいですか。一応。

○分科会長（西下敦基君） 座ったままでも大丈夫。はい。

○こども政策課長（西川多摩美君） そうですか。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 座ったままで。

- 分科会長（西下敦基君） はい。座ったままで紹介をお願いします。
- おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） おおぞら認定こども園統括園長の松村です。よろしくをお願いします。
- こども政策課長補佐（佐藤 君） こども政策課課長補佐の佐藤でございます。よろしくをお願いします。
- こども政策課こども政策係長（赤堀 君） こども政策課こども政策係長の赤堀と申します。よろしくをお願いします。
- こども政策課幼保こども園係長（木下 君） こども政策課幼保こども園係の係長の木下です。よろしくをお願いします。
- こども政策課幼保こども園係指導主事（大木 君） こども政策課幼保こども園係指導主事です。指導主事の大木です。よろしくをお願いします。
- こども未来部連携調整室係長（松下 君） こども未来部連携調整室の松下です。よろしくをお願いします。
- 分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います、初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。
- ということで、1つ目を山下委員からお願いします。
- 16番（山下 修君） 16番 山下です。1番目ですけれども、3款2項1目の幼保施設整備補助費（保育）の関係で、タブレットの1ページですけれども、借地補助費が1園分増えた理由は何かということで、すみません。よろしくをお願いします。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。
- こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。
- この補助金は、保育所等用地を賃借している民間保育所等に対する補助金です。
- 令和7年度から、おおぞら認定こども園を民営化し、運営を社会福祉法人春献美会に移管します。
- おおぞら認定こども園の用地については、市と賃貸借契約を締結し、借地料補助金を交付するため、1園増加することとなりました。
- 以上です。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。
- 16番（山下 修君） 借地費じゃないですけれども、今後の予定はどうなっていたんでしたっけ。民間委託の関係のその公設分とか。概算、概略でも教えていただけますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

土地については、普通の民間園と同じように賃借をしていきます。建物については、4年間無償で貸与して、その後、有償譲渡という流れになる今のところは予定になっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。この中で。14番。

○14番（小林博文君） 今、1園増えて、おおぞらに借地料を出すんですけど、もともとその土地はどこのもなのか、お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

その土地は、市の市有地におおぞらが出しているのです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（小林博文君） そうすると、補助金を出して市のほうにまた返ってくるというか、行って返ってくるという形になるんですかね。

○こども政策課長（西川多摩美君） そうです。

○14番（小林博文君） 同額になるのでしょうか。お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

園舎の用地のうち、固定資産税評価額掛ける借地料掛ける1.5と。

〔「1.5なの」と呼ぶ者あり〕

○こども政策課長（西川多摩美君） はい。借地料プラス1.5としますけど、駐車場については、利用人数に応じて面積の制限を設けておりまして、借地料掛ける50%、または固定資産税の評価額掛ける借地面積掛ける1.4%と、少ない額を補助をしております。同額ではないです。

○14番（小林博文君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○14番（小林博文君） ないです。ありません。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） その今のおおぞら認定こども園の分としては、これは幾らになるん

でしょうか。一応この差額でいいですが。全部のほうの。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長でございます。

借地の補助の金額でよろしいですか。

○16番（山下 修君） はいはい。

○子ども政策課長（西川多摩美君） おおぞら認定子ども園は、104万8,000円を見込んでおります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

ちょっと下の園舎建築借入償還補助金で1園減っているというのは、これは減っているところはどこになるんですかね。

[「ひがし、西。ひがし子ども園」「ひがしです。はい」と呼ぶ者あり]

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長でございます。

ひがし認定子ども園のほうで、償還がもう終わりましたので、償還補助がなくなりました。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかによろしければ、2番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款2項1目保育事業費（保育支援）についてお尋ねいたします。説明資料がタブレットで4ページ、6ページになります。

複数の議員からもまとめて質問させていただきます。

保育対策等促進事業費補助金（延長保育事業）が大幅増となっている。対象園増によるものと思うが、詳細の説明を。また、特定教育・保育施設副食費補助金増の要因は。アレルギー対応児童の増加によるものか。

以上、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長です。

初めに延長保育事業が大幅増額になっている理由ですが、国の補助基準額が増額となったこと、延長保育事業を実施する園が増えることによるものです。

30分の延長保育を実施する園に対しての補助基準額が「30万円」から「60万円」に、1時間延長保育では「166万7,000円」から「176万円」に増額となりました。

また、30分の延長保育実施園は、令和6年度と同じく3園の見込みですが、1時間延長保育実施園は、令和6年度から2園増え、3園となる見込みであり、大幅な増額となりました。

また、この補助基準額は上限額であり、実際は人件費、光熱水費等の諸経費と比較して補助金を決定します。そのため、例年の実績から、30分延長については60万円掛ける2園、30万円掛ける1園、1時間延長については176万円が2園、100万円が1園で予算計上をしております。

次に、特定教育・保育施設副食費補助金増の要因ですが、アレルギー対応児童の増加によるものではなく、令和6年度まで公立園であったおおぞら認定こども園の免除対象者分について、学校給食センターの予算上で免除しておりましたが、令和7年度から民営化により、他の民間同様にこども政策課の副食費補助の対象となるため、増額となりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方は、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問を小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 同じところですが、3款2項1目保育事業費（保育支援）で、タブレットで5ページになります。

真ん中あたりに保育対策総合支援事業費補助金、ICT化推進事業これが1園、それから保育環境改善等事業というのが6園、前年度の予算でゼロになっていますけど、ありますが、この事業の内容を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

ICT化推進等事業について、保育士の業務負担軽減を目的に、業務のICT化に係るシステム導入費用や機器購入費用に対する補助を行うものです。令和7年度は、ひかり保育園が実施予定です。

保育環境改善等事業について、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的に、性被害防止対策を図るための業務を実施する保育所等に対して補助を行うもので

す。

対象実施園は、堀之内幼稚園、双葉こども園、菊川中央こども園、ひがしこども園、みなみこども園、おおぞら認定こども園の6園で、カーテンやパーティションなどを購入する予定でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。ICT化のほうは、今、ひかり保育園ということなんですが、まだ導入されていない園ってありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

〔発言する者あり〕

○14番（小林博文君） これは、入ってきたり出て帰ったりとかという管理みたいなやつとかじゃない。見守りみたいな。

○分科会長（西下敦基君） まず、このひかりに導入されるのは、入退園のシステムなのかもちょっと確認をさせていただきたいかなと思うんですけど。

答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

聞いているところで、保育管理パッケージと言いまして、年間の指導計画とか、月間の指導計画、週案なんかを作る、まず計画書を作るパッケージが入っています。

そして、今、言われたように、登降園等を打刻や欠席連絡とかそういうものを作るシステムがあります。

そして、基本パッケージとしまして、一斉メールとか連絡帳とか、あと出欠席の連絡等できるシステムを入れる予定となっております。

○分科会長（西下敦基君） あと、システムを入れていないところと、入れているところが分かればと思いますけど。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） 詳しい資料をすみません。ちょっと持っていないのですが、今まで補助金を申請して——私が5年間やって申請してこなかったのが、菊川保育園さんは申請をしてこなかったんで、その入退所のシステムがあるかどうか、ちょっと今の中では不確定ですが、もしかしたらないかもしれない。

〔「ないですね」と呼ぶ者あり〕

○こども政策課長（西川多摩美君） ないですかね。結構ないですよ。

○14番（小林博文君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに、再質問はないんですね。なければ、関連質疑はありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。ちょっとよく分かんんです。それ以外は大体もう入っているということですか。そこがちょっと分からないです。公立なんかは入っていましたか。公立って今はないんですか。ない。

〔「1つ」と呼ぶ者あり〕

○5番（奥野寿夫君） 1つしかないんですね。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） おおぞら認定こども園長です。

現在、おおぞら認定こども園と、小笠北こども園——今度7年4月から小笠北認定こども園になりますが、両園についてはICTシステムは入っておりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） すみません。ちょっと自分で、後半のところの性被害のためのパーティションって、あんまし、何かそういったのがここら辺であるのかなと思っていて、それだけじゃなくて、ほかにも活用されるようなこれはものなんですかね。

答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

やはり児童であれ、着替えとかするときに、やはりその大きな部屋で着替えをすることではなくて、パーティションで外からも見えないようにするというので、一応そのパーティションとかカーテンを引いて性被害の防止に努めるための備品を購入するものであります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問を松永さんからお願いします。

○3番（松永晴香君） 松永です。3款2項1目を保育事業費（家庭保育支援）について伺い

ます。タブレットの6ページです。

リフレッシュ・一時保育事業委託料が増えた要因と、利用人数が増えた要因を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

リフレッシュ・一時保育事業委託料が増えた要因については、おおぞら認定こども園の民営化に伴う実施園が増加となったことによるものです。

令和6年度までは、おおぞら認定こども園分につきましては、公立園であったため、リフレッシュ・一時保育事業については、おおぞら認定こども園の予算に人件費として計上をしておりました。

令和7年度からは、民営化されるため、おおぞら認定こども園分として他の民間園同様にこども政策課の予算で計上しております。

利用人数が増えた要因も、おおぞら認定こども園の利用予定数を計上したものです。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 松永です。これを利用される家庭って、もう結構固定で決まっていたりするんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

利用する家庭で、実績としますと、大体60人ぐらいの人が毎回使われていると。1月現在だと、今、60人ぐらいの人が1回、2回、もしくは5回とか使われている方がいるので、固定的と言えは固定的かもしれませんが、急に親御さんがリフレッシュしたいために使う方も当然あります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（松永晴香君） 私自身も利用させていただいて大変助かる制度だなと思っておりました。

今年度利用人数が、そのおおぞら園の兼ね合いで増えているということなんですけれども、そのリフレッシュ・一時保育のときってやはり子どもも不安で、一日中泣いていてというのがうちの子の場合はあったんですけど、特に手厚くフォローさせていただいて、一日中抱っこしていたよという話も聞いたものですから。

今、各園で保育士さんが足りないという現状もあるかと思えます。このリフレッシュの人数が増えることによって職員の人数もまだそのままという形になってくるかと思うんですが、リフレッシュ等が今後伸びていくことは予想されますか。また、その伸びていくのが予想されるのであれば、人件的に可能な感じで行えるのか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

このリフレッシュ保育の一般型というのがありまして、それが今は菊川保育園さんと、後は愛育保育園さんとおおぞらが一般型でいます。

この3園につきましては、1人専任の保育士を置いております。それがその人件費として、今、お支払いさせていただいているところです。

今は、少子化も進みまして、確かにお子様は減ってはいるんですが、やはりお母様が一応リフレッシュしたいという気持ちがあるのと、後は低年齢化というか、小さい頃からも保育所に預けていらっしゃるご家庭もおりますので、全体数としては減っているとは思いますが、もしかしたらそういうお母様方が10回まで使えるので、1か月増えていく可能性はあると思います。

来年度からは、小笠北認定こども園でもリフレッシュ保育を始めますので、需要とちょっとキャパは増えていくのかなと感じるところです。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。国のほうで、こども誰でも通園制度というのが始まるということですけども、そういったものにそれも関連して移行していくとか、予定していくというのが、今、考えているのがありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。どうぞ、西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

リフレッシュ保育と、こども誰でも通園制度が一番違うのは、リフレッシュは親のリフレッシュのためで、こども誰でも通園制度は、子どもが親御さん1人で子を育てるときには、保育の現場に行ってみんなと遊べるかどうかとかそういう不安もあるので、子どものためのシステムが、こども誰でも通園制度でございます。

7年度に、今、いろいろ国のほうも確実な制度が決まってまいりますので、民間園のほうに周知しながら、8年度からはまずは公立の小笠北認定こども園のほうで始めてまいりたいと思います。

ですので、これ、リフレッシュがそれじゃ少なくなるかというのと、並行して同じ制度を立ち上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

すみません。1点、これって、保育士もまた必要になってくる話になるのかなと思ったけど、どうなんですか。結局、制度だって人がいなければと思ってしまうところなので。

答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

保育士が必要というのはあるかもしれませんが、今、その定員が割れているところがありますよね。20人みえるところが15人しか入ってこないのであれば、5人は、こども誰でも通園制度で受入れができるというのもありますので、そこは7年度、8年度のその入所の数を見ながら対処していくことになると思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今、誰でも通園というのは、今までの条件があったものが外れたという意味じゃないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

確かにこれは条件が外れたと言えそうですが、先ほども申しましたとおり子どもの成長に関係することです。子どもが団体の保育のところでやっていけるかとか、お母さんとしたら、この子どものこういう保育が正しいかどうかというのを、園に行って園長先生とか先生とかにも話すような機会でもあります。

ですので、別に今、織部議員が言われたように、制限がばっと取れちゃうんじゃないかと、子どものための制度で、こども誰でも通園制度が発足いたしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。私の認識が違うのかどうかですけどね。今までのその預けたくても条件があつて預けられなかったと、そういったことを外したのがその制度じゃないですか。私の認識は間違っていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

両働きでないとなかなか預けられなかったりとか、そういった制限があつて、定数があつてというのも、それも外れたんじゃないかという意見だと思うんですけど。

[発言する者あり]

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

今、織部議員が言われたのは、保育園というか、産後ですね。産後認定のことと、こども誰でも通園制度の違いを聞かれておりますか。

○13番（織部光男君） うん。

○こども政策課長（西川多摩美君） そうですね。産後認定保育は、父親と母親が64時間以上働いていなければ、保育所には、産後認定になることはできません。

こども誰でも通園制度は、保護者が働いていなくても、その保護者がうちで見ている保護者に対して行う制度であります。逆に、いいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○13番（織部光男君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。もうまた制度が、またこれから国のほうではつきりしてくるということですので。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 3款2項1目の放課後児童クラブ運営事業費ということで、多分この事業費の中で、放課後児童クラブ支援員不足に伴う人材派遣業務委託（800万）とは、どのような派遣内容か、具体的な説明をお伺いします。

また、支援員不足については、地域差というんですかね、園によって差があるのかどうかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

加茂小学校児童クラブについて、現在、同一敷地内において、2棟並びで運営をしております。令和7年度の申込みを受け付けたところ、定員より多くの申込みがあり、小学3年生の数名が今のクラブの部屋での受入れができない状態でありました。

市として、低学年の児童までは、放課後児童クラブの利用を確保したいことから、令和7年度は、加茂地区センターの研修室をお借りし、受入数を増加することといたしました。

受入場所を増やすことにより、クラブ全体で新たに支援員・補助員が必要となりますが、特に支援員の資格を持つ方は、SNSなどで募集を行ってもなかなか応募がなく、また夏休みなどの長期期間の受入れに備え、安定的に人材を確保するため、豊富な人材を確保している人材派遣会社に職員の派遣を委託する予算を計上いたしました。

地域差があるかについては、放課後児童クラブの支援員等の配置については、市で行っているため、地域差はございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今、これが800万円という予算ですけども、新しく。これは何人、この支援員という人数が分かれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

今、予定をしている人数が、支援員が2人、平日5時間働いてくれる方が10か月が1人、長期で8時間働いてくれる方が——間違えました。もう一回すみません。

支援員が2人です。この勤務内容につきましては、平日5時間が10か月で、長期の8時間が2か月働いている方、お二人、後は補助員3人を予定しています。これは長期で9.5時間働いている方は1か月で3人おります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番です。今の人数というのは、それは市内全体でということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

市の会計年度任用職員が何名かおります。その方を各教育クラブ人員で割り当てます。それでその空いているところに、不足のところ今この派遣の方を勤務してもらう予定となっております。

おります。

○16番（山下 修君） 分かりました。で……。

○分科会長（西下敦基君） ストップ。すみません。ちょっと待って。これは加茂小のところで足りなかったから、そこに人材派遣を担うわけじゃなくて、ほかのところも足りない時間とか、そういった不足があった場合には、そちらにも人を派遣するという事でよろしいのか、お伺いします。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

今、委員長がおっしゃられたとおりに、市全体として、加茂小のところに人材派遣だけだと、皆さん、子どもさんとかやり方がなかなか分からないがところがありますので、全部ごちゃごちゃにして人事を行うようにします。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑はございますか。

〔「じゃあ、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 14番です。今まで支援される方は、どういう形で募集というか、採用。今回新規でこの人材派遣という形を取るんですけど、そこではどうしても集まりきれないので、こういうある意味お任せしちゃうということの思いがありますけど、あるそういう派遣できる会社みたいところでやるという、集まりにくいというところに根底があるのか、ちょっとその辺を確認したいんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

市では、SNS、市のLINEアプリとかホームページ、後はハローワーク等において募集を行っております。また、今、働いている支援員さんと補助員さん。

〔「知り合いの」と呼ぶ者あり〕

○こども政策課長（西川多摩美君） の知り合いとかですね。はい。からも働きかけております。

以上です。

○14番（小林博文君） 人材派遣を使う理由は。

○こども政策課長（西川多摩美君） 人材派遣を使う理由は、それをやると、急遽その新しく加茂の地区センターで行うためには、もう急遽、支援員さん2人というのはなかなか見つかりにくい現状がありますので、派遣のところにおいてお願いして始める予定でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑で。16番。

○16番（山下 修君） そうすると、今、全部で10名ぐらいだったですかね。時間割いろいろな、2名いつもいるよ。どうでしょう。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 支援員の人数が、今、全体でどれぐらいいらっしゃるかという質問ですか。

○16番（山下 修君） 全体で、今、支援員を、先ほど支援員が2名で、それからご自宅の勤務が1名とかって言われましたよね。それの方全部で、補助員も含めて10名ぐらいをですよ。もちろん。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長です。

すみません、説明が下手で申し訳なかったです。

支援員が2名で補助員が3名の計5名です。

○16番（山下 修君） 補助員が3名の5名か。

○子ども政策課長（西川多摩美君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 派遣のほう。

○16番（山下 修君） はいはい。

○子ども政策課長（西川多摩美君） すみません。

○16番（山下 修君） その方の逆に時給的なものというのは、どの程度になるかというのが分かるんですか。員に対して。時間給といいますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、これは新しくこの派遣される方の時給と、あとまた、今、入れる方の時給。

○16番（山下 修君） この新規の方ですよ。

○分科会長（西下敦基君） 新規の方の。はい。答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長でございます。

今、そのちょうど入札をかけている最中ですので、時給が幾らというのは、入札の金額にちょっと漏れてしまうもので、ちょっとそこは、すみません、申し上げることができません。すみません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番(山下 修君) 今のあれでいきますと、これは年間になるわけですよね。多分。そうすると、何時間ぐらい、延べで何時間ぐらいをこうお願いしているんですか。

[発言する者あり]

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長(西川多摩美君) こども政策課長でございます。

まず、委託する時間でいいんですね。

○16番(山下 修君) ですよ。

○こども政策課長(西川多摩美君) それは、支援員が平日、1年間を通して平日が5時間働いてくれるのが10か月と、長期の場合は8時間働いてくれるのが2か月、それで12か月で1人分。

○16番(山下 修君) 1人分で大丈夫。はい。

○こども政策課長(西川多摩美君) それが2人ですよ。補助員については、長期、夏休みが長いので9.5時間を働いてくれる方を1か月分です。

○16番(山下 修君) 1か月分。

○こども政策課長(西川多摩美君) はい。です。

○16番(山下 修君) 分かりました。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

[発言する者なし]

○分科会長(西下敦基君) よろしいですか。そしたら、同じところで、6番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番(須藤有紀君) 同じところで、システム改修費の詳細、また入退所管理アプリ使用料の増額についてお伺いできればと思います。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長(西川多摩美君) こども政策課長でございます。

国において各自治体に対して、住基情報や税情報など、20の標準化対象事務について、基準に適合した情報システムの利用が義務づけられたことから、自治体情報システムと連動する放課後児童クラブのシステムの改修が必要となるため、予算計上をするものでございます。

入退所管理アプリについては、現在、入退所管理アプリは、一定のセキュリティーを搭載したシステムを利用しておりますが、市の利用規定の情報セキュリティー基準の条件を満たしていないことから、満たしたシステムへ移行するものです。

また、先ほど説明させていただいたように、加茂小放課後児童クラブの場所を1か所増やしたため、前年度より増額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑はございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目の質問を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 松永です。3款2項1目地域子ども・子育て支援事業費、タブレットの12、13ページです。

非常勤職員報酬、アドバイザーに支払う回数が、前年度と比べ回数の違いがありますが、要因を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

子ども・子育て会議に出席していただいた委員と、アドバイザーにお支払いする報酬です。

子ども・子育て会議は、例年、年2回を開催しておりますが、令和6年度は、子ども計画を作成するに当たり、委員に意見、協議していただくため、例年より4回多い6回分の開催分の予算を計上しておりました。令和7年度は、例年同様に2回開催分の予算を計上しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで、8番目の質問、小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 同じところですね。3款2項1目地域子ども・子育て支援事業費で、小規模遊園の遊具設置——設置なのかな。すみません。遊具設置や撤去・修繕に係る補助金とありますが、今回、点検・補修する2件の種類を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。

小規模遊園を適正に維持管理し、児童の健康増進と遊具による事故から守るために自治会等が行う遊具の設置、点検及び整備に要する経費について、要綱に基づき自治会等から申請により補助金を交付しております。

遊具の種類は問いませんが、一般的にはブランコ、滑り台、鉄棒、複合遊具などとなります。令和7年度についてまだ申請している自治会はございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（小林博文君） というと、毎回2件程度を想定して予算計上しているということでしょうか。

例えば、6年は実績としてどんな感じだったのか、あったのか。応募が殺到するとか、そういう感じがあるのかどうかも含めてお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

6年度は、この遊具の補助金を使ってはありませんでした。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

すみません。ここに書いてある点検・補修2件というのは、ただ、当初で予算として上げたけど、実績がなかったということですかね。

○14番（小林博文君） こう聞こうか。多分これを聞きたいの。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 自分の質問じゃないんだけど、これ。これは設置もあるので、設置だと、小っちゃい自治会の中のところにブランコが欲しいとか言うと、自治会が半分負担してとかというのにも使えるんですよね。そういうところの需要のほうが多いんですかね。あまり補修とか点検とかで自治会が半分出すって聞いたことないんだけど。すみませんね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、ちょっと都市計画課のほうになってくるよね。どうなんですかね、公園の管理というと。答弁を求めます。はい。

○こども政策課こども政策係長（赤堀 君） こども政策係の赤堀でございます。

この補助金に関しまして、平成29年からの実績とはなりますけれども、13件あるうちの設置に関しての補助は、これまでゼロ件でございます。点検が1件、補修が7件、撤去が7件

となっておりますので、設置に関しては、これまで29年以降は実績はございません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。すみません、ちょっと自分でややこしいのは、小規模遊園ってどんなものを、結局いろんなところの公園があつたりとかすると思うんですけど、どういったものなのかなと思って。お伺いしてもよろしいですか。

答弁を求めます。赤堀係長。

○子ども政策課子ども政策係長（赤堀 君） 一般的に都市公園ですとか児童遊園というものから外れるような、小さい自治会の公民館、公会堂のそばに遊具が設置してあるですとか、少し広場的になっているとか、そういったところを小規模遊園ということであつたりします。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに関連質疑はございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども、その小規模の遊園ですね、そういったのは、市内にどのぐらいの数があるのか。

○分科会長（西下敦基君） 分かりますか。分かるか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） もし分かればということで、後でも数字をいただければと思いますが。ちょっと時間がかかるかもしれないので。

○1番（本田高一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） では、進めさせてもらいますね。ちょっとかかるようなので。時間内にもらえなかったら、後でもというような感じでいただければと思います。

何か関連質疑はありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。9番目の質問を奥野委員からお願いいたします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項2目子ども・子育て支援制度の民生費です。タブレット12ページです。

このおおぞらの民営化で、市の職員がどのように移行する見込みか。保育士も確保できるのか。後で見たら、ほかのところ派遣という形で残るといのがちょっとありましたけれども、お答えできればお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長です。

正規職員については、民営化するおおぞら認定こども園に5名派遣する予定です。その他の正規職員は、小笠北認定こども園、または庁内の各部署の勤務となる予定です。

会計年度任用職員については、民営化されたおおぞら認定こども園で法人職員として働く方も十数名おられます。法人独自で採用される保育士もあり、4月の開園に当たり、保育士は確保されております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 奥野です。民営化前の市の職員の正規職員と会計年度任用職員って、何人ぐらいか、今、分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長さん、お願いします。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 現在、おおぞら認定こども園の常勤職員は全部で16名、会計年度職員は34名になります。ただ、その中には、事務職員、看護師、調理師、栄養士等も含まれます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番です。それは、16人のうち5人が派遣ということですか、どうですか。それは保育士さんですか。それとも、今、言われた事務とか給食の方が入っているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 松村です。16名の中にいるうちから派遣されるのではなくて、小笠北幼稚園のほうにも常勤職員がいるので、その職員たちも合わせての保育士のみ、5名派遣される予定です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。2月の初めに、おおぞらこども園で栄養士を募集かけたと思うんですけども、今、栄養士さんはいないのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 2月に募集した栄養士は、小笠北認定こども園

も園で勤務する栄養士を募集しました。

○13番（織部光男君） 北。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 小笠北に今度新規で入る。現在おおぞらでは栄養士が2名おります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。よろしいですか。関連で、9番。

○9番（須藤有紀君） すみません。9番 須藤です。ちょっと細かい内訳をお伺いできればと思うんですけども、北幼稚園で現在勤務されている方と、おおぞらで勤務されている保育士さんを合わせたうちの5名を派遣されるということで、その合計何名の方が正規で、今、市、北幼稚園とおおぞらと合わせて何名いらっしゃるのかというところと。

あと、この派遣される5名以外の方は、北こども園と庁内勤務とそれぞれされるということなんですけれども、北こども園に何人、庁内勤務に何人という、もし割合が分かれば、お答えいただければ教えていただければありがたいです。

今、北幼稚園に勤務されている方と、おおぞらに勤務されている方と、正規職員は、結局、合計で何名、今、市の職員としていらっしゃるのかというところが1点。4月から5名、おおぞらに派遣されるということなんですけれども、おおぞらに派遣される方以外の雇用形態といえますか、北に何人派遣されるのか、庁内勤務に何人回されるのかというところが、もし分かればというところです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 最初の質問のほうだけ先にお答えさせていただきます。北幼稚園のほうの正規職員は保育士は5名です。現在、おおぞらのほうで保育士は14名になりますので、合わせて19名の常勤職員の保育士です。先ほど16名と言ったのは、調理師と事務員が正規職員でいるので、保育士として計算されるのは14人の保育士。合わせて19名の正規職員になります。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○こども政策課長（西川多摩美君） 続けてよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。

須藤委員が、北に何名、庁内に何名というご質問だったと思うんですけども、まだ人事

が発表されていないものですから、申し訳ございません、ちょっとお答えはできません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。人事発表前に申し訳ないです。懸念していたのが、せっかく正規の職員、保育士の資格をお持ちの方がそれだけいらっしゃって、民間も人手不足が言われている中で、今回、北がこども園化して、もし保育士さんで、行き先を民間でもいいよという方がいらっしゃったら、そちらに人が欲しいというお声を民間園からもいただいていたので、そこら辺の兼ね合いがどうなるのかなというところをちょっと心配しております。保育士不足の中、おおぞらが民営化された後に、ほかの市内の民間園に行く方がいらっしゃるのかどうかというところを心配していたものですから、この段階でははっきりはしないかもしれないんですけども、また何らかのタイミングで教えていただければありがたいなというところです。

○分科会長（西下敦基君） 質疑じゃなくて……。ただ、保育士の方に民間園への移行と違って、聞いたりとかはしているということによろしいでしょうか。

答弁を求めます。松村園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 今回、民営化に伴いまして、常勤職員全員に面談をしました。そういった民間園さんから、もし公務員を退職して民間に移る人はいませんかということを知っているのも事実です。ただ、今回、常勤職員に面談をしたところ、公務員として働きたいという意向が皆さんだったので、そういった意向には添えなかったというのが事実です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。そういったことですね。

ほかに関連質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。戻りますけれども、今後、5人が派遣という形で、おおぞら園に残るといいますか、派遣されるということですが、今後は市の職員の派遣はだんだん減らしていくとなると、だんだん正規職員の専門職というのは減っていくのかということと、そうすると、今と関連しますけれども、せっかく子どもたちのためにといいことで、保育をしたい、幼児教育をしたいということで就職された市の職員の意向というのが、事務職に転換するということは、一応確認はしていると思いますけれども、その点はどうかかなというところを思うんですが。ですから、今後の派遣を減らしていく、それでその方たちというのは、やっぱり意向を聞くと、事務職とか、民間に行かないとすると、ほ

かの部署に回るのかということが聞きたいのですが。

○分科会長（西下敦基君） 派遣の期間とかでいいですね。

○5番（奥野寿夫君） そうですね。

○分科会長（西下敦基君） だんだんどれぐらい減らしていくかというのが……。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） 子ども政策課長でございます。当面、まだ期間については厳密には決まっておりません。7年度に正規職員がうちのほうから5人派遣をされます。その状態によりまして、あと1年延ばすとか、あと3年延ばすというのは、今後決めてまいりたいと思っております。

先ほど言われた、そうすると、戻ってきたら、小笠北認定こども園以外で働く場所がないのではないかというお話でしたけれども、保育士免許を持ちながら、今ここにいる、保育士免許を持っている指導主事がおりますし、隣の子育て応援課では、発育・発達に関するところにも保育士がいます。そういう免許を持っている方も、子どもに関して対応する職場に配置をすることになっておりますので、当然、農林課とか、そういうところに行くわけではなく、子ども関連のところの部署に派遣職員も帰ってきたら行く予定です。

私たちもそうですが、定年退職というのがありますので、職員が辞めていく場合もありますので、それを見越して、派遣職員が帰ってくる場所は確保してまいりたいと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 追加ということで、森下部長。

○子ども未来部長（森下路広君） 課長のほうから話がありましたけれども、それこそ皆さんも市の職員の確保という部分で、だんだん公務員とか市役所を希望される方も、なかなか厳しいというような状況になっているものですから、本庁というか、市の業務でやっていく上で、本当に職員が大変なので、そこを何とかしようというふうなことで、いつも総務課のほうでもなかなか苦慮している状態です。

さっき言った保育士、保育士といえ、一般的には保育園のほうの業務にはなると思いますが、それこそ少子化という部分もあります。今回、小笠北認定こども園で市の職員を置いていますけれども、少子化が進んで、子どもの数が減っていったときに、その子どもの数に合わせた保育士の人数というのは、必ず必要以下というふうになりますので、そうしたときにこれだけの職員、保育士の数は、言い方は悪いんですけども、足りない、必要じゃな

いんじゃないかとなると、やっぱり同じ保育士といっても市の職員なものですから、当然、本庁というか、どこの部署に行くかは分からないですけども、保育士という資格というか、免許はありますけれども、一般的な事務を行ってもらおうというような、今後、将来を見据えていくと、そんなような人事になっていくのかなというふうな印象があります。

それこそ採用するときにも、そこは保育士の免許はあるかもしれないですけども、どこの部署、それこそ病院だとか、そういうところもそうですけれども、どこの部署に行くかというのは分からないということで、採用のときにお話のほうはさせてもらっています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） そうではあるんですけども、今回、おおぞらの民営化が本当に必要なかというのは、ちょっと突っ込んだ問題になるんですけども、ただ、今まではやっぱり就職するときには、これだけ公立の園があるということで、公立の園が果たしてきた役割もあると思うので、それがもうどんどん縮小していくという……。市の職員だったら、そうやって保育のニーズがなくなったときに帰ってくることができるんですけども、民営の園だと、だんだん施設が限られてくるという点では、なかなか異動も難しいのかなという点も、一面ではあると思いますが……。ごめんなさい、質問じゃなくて。

○分科会長（西下敦基君） ご意見的なところで。

○5番（奥野寿夫君） 意見ですね。

○分科会長（西下敦基君） また自由討議で、そういうことを言っていただければと思いますので。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、10番目の質問を小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 10款1項4目子ども・子育て支援制度事業費、教育費で14ページ、タブレット16ページです。要求内容の12節にあります幼稚園型一時預かり事業委託料が、括弧内が去年の当初予算だったんですが、去年当初と比較して2倍の人数を想定していますが、ほぼ同額の要求になっていますが、この理由を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。一時預かり保育については、平日

と夏休み等の長期を利用する児童がおりますが、平日利用の年間延べ児童数を令和6年度は200人に対し、令和7年度は600人を見込んでおります。

園に支払う事務委託料は、児童1人当たりの日額掛ける年間延べ利用児童数となります。この平日の日額単価の計算は、少し複雑ですが、年間利用数が2,000人以下の施設の場合は、160万円割る延べ利用児童数、引く400円が日額単価となります。この計算式を当てはめて計算しますと、令和6年度は200人ですので、児童1人当たりは7,600円になります。年間の委託料は152万円となります。令和7年度は600人を見越しておりますので、児童1人当たりの単価は2,260円となり、年間135万6,000円となります。

この計算式からも分かるように、年間延べ利用児童が少なければ、日額の単価が高くなり、利用児童数が多ければ、日額の単価が低くなります。このことから、業務委託料は受け入れる人数に関係なく、配置される保育士の人件費を見込んだ委託料の計算となっているため、委託料に大きな差が生じることはございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（小林博文君） 確認なんですけど、保育士さんが1人で見れる園児の数が決まっているので、その分が少なければ、当然、多く入ってくれば単価が下げられる。保育士の料金としてはということで、この金額になったということよろしいですか。そういうことではないのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、どうですか。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。実際、幼稚園のほうで預かり保育を年中開催するに当たって、人件費というのが必要になると思います。その人件費に対して支払われるのが基本的に160万円より低い。年間2,000人ずつ、1人当たり400円を見込んだ数になります。ですので、幼稚園、3歳から5歳となると、1人当たり3歳なら15人まで見れます。ですので、本来なら、そういう2人保育士を必要としていなければいけないというルールがあるんですけども、この預かりの場合は、1人で、ほかの園の中に1人いれば見れるよというルールがあるものですから、1人当たりの人件費とか、それが委託料に換算されていると思われまして。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質問ございますか。

○14番（小林博文君） もう1件いいですか。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 例えば、預かる子が5人しかいないなら、1人、保育士さんの金額として5で割るから、単価が高くなると思うんですけども、10人いれば、その半分で済むという計算式でやるほうが分かりやすいんですけど。保育士さんの費用を出すのに、子どもの数で単価を決めるというのが、ちょっとよく分からないんですけども。今、ちょっと説明が、僕は理解できなかったんですけども、要は、子どもが増えれば、結局、単価を下げるということは、逆を言えば、何人までなら、保育士を何人雇って、その人に対して幾ら払うというほうが分かりやすいと思う。委託料なので、制度があると思うんですけども。何と言ったらいいでしょう……。夏休みですよ。今、平日のほうでしたっけ。

○こども政策課長（西川多摩美君） 今、平日です。

○14番（小林博文君） 平日か。

○分科会長（西下敦基君） ご意見をお願いします。

○こども政策課長（西川多摩美君） 今、私が計算式を言ったのは、年間延べ人数が2,000人以下の計算式になります。ですので、マックス2,000人来ると、計算値、1人当たり400円になると思います。児童の日当たりが。長期の場合で、8時間未満ですと、1人当たり400円、これがベースになっている計算式なのかなと思います。

○14番（小林博文君） どっちも400円か。

○分科会長（西下敦基君） 西川課長、どうぞ。

○こども政策課長（西川多摩美君） 例えば、160万円で、今、小林委員が言われた5人しか、もし来なかった場合ということですよ。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○こども政策課長（西川多摩美君） 5人だと、1人当たりの単価は32万円になります。そこから400円を引いて、5人ですので、それが5を掛けると159万8,000円になります。そういう国で決められた計算式があって、それに基づいて委託料を払っております。

○分科会長（西下敦基君） 最後のところで、400円引いたりするのが不思議だなと思ったんですけど、そういった制度だということ。

関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すみません、確認で質問なんですけど、今、平日、令和6年は200人を見込んだのを令和7年では600人を見込んでいらっしゃるということで、増えた背景と伺いますか、見込み数の根拠を、まずお伺いしたいのと、あと720人で今回予算計

上されていますので、夏休み分は120名と見込んでいらっしゃるのか、この2点をお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。6年度分については、まだ3月が終わっていないので、結果をもらっていないんですけど、5年度の実績によりますと、平日が延べ604人でした。長期は156人ですので、これを基に予算計上させていただきました。長期の人数は、今、議員がおっしゃられたとおりです。

○9番（須藤有紀君） 120名ということ。

○子ども政策課長（西川多摩美君） はい。

○9番（須藤有紀君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、ほかに関連質疑のある方は。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、11番目の最後の質問を私からで、6款7項1目で養護施設整備事業費ということで、タブレットで17ページ。園庭整備工事のスケジュールについて伺います。あと、アスベスト除去工事費とあるが、園舎において使用された場所についてお伺いします。

答弁を求めます。西川課長。

○子ども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。園庭整備工事については、幼稚園園舎の解体工事と、その他の園庭整備工事、遊具の設置、駐車場整備等に分離して発注する計画です。解体工事約6か月程度、園庭整備工事約5か月程度を想定しております。重複期間もあるため、両工事を通じて10か月を想定してございます。

アスベストが使用された箇所は、園舎を新築したときに使用した屋根仕上げ材と外壁仕上げ塗装材になります。屋根については、改修工事により金属板にふき替えた部分、また外壁については、耐震補強工事によりグレースを設置した部分はアスベストは含まれておりませんでした。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、スケジュールのところ、10か月というのは、遊具の設置とか駐車場も含めて10か月ぐらいを見ておけばよろしいですか。今言った

ような解体のところと整備のところでは10か月ということなんです、ほかのところについても伺いできればと思います。

答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長です。今、委員長がおっしゃられたように、解体工事と園庭整備、それぞれ解体工事が6か月で園庭整備が5か月、両方を通じて工事期間としては10か月と予定をしています。

○分科会長（西下敦基君） 遊具とか駐車場とか、それぞれ発注みたいな感じですけど、全部その10か月の中で納まっているということによろしいですね。

○こども政策課長（西川多摩美君） はい、そうです。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。こども政策課で全体を通して何かあれば。

その前に、先ほどの答弁で、赤堀係長。

○こども政策課こども政策係長（赤堀 君） こども政策係長の赤堀でございます。先ほど本田委員からの小規模遊園の数についてのご質問の回答になりますけれども、市内で47か所ございます。内訳ですと、菊川地区のほうで21か所、小笠地区で26か所、合計47か所となります。すぐにお答えできずに申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですね。全体を通しての再質疑で、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

○分科会長（西下敦基君） 質疑するときには、どこの場所か、まず言ってくださいね。

○13番（織部光男君） どこのというよりも、予算です。民生費が前年比10億増加していますよね。ここのこども未来部、こども政策課で関係するとすれば、放課後デイサービスですとか、こども園の障害者が増えているとかという問題にもなると思うんですけども、今、ここの課で、政策課で増額した金額というのは幾らほどですか。10億のうち何割、こども政策課で増額になっているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） すみません、数字を聞きたかったら、最初に質疑を出していただければ助かるんですけども。

○13番（織部光男君） 大体でいいですよ、正確でなくても。何割ぐらいというようなことで。

○分科会長（西下敦基君） 松永さん、どんな質問とかされたいのですか。

○3番（松永晴香君） 外国の籍を持った子どもに対しての方針。

○分科会長（西下敦基君） では、3番の質疑から受けていただいてよろしいですかね。3番。

○3番（松永晴香君） すみません、タブレット5ページに戻っていただいて、外国人児童保育事業で、児童数が今年度は6名から9名が3園、10名以上が3園という形で、昨年度に比べて園としては増えたかなというところがあって、これは外国の子どもたちがたくさん通園をし始めたんだなというのは分かるんですけども、北こども園のほうに、公立ということで5名派遣されます。特に北幼が外国籍のお子さんを預かるというのが多いかと思うんですが、その5名のうちに、ポルトガル語が一番多いのかな、対応できるような職員さんがいるのかを伺いたくて。という背景にも、私が子どもを育てている時代、（タカミ）先生にも大変お世話になったんですけども、幼稚園なので3歳から入ってきて、意思の疎通ができずに、かみついてしまったり、手が出てしまうということが多くて、その中でも、1人でもポルトガル語であったり、英語圏の分かる先生がいらっしゃれば、その子の意思を聞いてあげることができるかと思うんですが、現状はどんな感じで職員さんのほうを派遣というか……。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長さん、お願いします。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 今、5名の派遣は、おおぞら認定こども園の派遣なので、北こども園は、まだこれから人事の……。5名の派遣は同じということです。その他の職員の中でポルトガル語がしゃべれる職員、おっしゃるとおり、小笠は、どの園も外国籍のお子さんが多いです。小笠北幼稚園でも現在多いのが現状です。

今現在は、タブレットを利用して、翻訳機があるものですから、これによってお子さんとはやっています。ただ、特に私たち公立職員は、多いので、簡単なポルトガルの単語は皆さん分かるので、子どもたちが使う、入れてとか、ありがととか、そういう単語は皆さん使えるので、ポルトガルだけではなく、今はフィリピンのタガラグ語、英語、スペインの子もいるので、いろんな言語が今出てくる中で、職員のほうも簡単な単語とか、カードを使って意思疎通を図るようにしています。

以上です。

○3番（松永晴香君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 織部委員の質疑は答えられそうですか。大まかでいいです。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。自分の課が前年度とどれだけ増えているかという

ことは、事前にしなくても分かるぐらいにはしてくださいよ。予算的なものをやっている以上、何の資料を見ても前年比は出ているわけですから、自分の課がどれだけ増えたのかということぐらいは分かっていたらと思います。

それはいいとして、委員長、委員会として、そろそろ各こども園の入園者数が決まると思っていますので、その資料の請求をしていただきたいと思います。例えば、北幼稚園、4月から何名入るのかということですね。定員90名以上のものをつくっておいて、何名入るのかということ。私は一般市民からも、そういったことも聞かれておりますので、今までも窓口で言っているんですけども、答えられないというようなことですので。答えられる時期になったら、委員会に対して、各こども園ごとに全市のものを出していただきたい。それは委員長、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 　いつ頃出そうですか。もし分かる範囲で。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） 　こども政策課長でございます。毎年、議員の皆さまに対しては、保育所の入園と放課後児童クラブの運営については資料を差し上げていると思います。ですので、今、最終段階の調整に入っておりますので、数字が出ましたら、またお示ししたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 　出たら、またいただくということで。一応、毎年もらっているのを忘れていのかどうか分からないですけども。ではそういったことで。

質疑のほうはよろしいですね。5番。

○5番（奥野寿夫君） 　全体を通して。職員の皆さん退出される前に、質問の中に、先ほど途中でありました、これは4ページ、タブレット6ページの保育事業に関わるかと思うんですが、先ほどの子ども誰でも通園制度については、いろんな意見をいただいて、全体としては保育ではなくて、今回は乳児及び幼児への遊び及び生活の場の提供ということで、市町村が今まで保育については関与していたものが、直接、申し込んで契約ということで、非常に課題というか、問題が大きいというふうに捉えています。

国会の質疑でも、先ほどずっと泣いていたという話がありましたけど、乳児期の子どもの発達に重要な特定の大人と結びつく関わり、そういったものが今回はなくて、空いているところに入れていくというような、そういう部分が非常にあって、特に乳児については、保育施設による死亡事故が預け始めが非常に多いというようなことも国会質疑の中であったりとかしているのです、そういった点、今回は取りあえず認定北こども園でしょうか。ただ、これが拡大していくと、そういった課題も出てくるというふうな、そういった認識といたしますか、

そういう課題のほうも承知されているか、お聞きになっているか、確認したいんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。答えられる範囲で。

○5番（奥野寿夫君） 答えられる範囲で結構です。

○分科会長（西下敦基君） 松村園長。

○おおぞら認定こども園統括園長（松村良枝君） 今、子ども誰でも通園制度については、様々な情報を収集している段階です。私たち、実際に園で、今、委員さんがおっしゃったように、まず子どもさんを安全に預かるということが第一前提になります。そのために、どういった人員配置が必要か、どういった環境が必要かというのを、来年度、4月から開園する北こども園のほうで、どういった状態ならお預かりできるかということを検証していきながら、令和8年度の実施にしていけるために、そこで出た課題をクリアした段階で、令和8年度から実施していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。質疑はよろしいですか。16番。

○16番（山下 修君） 1点いいですか。すみません、先ほどの民営化に伴って人員がという話の中で、常勤の方が16名と言われましたよね。その中に調理師さんもおられるわけですよね。その調理師さんの、この後の、令和、翌年度からの配置というんですか、そういったのは、ある程度、めぼしがあるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。人事の話になってくると難しいのかなと思うんですけど。ちょっとその見解だけ、何か答弁していただければ。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。これは人事の話になるので、想定した頭の中でいうと、調理師が正職であるので、もう考えると小笠。まだ断言はできませんが、必要な調理師だとは思っております。人事が出ましたら、また。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 確認ですが、つまりその調理師資格を生かした職場があるということですね。いずれにしても。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。西川課長。

○こども政策課長（西川多摩美君） こども政策課長でございます。奥野委員がおっしゃるとおり、調理師免許を生かした場所です。

○分科会長（西下敦基君） 以上でよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

自由討議がありますので、委員の方は着席をお願いいたします。

文言だけ先に言うておきます。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条の第2項の議長提出議案に関して、審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の事由討議を行います。

ご意見のある方は挙手にてお願いいたしますということで。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。何を言うか、ちょっと考えないと。とにかく、1つは菊川市にとっては、おおよそ認定こども園の民営化の意向ということが一つ課題としてあるということと、それと、国の制度も、今、加速化期間ですか、この3年間の途中であって、いろいろ国の制度も変わりつつある。その中で、先ほど質問の中で言いましたけれども、誰でも通園制度とか、新しい制度ができるんだけれども、非常に拙速、市長は拙速のほうがいいと言いますが、ちょっと拙速で大丈夫かと。肝心な子どもたちなので、大丈夫かなという点を心配しています。ちょっと突然振られたので、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 関連して自分も。ただ、先行してやっているところが、大きなところでやっていると思います。そこら辺がどのようにうまくやっていて、問題がどんな感じであって……。ただ、国もはっきりしないのもよくないなとは思っていますので、そこら辺も、もうちょっと注視をしていかなきゃいけないのかなと。ただ、やっぱり両働きで申請したけど、行きたい園になかなか行けなくて、ほかの遠くのところを紹介されちゃうみたいな、結構そういった相談とかを受けますので、なるべくバランスを取って、うまくそこら辺も調整していただければなと私は思います。多分、国指定の待機児童はいないと思うんですけども、私的是やっぱり何十人かはいらっしゃると思いますので、そうすると、なかなか仕事に行けないとかという切実な相談を受けていますので、そういったところもまた解決していただければなと私は思いました。以上です。

ほかにご意見がある方は。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。おおよそのところなんですけれども、私は職員さんがどうなるかということが非常に気がかりでございまして、今回、正規5名が民営化のお

おぞらに残って、あと北幼と庁内勤務に行くということで答弁があったんですけども、子どもに関わる仕事が、今、非常に人手不足で、市であっても放課後児童クラブを民間の派遣業者に委託しないと人が集まらない状況で、民間園だったら、なおさら人が集まらなくて、結構な額、100万円単位のお金をかけて人材派遣会社から保育士を紹介してもらって、でもすぐ辞められてしまうと赤字になるというような、切実な声をたくさん聞いております。やっぱり公務員として働きたいという意向が強いみたいですので、おおぞらが民営化されてから、おおぞらに行かれない5名以外の方も公務員のままというのをご希望されていて、民間園に行く人がなかなかいなさそうな状況ではあるので、ここら辺が今後どうなるか、課題が大きいかなというのは感じております。会計年度の方から民間に行く方が何人か出れば、民間園も助かるとは思うんですけども、ご本人の意思が大事ですので、そこら辺の部分が難しいかなというのは感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。少子化問題を実際取り入れているのかというのを、私は疑問を感じます。子どもの数は300名以上いた時代から、令和5年度ですと300を切っているわけです。令和6年度はそれから100名ぐらい減っているかと思うんですけども、今の民間の事業所もやっていけなくなる時代は、もう間近だと思います。だから、そういった中において、行政として何をやるべきか、補助金を限りなく出せるわけではありませんし。だから、我々議員として、そういった中において菊川市はどうするんだということも考えなきゃいけないと思うんです。ましてや、公立で九十何名も入れるような施設を、この機会に建てるという非常識をやっておりますので。ずっと私は反対をしてきましたけれども、まず、行政にしっかりと少子化問題というものを捉えてほしいと、私はそう思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。14番。

○14番（小林博文君） 今の件で、もともと子どもさんの保育、共働きとか核家族化も増えている、保育園に預けたい、幼稚園じゃなくて保育園がいいという人が増えてきて、国としてこども園化して、定員を増やすということでやってきたわけなんですけど、ここに来て、さっきありました少子化ということで、実際、公共と市の対応としてもそうなんですけど、少ないから増やせ増やせということで増やしていたところが、今、どんどん減り始めたぞというところだと思うんです。前もちょっと言ったんですけど、今、出てきた放課後児童クラブ

の支援員さんがなかなかいないと。派遣してまででないといけないというのであれば、減ってきたこども園のほうで、今、少ないんですけど、幼稚園で1号認定の方が2時とか3時で帰られるのなら、その部分で児童クラブの運営をするということをやって、運営を継続する。保育士さんという資格があるので、そこでできると思うんです。民間でもそういう動きもあるので、うまく活用していくという。菊川市は、割と小学校と保育園が隣接しているので、しかも出身園のほう安定して、落ち着いていられるということもあると思うので、こども園のほうで、こういう児童クラブのような運営もぜひやっていただきたいなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。自分が1点思った、正規の方が民間園の保育士にならないというのが、民間のほうの処遇改善がもう少し必要ではないかなと。民間に行くと、大分下がってしまうのが実情だと思いますので。また、全体的にも介護とか、織部さんが言ったそこら辺も低いと思っていますので、そこら辺全体で底上げ、平準化が必要になってくるのかなと、社会的な課題を私は感じました。以上です。

ほかにご意見があれば。13番。

○13番（織部光男君） 今、小林さんが言ったような対応というのも私は必要だと思いますし、一般質問を私がしました介護の介護士です。この問題で公務員化という話は思っていたんですけど、できなかつたんです。少子化が始まって、保育士がもし余れば、それを市の職員として介護士をやらせるというような意向は、私は将来あってもいいかなと、そんなふう考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 自分も関連して。今、ごちゃまぜの対応というのは、園としてあったりとかして、子どもと介護って、誰かを見るというのは同じような政策かなと思ったので、子どもとか高齢の方を見るような、ごちゃまぜの施設というのもあってもいいのかなと。近接に置いたりする場合がありますけど、対応が結構近いかなと。資格がちょっと違ってくるかもしれませんが。何となく、高齢の方も子どもを見て、楽しい、幸せになるというか、子どもを見てあげるといことも、高齢の方が多少できる範囲でできるのかなと思ったので。自分もそういったのが、もしやっているところもあるかもしれませんが、そういったのもまた参考にしていきたいなと思いました。以上です。

16番。

○16番（山下 修君） 保育の施設というのが、ここ5年くらいかな、小笠のほうは当初6園あったやつが5割削減の4園になったんですね。それで、菊川のほうは、多分9園くらいあったのかな。それが内田と加茂が合併して1つ減って8園ぐらいという形で、今後、今言ったような状況の中で、子どもが減るということになれば、当然、菊川のほうも統合ということを考えていかないと、先ほど心配されたようなことが、当然、こちらにも入ってくるのかなと。そういう長期的な見通しで政策を進めていくということが大切なのではないかと、このように思います。

○分科会長（西下敦基君） すみません、ちょっと自分がさっきもう一つ言いたかったのは、保育士の資格で、子どもが少なくなると、高齢者の対応がこれから大変になって、高齢者が増えてくる。保育士の資格プラス介護の資格を両方取っていけば、そういうのもありなのかなと。そこら辺の資格は国が補助してということもできればなという意見も言いたかった。

皆さん、以上でいいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、こども政策の予算に係る審査を終わります。ただいま出されました意見等を基に……。3番。

○3番（松永晴香君） リフレッシュであったり、一時保育事業であったりだとか、本当に私も子どもを育てる上で、菊川市が行っている制度を活用させていただいて、子どもが大きくなったような形なので、今後もこのような制度は取り組んでいていただきたいなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） では終わりますね。

ただいま出されました意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

ということで、5分くらいまで休憩にします。5分くらいでということをお願いします。

閉会 午前 9時55分

開会 午前10時00分

○分科会長（西下敦基君） では、休憩を閉じて会議を再開し、子育て応援課の予算審査を行

います。

初めに、堀川子育て応援課長より出席者の紹介をお願いいたします。

○子育て応援課長（堀川訓子君） では、本日の出席者を紹介させていただきます。

子育て応援課長の堀川でございます。それから、家庭支援係長の濱野です。

○家庭支援係長（濱野 君） 濱野です。よろしくお願いいたします。

○子育て応援課長（堀川訓子君） こども相談係長の鈴木です。

○こども相談係長（鈴木 君） よろしくお願いいたします。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 主幹兼こども保健係長の武藤です。

○主幹兼こども保健係長（武藤 君） 武藤です。よろしくお願いいたします。

○子育て応援課長（堀川訓子君） こども発達係主任主査の山下です。

○こども発達係主任主査（山下 君） よろしくお願いします。

○子育て応援課長（堀川訓子君） よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を出された委員からということで、1つ目の質問を奥野委員からお願いいたします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

3款2項1目子育て支援センター運営費、20ページ、タブレット22ページ、開館日数の増加は委託料に影響はないかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

令和7年度から児童館、子育て支援センターの開館日が拡大することについて、子育て支援センター運営費には影響はありません。小笠、菊川のそれぞれの施設に1人工ずつ増員することで、次年度からの運営が可能となりますが、この1人工については、各児童館の増員としますので、児童館運営業務委託料は増額いたします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目のところも奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 続いて、次の3款2項1目小笠児童館管理費、21ページ、タブレット

23ページです。床清掃等委託料の減額の要因について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

小笠児童館につきましては、毎年度、床、窓ガラス、天井、エアコン、換気扇の定期清掃を業者に委託しております。令和5年度中にエアコンの吹き出し口にカビ等による汚れが発生し、通常の清掃では除去できないため、令和6年度にエアコン8機分の分解クリーニングを実施しました。今後も定期清掃を実施していく中で、分解クリーニングの必要があれば実施いたしますが、毎年度は予定していないため、令和7年度は分解クリーニング分が減額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ありません。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問は私からということで、3款2項1目母子福祉費ということで、タブレットで24、25ページですね。質問内容が、高等職業訓練促進給付金の支給見込み人数が増加しているが要因は。どのような職業の希望が多いのか、答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を促進するためのもので、就職の際に有利となる資格を取得することができる養成機関に在学する間の生活費相当を支給するものです。

支給見込み人数が増加している要因ですが、支給基準となる訓練期間が1年以上から6か月以上に緩和したこと、対象資格が看護師、保育士等の国家資格からデジタル分野等の民間資格も含まれるように拡充したことによります。

当初予算につきましては、現在受給しており、次年度も継続予定である3名、及び事前相談に来ている2名について予算計上しております。現在、給付金を受けている方は、保育士、AIエンジニア、ウェブクリエイターの講座を受講している方、相談に来られている方は看護師、社会福祉士資格の受講を希望している方です。最近では、ウェブ関係の受講を希望される方が増えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、再質問ということで、社会福祉士なんかになっていただければ、菊川市で働いていただけると僕も助かるかなと思ったんですけど、これ父子と母子とそこら辺の割合とかかっていうのがやっぱ女性の方が多いのか、男性の方もやっぱこういうの利用されるのか、もし分かれば答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

今までではやはりこちらのほうを申請されて、支給を受けている方は女性の方がほとんどでございます。

それから、今度資格を取られた後に、菊川市に就職していただければありがたいんですが、相談の中でそのようなことも言っていこうとは思いますが、今までではやはり市外のところですか、保育士なんかは市内の園のほうに勤めていらっしゃる方も過去にあります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは再質疑はありませんが、ここの関連で質疑のある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで山下委員から出ていますので、お願いいたします。

○16番（山下 修君） 同じところで母子福祉費ですけども、ひとり親家庭の戸数と児童数の、それぞれの推移はどのような状況になっているかということで、ゆっくりしゃべって。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

ひとり親家庭の戸数と児童の数については、児童扶養手当の各年度末等における受給世帯数と対象児童数を、今年度を含む直近5年間の令和2年度から現在までの推移、状況で答えさせていただきます。

受給世帯ですが、令和2年度は220世帯、令和3年度は230世帯、令和4年度は222世帯、令和5年度は210世帯、それから今年度令和6年度の2月末ですが、215世帯となっております。大きな変動はない状態です。

次に、対象児童数ですが、令和2年度は371人、令和3年度は374人、令和4年度は343人、令和5年度は349人、令和6年度2月末ですが338人となっております。これは子どもを二人以上扶養している受給世帯が減っていること等により、児童数のほうも減少しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。コロナの時期もないと思うんです。その前と比較してというのは、ないんでしょうね。30年ぐらいというのはいない。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

平成30年は受給世帯のほうですが、244行っています。ちなみに平成29年は252。

○16番（山下 修君） 減ってきているということか。分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、よろしいですか。関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

3款2項1目子ども医療費について伺います。タブレットで28ページ、紙で26ページになります。子ども医療費扶助費の積算根拠についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

子ども医療費扶助費は令和6年度の実績等から現物支給分、こちらのほうは受給者証を医療機関の窓口へ提出して、医療費を支払うことなく医療サービスを受けられる分になりますが、こちらの1か月平均を2,300万円として、年間2億7,600万円、それから償還払いとして県外受診等で受給者証等が利用できなかった方が後日償還ということになりますが、こちらのものとは未熟児療育医療自己負担分を合わせまして264万2,000円として見込みました。

最近の感染症の傾向ですとか、高額な医療費の支出のほうを予測することは困難となっておりますけれども、常に感染状況を注視しながら医療費の対応等を行ってまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

大体ご説明聞いて分かったんですけど、ちょっと不思議だったのが、受給者数が減っているのに支給額が増えているというところが不思議だなと思ひまして、ここについてもし根拠をお伺いできればありがたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

昨年度の10月から全額無償化ということで行わせていただいておりますので、今までの500円の窓口負担分のほうも市のほうで持っておりますので、金額のほう増えてございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。ちょっと特定財源のところで、都道府県支出金でおなじ名前が子ども医療費補助金で、ただ枠がコードのほうがちよびっとだけ違うだけなんですけど、これって何か変わったところがあったんですか。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

県の補助金でございますが、民生費のほうと保健衛生費のほうで、ちょっと項目を変えさせていただいた関係で、今2行できてしまっていますけども、同じような県の補助金財源でございますので、変わりはありません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。方法が変わったということですね。すみません。ちょっと気になったもので。ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問を山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 3款2項2目の児童手当給付費ということで29ページ、タブレット29ページです。先ほどと同じように支給対象児童延べ人数の推移と、今後の見込みはということなんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

児童手当の支給対象児童延べ人数の推移ですが、本年度を含む直近5年間で、年度ごとの支払い実績をお答えいたします。

令和2年度は7万7,629人、令和3年度が7万5,153人、令和4年度は7万2,765人、令和5年度は7万184人です。令和6年度については10月から制度が改正し、支給対象が高校生まで拡大されたこと等により、7万3,416人と人数が増えておりますが、この中で高校生年代を除いた人数で見ますと6万8,397人でありますので、毎年減少している状況です。令和7年度の見込みは8万5,006人とまた増加しておりますが、令和6年度分は、本年度分は高校生年代を4か月分としたのに対しまして、令和7年度は1年間分を計上したこと等により増えております。今後も、出生数の減により支給対象児童数も減少していくと思われま

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目を小林委員、お願いします。

○14番（小林博文君） 14番です。

4款1項3目予防接種費、子育て応援課でタブレット32ページ、紙で30ページになります。

12節の委託料の中で接種の混合が4種、令和6年度から5種っていうのが増えたのか、

4種から5種になった1種類というのは何かというのを、まず教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

従来の百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオを予防する4種混合ワクチンにヘモフィルスインフルエンザ菌b型、略称でH i bとありますが、こちらのH i bワクチンを追加したものが、5種混合ワクチンになります。H i b感染症は髄膜炎等、重篤な疾患を引き起こすおそれがあり、2013年4月から定期接種の対象となりました。2024年4月から4種混合ワクチンとH i bワクチン、いずれの成分も含む5種混合ワクチンが定期接種での使用可能となりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。いいですか。

○14番（小林博文君） 聞いたらいいんで。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、8番目の質問を奥野委員からお願いいたします。

○5番（奥野寿夫君） 4款1項5目母子保健事業費の32、33、タブレット34、35ですね。国の給付金が今年度から妊婦のための支援給付金に変わったのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

国の出産子育て応援交付金を活用した出産子育て応援給付金は、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、10万円相当の経済的支援を行うもので、2022年度から開始いたしました。

出産子育て応援交付金は年度ごとの予算事業でありましたが、これを妊婦支援目的とした恒久的な事業とするために、子ども・子育て支援法を改正し、新たな個人給付として妊婦のための支援給付制度が創設されました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、9番目の質問を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 4款1項5目母子保健医療費、タブレットの36ページです。

不妊治療費助成、不育症治療費助成申請に必要な条件を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

まず、不妊治療につきましては、市税等の滞納がないこと、申請日の1年前から夫婦等の一方、または両方が菊川市民であること、それから国内の医療機関において不妊症と診断され治療を行っていることなどが助成対象条件となります。

次に、不育治療費助成につきましては、申請日に夫または妻の住所が菊川市にあること、妻の治療開始日の年齢が43歳未満であること、それから国内の医療機関において不育症と診断され治療を行っていることなどが助成対象条件となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

今、不育症のほうで女性の方は43歳未満という形でありましたが、男性のほうの年齢制限はなしということよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 男性のほうは制限はございません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。10番目の質問を同じところで須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 同じところで伺います。不妊治療助成金の見込み件数の積算根拠についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

不妊治療につきましては、2022年に不妊治療の保険適用範囲が拡大されましたが、年齢、回数制限により、全て自費となる方もいらっしゃいます。また、様々な治療パターン、複数年にかかる治療が想定されます。そこで、過去の申請実績等を考慮した上で、以下のように積算を行いました。

まず、保険が適用され、タイミング法や人工授精を利用した場合として、5万円が10件と考え50万円。それから、保険が適用され、体外受精や顕微授精等の高度医療を利用した場合ですが、こちらの場合は15万と想定しまして、これが10件の150万円、それから保険が適用され、かつ県の助成を受けて高度医療と先進医療を利用した場合として60万円が10件で600万、それから保険適用外で高度医療と先進医療を利用した場合として、これが一番お金がかかると想定しておりますが、100万が2件で200万円、最後に9年度、令和6年度までの制度の経過措置分として10万円が6件で60万、合計で38件を見込んで1,060万円と予算のほうを出しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで山下委員からよろしくお願いします。

○16番（山下 修君） 同じところですがけれども、今、うたい文句に全国トップレベルの人気ということなものですから、今ご説明のあった部分も多分大分重なっていたのかもしれませんが、そのトップレベルというのをちょっと詳しくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

新しい不妊治療費助成事業につきましては、次の4点が主な拡充内容となります。

1つ目は治療費の対応、対象後、拡充前ですが、拡充前は保険適用外でしたが、そちらに加えて保険適用の分の3割自己負担分を含みます。2つ目は助成上限額を50万円から100万円に引き上げます。3つ目は申請回数の制限を撤廃いたします。4つ目ですが、補助率を2分の1から10分の10として自己負担分の全額を補助します。

拡充内容につきましては、他自治体の制度内容を参考にしながら、菊川市の制度が手厚い支援となるよう検討してまいりました。経済的不安から治療を諦めることがないよう、また若い夫婦が早くから治療を受けられることが可能となるよう、申請1回当たりの助成上限額や補助率を高水準なものとして設定いたしました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分から関連で、これって県内で比べるとトップになるのかどうなのか。答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

今申し上げたように、1回当たりの上限だと100万円というところ、補助率も10分の10というところでいうと、県内でも上位部分に今のところは入っておりますが、毎年度どこの自治体もこの辺は検討されていると思いますので、今のところでは上のほうを目指してというところで、この制度を設定させていただきました。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。全国トップでなくてトップレベルということで、分かりました。ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、12問目の質問は松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 松永です。4款1項5目子ども相談事業費（母子保健）について伺います。タブレットの39、40です。

消耗品費の前年度からの増額はないか、母子手帳等のデザインが変わるのが理由か伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

消耗品費の増はマタニティキーホルダーの購入の増額によるものとなります。妊娠中などであることを周囲が気づき、配慮しやすくするために、妊産婦が外出する際に身に着けるマ

タニティキーホルダーを母子手帳交付時に配布しております。

現在のマタニティキーホルダーは、ビニール素材のものですが、次年度は県内の木材を使用した温かいデザインで、生まれてくる子どものメッセージが記入できる菊川市オリジナルのものへ変更するため、消耗品費が増額となります。母子手帳のデザインにつきましては、年度ごと手帳表紙イラストデザインを変更しておりますが、単価は同じでありますので金額の増減はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、この点でありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、13番目の質問も松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 4款1項5目子ども相談事業費（母子保健）で、タブレットの39、40、同じくですね。

産後ケアを必要とする方は条件があるのか。また、委託料が前年度より増額になった要因はないか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う事業で、菊川市内に住所を有し、支援を必要とする全ての方が利用できます。

次年度委託料が増額となっている要因は、国の実施要項に産後ケア事業はユニバーサルな事業であることが明確化され、対象者が産後に心身の不調、または育児不安があるもの等から、産後ケア事業を必要とするものに見直されたこと、妊娠届出や妊娠8か月頃の面談時に積極的な事業周知、案内を行っていること、ニーズの高い半日型を導入したこと、公費負担を増やし、利用料を下げたこと等により、令和5年度から利用者数が増加しており、利用実績に合わせて委託料を増額しているためであります。

また、利用者の中には7回までの利用限度に対し、複数回利用される方も増えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。これは特に所得制限等はないということによろしい

ですか。利用する方。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長です。

所得制限のほうはなく、特に幾らからということで、枠は今のところないので皆さん同じ支援になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、3番。

○3番（松永晴香君） この内容で宿泊型が昨年5名に対して今年度16名という形で、かなり増えたなという印象なんですけど、この積算根拠はどんなところですか。5名から16名。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

宿泊型のほうは大分浸透しまして、医療機関のほうも委託先のほうできてくださっている関係もございますが、数が飛躍的に伸びている関係があります。今年度も1泊2日から2泊、3泊、それ以上ということで、泊数のほうも増えている状態ですので、また次年度以降もこちらのほうを増やしていこうとは思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 妊婦ケア事業のほうは国のほうでも事業は拡大しているって、ちょっと調べたんですけども、今後さらに拡大していくっていいですかね、今回も広域的な取組もされているってことですが、さらに今年度拡大していくということがありますか。利用者を拡大していくとかですね。施策を充実していくとか、そういうことがありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

国のほうではアウトリーチということで、包含型ですとか、あとは里帰り出産時というようにもまた補助金の案として出ていると思いますので、菊川市のほうとしましてもまたニーズのほうを把握しながら、そちらのほうもできれば進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） これで一応通告が全部出ましたので、もしこの課の中で質問があれば、総じて質疑をお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

不妊治療に関してですけれども、男性、女性の比率としてはどのぐらいか把握されていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤係長でよろしいですか。

○主幹兼子ども保健係長（武藤 君） 子ども保健係長でございます。

こちらのほうの補助につきましては、夫婦に対してになります。事実婚もあるんですけれども、ですので申請者はどちらかのお名前が出てきます。対象者はお二人のお名前が出てきますので、申請者としては女性のお名前が出てくるのがほとんどですけれども、治療をしているのは男性がいる場合もあります。

○13番（織部光男君） ありますか。

○主幹兼子ども保健係長（武藤 君） はい。なので、ちょっと治療の詳しいところまでは私たちのほうでは、先生が認めたものになりますので、そちらのほうで補助をしていますので、たまに男性不妊というところが出てくる方もいらっしゃるのも事実でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

産後ケアで、前に男性の教育をやっているのをけやきで見たんですけれども、この不妊治療についても私は女性の場合になると思うんですけれども、やはり妊娠しやすい体をつくる、健康的な面ですよ。食事を含めて、そういう指導は全然なさっていないですか。

○分科会長（西下敦基君） 妊娠しやすい……。

○13番（織部光男君） あるんだよ。

○分科会長（西下敦基君） 子育て応援なので——武藤係長。

○主幹兼子ども保健係長（武藤 君） 子ども保健係長でございます。

今の質問よりもうちょっと前になってしまうんですけれども、今小学生の2年、4年、あと中学生につきまして思春期講座というものを菊川病院の助産師や医師に協力をしていただ

いてやっております。

それにつきましては、自分を大切にすることとか、やっぱり望まない妊娠をしないこと、あとはやっぱ自分を大切にしながらということ、そういったところからの小さい頃からの今講座というのを始めて、少しずつたっているところになりまして、そちらにつきましては少しずつ根付いてきているのではないかというふうに考えております。

それ以降のところにつきましては、今のところでは議員の言うようなところですのでぐく力を入れてやっているかという、そういったところは今のところはやっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと調べた中で、国の制度で離婚前後家庭支援事業というのが、ひとり親家庭の関係でそういう制度があるようなんですけど、そういったことは取り組まれるということはあるですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、こちら関係になると市民課とかになって。

○5番（奥野寿夫君） 市民課になりますか。

○分科会長（西下敦基君） どうですか。堀川課長。

○子育て応援課長（堀川訓子君） 子育て応援課長でございます。

今、委員がおっしゃったように国のほうのメニューで最近出てきたものであると思いますが、菊川市のほうでそちらのほうを進めているかという、そこはまだちょっと手をつけていない状態ですので、そちらのほうの支援のほうはまだ行っておりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で子育て応援課長の質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある方は、挙手の上、発言をお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 不妊の問題を取り上げていますけども、おろす方、全国的に見てものすごい人数があるわけですよ。だから、少子化問題で妊娠する若い人たちよりも、その子どもを助けるということのほうがよっぽど私は早いんじゃないかと思ったりするんですよ。

それは施設で育てることでいいと思いますし、国として考えてくれというのは、結婚を早めるという努力もしなきゃいかんと。そういったことにすることによって、要するに不妊に、高齢化出産が増えている晩婚化ですから、そういう現実になっているんですけど、昔ではこんな問題はあまりなかったというか、表面化されなかったのかもしれませんが、結婚が早かった。

私たちの団塊の世代ですと、25の女性はもう結婚を考えているから、遊んでいられないと行って別れていった人もいます。だから、そういった感覚が今はないですよ。もう一生独身でいようっていうような感じで暮らしている方も多いものですからね。不妊治療にお金をかけるのもいいですけども、妊娠した子どもを守るということも私は考えるべきではないかなと、そんなふうに思いますけどね。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

私の意見は今のこととは違うんですけども、今は結婚も出産も自由であるということ、本人の選択であるということです。そこを前提で、特に望まない妊娠ということがあるわけですから、それは特に女性に対しては非常に負担になるという問題がありますので、あまりそういう点では、むしろいろんな選択があっていい、結婚しない事実婚とか、そういった様々な形を認めていくということが必要だと、私は思います。

○1番（本田高一君） 関連で。

○分科会長（西下敦基君） 1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。

先ほど答弁の中で、要するに若い子にそういった話を指導されているということで、やはり私も中学で教えた経験があるんですけども、食生活だとか、あとそういった先ほど望まない子を身ごもってしまって、それで処分してしまうとそういう問題もあるものですから、この件についてはやはり食生活だとか、そういった若い人たち結構、ここまで突っ込んでいう

とちょっと問題があるんですけども、割合高学歴の方々って一人で仕事のほうをやられる方たちが、割合深く考えていないというか、要するにすぐに若いうちからもう10代で子どもができてしまうとか、そういったところがすごい目立ってしまうものですから、やはりそこはもう社会問題というか、ここで課によってどうのこうのというところまでは、そこで解決できる問題じゃないと思うものですから、そこを国のほうも考えて制度、制度だけじゃなくやっぱり少子化改革なんなりやっけていかなきゃいけないんじゃないかな。考え方ですよ。そういった感じは受けました。すみません。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。3番。

○3番（松永晴香君） 今いただいたお話も出ているかと思うんですが、人工中絶は若い子に限っての話ではなくて、40歳からの方、第3子、4子、望まない妊娠を機に中絶を選択される方もいらっしゃるというのが現実なので、若い方だけの問題ではないということだけは周知をしていただきたいなというのはあります。

不妊治療、本当にお金がなくてできなかったというご夫婦がたくさんいる中で、全国でこうやって動きがなってくるのはいいことだなと思っておりますが、その反面、傷つく女性が増えるということはあるかなと思います。

傷つく女性というといい方が悪いかもしれないんですけども、不妊を治療して1回で授かるということはずまいと思うんですね。やっぱりそのために今回も妊娠しなかった。今回も駄目だったって必ず心が折れてくる女性、男性もしかりなんですけれどもあるので、そのケアのほうも菊川の市のほうで積極的にバックアップしていくべきだなと思っています。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

私も子どもは男子1人なんですけども、やはり女性の、女房も松下産婦人科で不妊治療を受けましたけど、なんか管が詰まっているとかなんとかっていう、あまり難しい不妊じゃなかったんですけども、ですから1人授かって、二人目、1人できればよくできるなんていうじゃないですか。そう思っていたんですけど、二人はとうとうできないで終わってしまったんですけどもね。

ですから今、皆さんの話を聞いていて、やはり人権の問題があるものですから、個人の意見の尊重ということはやっぱり認めなきゃいけないと私は思いますけども、そういった中で女性としても結婚はしなくても子どもが欲しいという方もいると思うんですよ。ですから、そういうのが今の精子の人工バンクがあるように、そういったところでイケメンで高学歴の

そういった子どもを自分で産むと。それで子育てだけはすると。私はそういう選択肢があってもいいと思うんですよ。

だから、そういったことに対しての国としての補助をすとか、そういう幅広い少子化問題の対応というのを、やっぱ国は昔ながらの考え方ではなくて、そういった個人の意思、尊重するような政策を国策として取り入れていけないかなっていうには思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、今この時代になっているものですから、不妊治療というのはクローズアップされているんですけども、昔はあまりそんなことはなかったと思うんですけども、不妊が今増えているかどうかということで、それが前にどこかで私も聞いたんですけども、やっぱりさっきも食生活って言われてたんですけども、やっぱり男性もそういう方が増えている。要するに、ということを知るとは聞くとは聞くと、医学的にもそういったものは今後ちょっと検証していく必要があるんじゃないかなという感じはしますけども。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、コロナワクチンの関係で私は少し勉強もしましたけども、コロナワクチンを打ったことによって、男性の精子が半分になるというようなそんな説もあるんですよ。

ですから、医薬品の影響というのは物すごい人体には影響を与えていると私は思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。16番。

○16番（山下 修君） 16番です。

この母子福祉費というところに、先ほど高等職業訓練促進費というのがありましたよね。それで、その予算が令和6年の84万6,000円から今年度は480万になっていると。これで、最近騒がれているのは、消滅可能都市ということが言われておって、そうならないために女性に選ばれる町にするにはどうしたらいいかといった面においては、やっぱり女性が活躍できる場所、機会、そういったものに積極的に行政が関わってしていくという、そういう意味ではこの高等職業訓練促進給付金というのは有効に活用していただいて、女性の方が菊川市におっていろいろな自分のやりたいことが探せるといったり、資格を持ったりいろいろそういったことを助成することだと思いますので、積極的に活用したら少しは女性が菊川市で住ん

でいきたいなど、こんなふうにするのかなと、ふと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。14番。

○14番（小林博文君） 神の領域の話をしたと思うんですけど、今、高度経済成長とか、子どもをつくるというところで前もあったんですけど、1900年までは4,000万人というのが日本の人口の当然の値、それが100年の間で倍増している。これが今後は100年かけて半減すると、言ってみれば自然の摂理で元に戻るとい、やはり何でもそうですけど、自然界の中であまり繁殖するものは消滅していくという摂理の中では当然かなと。

これ日本で、市じゃ無理なんで日本で言っているんだけど、世界的に見ても韓国なんかはいい例なんですけど、人類として人が増え過ぎていると僕は思っているんですよ。だから、それが自然界の流れとして減らす方向にもう働いている。そこで、どうこうするということはどうしようも、やってもいいんですけど無駄なところが多いと思うんで、4,000万人まで落ちるっていうのに対応できるような、これから社会をつくっていくというほうがもうちょっと望めるのか。

その中で、今子ども産みたい人はたくさん産むし、自分、自立したい人は自立していくというところの考え方も今、個々の考え方というのが出てきているものですから、その辺については自由を尊重しつつ、減るというのに対応していくというところかなと思っているものですから、あまり人が増えるどうこうというよりも、減っていくということを覚悟して、どう今後の社会をつくっていくかというところに重きを置くほうがいいんじゃないかなと思っていますけども、というところも含めて産みたいとかいうところに制限するわけじゃないんですが、自然に対しては勝てないなって思いますので、そんな感じで思っています。

○分科会長（西下敦基君） 適用策と緩和策で、適用が重要だというふうに。

○14番（小林博文君） 適用のほうにかじを切るほうがいいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 神の領域に。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、確かに本当に神の領域なものですから、その辺はなんですけども、やっぱり今小林委員がおっしゃったように、やっぱり2025年問題とかいろいろなっていますので、そこをやっぱり少し改革していかなきゃいけないということで、そこを真剣に今後やっぱり行政としても考えていってほしいなというふうに思います。

すみません。以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

今、特に山下委員の個人の話聞いていて、だからあまり私は国策として産めよ、増やせよというのは、かつての宣伝になってしまうので、それはやるべきじゃないということですし、個人のあくまでも自由であると。

ただ、今は社会として今、なかなか仕事も見つからない、今ちょっと状況は、今の若い人は変わってきていますけども、そういう時代がずっと30年続いた。給料も低いと。結婚もできない。結婚したんだけどできない。やっぱ出産したんだけど、なかなか子どもを持つことに躊躇する。いろいろ学費も高い。子育てにお金がかかる。だけど給料が安い。そういった世の中が問題だっていうことは思いますので、そういった人たちが安心して結婚したい人はできる、子どもを産みたい人は産める、そういうふうにしていきたいということはあると思います。

その上で、山下委員、言っていたんですけども、今回実は研修会の講師によくこの頃、女性が地方から出ていく、女性が非常に住みづらいということで、非常にこの間、去年もNHKのクローズアップ現代でもやっていたんですが、その講師の方を呼んで、とにかく地方に行くと女性は、男たちが飲んでいて女の人は台所で支度するという、ここでもそういう状況がまさにあると思うんですけども、こんなところには行きたくないという、そういうのがあって、男女の格差も静岡県で先日、ジェンダーギャップの指数が出ましたけど43位ですから、東北とか九州とかっていうと大体同じぐらいのレベルで、静岡県は嫌だとそういったところを、その意識改革が必要かなということを僕は思うんですけど、その講師をちょっと推薦したんですけど、そういった問題もいろいろあるかなと思いました。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかにご意見あれば、よろしいですかね。大体そろそろこんな感じで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、子育て応援課の審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、本会議予算決算委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任を願います。

ここでどうなりますかね。

〔「今、向かっているので」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 向かっているので、ちょっと休憩を挟んで11時ぐらいに揃ってる感じくらいでいいですかね。

閉会 午前10時49分

開会 午前10時57分

○委員長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開し、健康福祉部の審査を行います。

初めに、諏訪部健康福祉部長、所管に関する課名等を述べてください。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。所管する課は、健康福祉部は健康福祉課、長寿介護課になりまして、今からの福祉課もよろしくお願ひします。

一般会計当初予算の審議をよろしくお願ひいたします。

○委員長（西下敦基君） 続いて、田中福祉課長より、出席者の紹介をお願いします。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課の田中です。よろしくお願ひします。

社会福祉係の平井係長と生活福祉係の鈴木係長、障がい者福祉係の中村係長、以上の4名です。よろしくお願ひします。

○委員長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。質疑のなされた方から順番に行います。ということで、1つ目は、山下委員からお願ひします。

○16番（山下 修君） すいません、16番 山下です。3款1項1目の民生委員活動費ということで、タブレットのページにということで、民生委員選出までに多くの時間とご苦勞をかけているが、選出できた自治会等にインセンティブを与えるようなことを検討すべきではないかとこんなふうに思っておりますけど、いかがでございましょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。令和7年度の一斉改正につきましては、昨年11月に民生委員、児童委員の選出を各自治会に依頼させていただきました。

民生委員、児童委員は、各地区の福祉を推進する重要な役割を担っており、欠かすことのできないものであるため、各自治会も必要性を十分認識した上で、候補者を選出いただいています。

インセンティブについてですが、民生、児童委員の選出区分は、複数の自治会にまたがる自治会もありますが、選出の有無に関わらず、全ての自治会が関わるものであることから、選出自治会に対してインセンティブを付与することは考えておりません。

今後も選出に当たっての疑問点やご相談がある場合は、個別のお話を伺い、スムーズに選出できるように、できる限りの支援を行って参ります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 菊川市では、定員というか、それが全て100%満足されているのかどうか、どうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。民生、児童委員の定数が77人で、それに対しては満たしております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。都会なんかだとなかなか厳選ができないというような状況のある中で、菊川市は、福祉部が先頭に立って一生懸命やっていたという事で、ご苦労さまでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款1項1目社会福祉協議会費についてでございます。

説明資料は2ページ、タブレットページで4ページになります。

福祉相談事業費、減額となっておりますが、この要因についてお伺いたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。福祉相談事業費のうち健康相談事業が令和6年度末をもって事業終了となるため、減額となったものです。

本事業は、近隣要市、菊川、磐田、袋井、掛川の社会福祉協議会が連携し、実施してきましたが、各市において登録者数の減少や男女比の不均衡、会員の高齢化や新規登録者の減少により、事業継続が困難となりました。

本市においても同様の状況であり、菊川市単独での継続は困難なことから、事業終了となったものです。

現在の利用者には、マッチングサービスなどを行う、ふじのくに出会いサポートセンター事業を紹介するなど、アフターケアを実施しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、もうちょっと同じところで山下委員お願いします。

○16番（山下 修君） 同じところで、社会福祉協議会への法人運営補助金の増額について伺います。

また、活動内容はどうか、今後、少し説明資料の中に社会福祉協議会が行っている概要等の説明資料が記載したほうがよろしいんじゃないのかなと、こんなふうに思いますけどもどうでしょう。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。法人運営費補助金の増額理由ですが、人事院勧告による賃金上昇に伴う人件費の増額によるものです。

活動内容ですが、社会福祉法人菊川市社会福祉協議会要綱の規定に基づき、社会福祉協議会職員の人件費とその他運営に要する経費、いわゆる事務費を対象として人件費は全額を、事務費は補助対象経費の2分の1以内の額を予算の範囲内で補助しております。

説明資料の記載ですが、法人運営費補助金は、社会福祉協議会の人件費と事務費を対象としておりますので、その内訳を記載するなど、説明資料の記載内容について検討させていただきます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 内容をお聞きして、今年1年目の方もおられますし、社会福祉協議会がどんなことを活動としてやっているのかってことを、この説明資料にある程度、細かな項目でもよろしいですけども、そこら辺をどうにか記載していただくっていうのはいかがでしょうか。ご検討お願いします。

○委員長（西下敦基君） ご意見でよろしいですか。答弁。

○16番（山下 修君） ぜひ。答弁。田中。

〔「社協の」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 社協の代表としたら。

答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。社会福祉協議会には、福祉であるとか、そういつ

た団体が行えていないと言いますか、行っていない事業、制度のはざまの事業を社会福祉協議会さんがやっただけで、そういった事業をやっているということを事業の概要の辺り、また記載するというのを検討していきます。

以上です。

○16番（山下 修君） すいません、いつも何やっているのかなって、10年いてもそういうふうに思うときあるもんですから、すいませんけど、よろしく願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ということでよろしいですか。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、4番目の質問、私からで、3款1項1目社会福祉連合費ということで、タブレットページで8ページで、質問内容が業務の内容の（社会福祉関連法による支援の対象者）って書いてある、対象外となる困窮者等への生涯援護の実施とあるが、具体的な対象者と援護について伺います。

答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生涯援護の対象者ですが、生活保護にまでは至らない、一般的に生活困窮者と言われている、収入が少ない、お金がないであるとか、また会社を辞めた、解雇されたなどの理由で、一時的に生活困窮となっている方が対象となります。

援護につきましては、法外扶助費として電気、ガス、水道などのライフラインに係る使用料やフードバンクの送料、2泊程度の短期的な宿泊費の支援などを行います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） これ市内の方、市街の方とは関係なしになるんですか。市内の方のみになるのか、もし分かれば答弁を求めます。

手を挙げていただいて。鈴木係長。

○生活福祉係長（鈴木 君） 生活福祉係長の鈴木です。基本的には市内の方が多いですけど、場合によっては、市外の方で宿泊代とかお渡しというケースも、今年度はないですけど昨年度は市外の方で1人、対象になる方がいたので、支出をしたケースがあります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。この対応って年間どれぐらいあるのか、もし分かれば。あと、年度によって上下が大分あるのか、そういったものもし分かれば教えていただければと思うんですけども。鈴木係長。

○生活福祉係長（鈴木 君） 生活福祉係長の鈴木です。令和5年度は11件、今年度、今の

ところ15件の申請があつて、扶助をし支出をしております。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。今年度、本人から連絡が来るんですか。それとも、誰かから見つけられて、こういった制度がありますよって、相談に来られるのか。ちょっと、そこら辺があまり見る限りなかったの、もうちょっとそこら辺も教えていただければと思いますけども。鈴木係長。

○生活福祉係長（鈴木 君） 生活福祉課の鈴木です。基本的には、窓口まで来られて申請をしていくというケースが多いです。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上ですね。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、5つ目の質問、山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 3款1目の避難行動要支援者支援費ということで、タブレットの8ページです。

支援プランの個別計画作成状況は、どのような状況か。また策定までの、マイタイムラインの作成状況や作成内容の支援を必要としない個人との相違点とは、どのようなこのかということで、ちょっとこれ危機管理部のことかもしれませんけども、状況についてちょっと教えていただければと。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。今年度は、小笠東地区をモデル地区として個別避難計画の作成を進めておりますが、さらに対象者の作成範囲を広げるため、市内の居宅介護支援事業所に対象者の抽出を依頼し、作成候補者16名が提出されました。

計画の作成を依頼する前に亡くなられたり、作成に不同意の方もいらっしゃいましたので、現在、10名の方についてマイ・タイムラインの作成を経ることはなく、ケアマネージャーによる専門的な知見などを取り入れて、個別計画を作成している状況です。

マイ・タイムラインの作成内容の相違点ですが、マイ・タイムラインは、支援を要する、要しないに関わらず、市民が災害時、災害発生時に取るべき避難行動を個々の状況に応じて整理するものですので、作成内容はそれぞれ異なるものと考えます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（山下 修君） 国交省のものになるんですけども、マイ・タイムラインと個別避難計画というのが両方つくようになるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。先ほどの答弁にもちよっと入っていましたが、マイ・タイムラインの支援を要する支援に関わらず、災害時に取るべき避難行動を整理するもの。

個別避難計画は、1人では避難できない、要支援の方が保護の状況に応じて計画を作成しになります。

その要支援者の個別避難計画を作成するに当たって、初めにマイ・タイムラインをつくっておけば、これを基にまたさらに一步踏み込んだ計画、個別避難計画がもう一步、さらにもう踏み込んだ計画になりますので、マイ・タイムラインができていれば、それを整備した上で、個別避難計画のほうを作成するに当たっては、計画が作成しやすくなるという利点はあるかと思えます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。16番。

○16番（山下 修君） 16番です。これ危機管理課が担当する部分じゃなくて、福祉課でよろしいんですね。

○委員長（西下敦基君） はい。答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。マイ・タイムラインは、利用支援者に限らず、市民全員、全市民にやってもらうものになるものですから、ちょっと行政のあれで申し訳ないですけど、危機管理課が担当しております。周知のほうも危機管理のほうでマイ・タイムラインは、周知をしています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○16番（山下 修君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問、6番目の質問、山下委員からお願いします。

〔発言する者あり〕

○16番（山下 修君） あれれれ。

〔「じゃないですか。6番目の奥野さんじゃないですか。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ古いんだ。じゃあ、奥野さんでお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項2目地域ふれあいホーム管理費の13ページ、タブレット15ページですが、障害のある人の生活を支援するためとあるが、その利用状況はどうかお伺いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。地域ふれあいホームは、東遠学園組合に貸し出し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定される地域生活支援事業のうち、障害者等の日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした預かりのための日中一時支援事業を実施しております。

令和6年度は、現時点で3人の利用がありました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりした。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。9。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。地元の方から利用者が3人ということで、いつも東遠学園の前を通るんだけど、あそこは賃料がかかっているはずなのに、利用者が少なく、費用対効果としてどうなんだっていうご意見をお寄せいただきました。ちょっと今、隣の部屋にいる地元の方なんですけども、向こう側からの地元の方からのご意見なんですけれども。少しそういった面で、地元の方からも心配の声が上がっているんで、その点どう考えるか、ちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 障害者福祉係の中村です。よろしく申し上げます。

地域ふれあいホームにつきましては、予算として上げているものが土地の賃料ということで、それを東遠学園組合さんのほうに全額入れていただいているところで、おっしゃるとおり、3人という利用の中で、そういう話もあるかなと思いますけども、東遠学園組合さんのほうにお話を聞いたところ、やはりなくては困る施設だということで、話を伺っておりますので、人数は少ないにしてもやはりなくなることで、その利用している方の行き場がないということも、なかなか難しいかなと思いますので、金額的なところはありますけども、利用としては、今後も東遠学園組合さんのほうに貸し出していきたいかなと考えております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。関連質疑ございますか。13

番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、定員は何名のところ3名なんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 定員については、現時点で特に設定のほうはしていません。

それぞれ建物の中にお部屋があったりしますので、あそこに支援員の方がいらっしゃるということもありますけども、また、支援人の方が見切れない人数になってくると、制限もかかるかと思えますけども、現状、そのような相談も東学園組合のほうからないもんですから、定員がないということで見えていただければと思います。

○13番（織部光男君） いいです。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。一度聞いといて申し訳ないですけども、その中山ホームは市の施設で、それを管理しているのが東遠学園で、土地はまた別の方っていう、そういうことでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 土地については、市の土地ではなくて一般の方になります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。次は、7番目の質問、須藤委員からで。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項2目の精神障害者福祉費についてお伺いいたします。

説明資料15ページ、タブレットで17ページになります。

精神障害者医療費扶助の申請件数が減少しておりますが、積算根拠は。また実態をどのように把握しているか、お伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。積算根拠ですが、令和7年度当初予算要求時点における令和6年度の申請見込件数に、令和元年度から6年度までの申請件数の増減率の平均を乗じて算出しております。

助成の件数ですけども、令和元年度が294、2年度が329、3年度が319件、4年度が295件、

5年度が260件、6年度は2月支払い分までで220件と年々減少しております。

これは、自立支援医療の精神通院により、入院に至る重度化の抑制が図られているものと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。ちょっと私の勘違いだったら大変申し訳ないですが、補正予算の審議の際に、精神病をお持ちの方と障害病をお持ちの方は、増加傾向にあるため、予備費の増額が見込まれるっていうふうな記憶しておりまして、なので、この精神病をお持ちの方は増えているっていう印象が補正のときに受けたんですけども、逆に減っているということで、ちょっとどういったことなのかお伺いできればと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。補正のときにご説明したのは、知弱な精神の方の地域での自立した生活に係るサービスが増えているというふうに説明したと思います。

今回のここの精神障害者の医療費扶助は、これ入院の医療費扶助です。ですので、入院費の医療費扶助が減っている。要は、入院が減るということは、地域移行というか、地域での生活の扶助費は増えている、そういう説明になります。

以上です。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問は私からで、3款1項2目で、訓練等給付費で、タブレット17、18、19までか。

内容は、就労継続支援サービス費が増額されているが、これについてお伺いします。

答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。増額の要因ですけども、一般の就労が難しいため、生活活動や就労に必要な知識の習得、能力向上のために必要な訓練を希望する障害のある方の増加。

特別支援学校の卒業後の支援先の一つとして、就労継続支援のサービス事業所があることや近隣市に就労継続支援A型の事業所の開設が増えていることなどが挙げられます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。再質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） いいです。これについて関連する方、質疑のある方は、挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次のところを山下委員からお願いします。同じところで。

○16番（山下 修君） 同じところで、すいません。

就労洗濯支援サービス費っていうのがありますけども、サービスの内容はどのようなものかっていうことで。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。サービス内容ですが、障害者本人や就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

就労系サービスの利用、申請する前に、原則1か月間の就労選択支援を利用する中で、生産活動等を通じて就労に関する適正、知識及び能力の強化、就労に関する意向等の整理を実施し、就労移行支援や就労継続支援などの就労系の障害福祉サービスの利用が適正なのか、一般就労のほうが適正なのかなど、就労の選択を支援するサービスとなります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） すいません、ちょっと関連で、このサービスを提供するのはどこになるのか。もし資格のある方なのか、それとも民間なのか、行政なのか。もし分かれば、答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 中村です。よろしく願いいたします。

就労選択支援については、現時点で、この市内、近隣の事業所の中で、このサービスを提供する予定があるというところが、現時点ではないというところなんです。

もしあるとすれば、そこもそういった就労系の事業所の、そういう就労支援員がサービスも行うようになると考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは、以上です。

関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけどもね。今、こういうことをして実際に働いている方がいらっしゃると思うんですけども、その人たちの賃金というのはどのぐらいなんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 実際に就労、就学福祉サービスの就労系のサービスですけども、就労継続支援A型の利用者さんにつきましては、最低賃金以上になります。

B型の方については、最低賃金ではなくて、工賃ということで、月に3万円かそのぐらいかなあというところです。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、つこの質問をお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項2目障害者地域生活事業費、21ページ、タブレット22、23ページ。

事業費と一般財源が増えた理由は何か。国庫支出金で相談支援事業費補助費が減っているが、支出はいずれも増えているので、その辺を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。事業費と一般財源が増えた理由ですけども、人事院勧告による賃金上昇に伴う会計年度任用職員の人件費の増や相談支援事業として令和7年度から新たに機関相談支援センターを設置することによる委託料の増などによるものです。

相談支援事業に係る歳入減についてですが、相談支援事業費に対し、国・県から交付される相談支援事業補助金の交付要項が令和6年3月に改正され、これまで交付対象となっていた身体的、知的精神の相談支援事業の委託料が1年の経過措置を経て令和7年度から交付対象外となりまして、令和7年度から設置する機関相談支援センターの委託料のみが交付金の対象となったことによるものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次にところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款1項4目障害者自立支援医療費についてお伺いいたします。

説明資料25ページ、タブレットで27ページになります。

身体障害者厚生医療給付金の減は、一人当たり医療費の減ということですが、その詳細についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。厚生医療給付費の減についてですが、令和5年度の実績と令和6年度の3月から12月までの10か月分の実績を比較したところ、免疫機能障害における厚生医療について1人当たりの医療費が大きく減少しています。

受給者個人の治療内容については、把握しておりませんので、医療費が減少した理由は分かりませんが、免疫機能障害に係る医療費は、高額となる傾向があるため、免疫機能障害に係る1人当たりの医療費が大きく減少したことにより、受給者数は2人増えているものの、厚生医療費全体としては、減少する見込みとなっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。免疫機能障害に係る費用が減ということなんですけれども、1人当たりの額が大体どのくらいかというのがお分かりますでしょうか。令和5年度の実績と増減の比較額が分かればお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 中村です。免疫機能障害の1人当たりの厚生医療費ですけれども、すみません、細かくて申し訳ないですけども、外来について令和5年度が2万9,239円でしたが、令和6年度の場合、途中ですけども、これが1万5,389円ということで、なので、特に免疫機能障害の治療の中で、外来のところが大きく減ったということが医療費全体として大きく減少していったという要因となっております。

○委員長（西下敦基君） 以上で、答弁よろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。額は分かりました。そうしますと、受給者が2名っていうのは、根拠としてはどういったところで2名としていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 令和6年度中にお二人増えたということで、こちらの方が7年度中も継続して治療を受けるということで、お二人の増としています。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、障害者手帳を持っていても医療費、個人的な負担はあるんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。中村係長。

○障がい者福祉係長（中村 君） 手帳を持っていても個人的な負担はございますけれども、重度障害者については、医療費助成のほうをさせていただいております。

○委員長（西下敦基君） 再質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） そしたら、次のところを奥野委員からお願いいたします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項2目障害児通所支援費、26、27、タブレット28、29ページ。

児童発達支援費放課後児童デイサービスが増えた理由は何か。居宅訪問型児童発達支援費の増額についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。児童発達支援費放課後等デイサービス費ですが、それぞれの利用対象である発達に課題のある子どもが増えたこと。専門的な療育を受けることで、成人になってからの課題を減らし、生活能力の向上を図るため、早期の療育を希望する保護者が増えたことなどが増加の要因として上がっています。

居宅訪問型児童発達支援費ですが、現在、支給決定しているのは1人です。

令和6年度当初予算要求時点では、月1回の利用を想定しておりましたが、令和6年4月に月2回の利用で支給決定し、9月議会において増額補正をしております。

令和7年度当初予算についても支給決定に併せて増額をしております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、同じところで、同じ課で。障害通所支援費ということで、内容は、放課後等デイサービス支援費は年齢構成はどのような利用者からサービスを受けているのかを伺います。

答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。利用者の年齢構成ですが、令和6年3月から令和7年1月提供分までの11か月間の実績で、最も多かったのが9歳で30人。続いて、8歳が29人、10歳が25人となっています。

サービス提供事業者ですが、令和7年1月1日時点で、市内に11か所。掛川市に20か所、御前崎市に6か所あります。

令和6年3月から令和7年1月提供分までの11か月間の実績による利用延べ人数2,603人のうち、市内事業者を利用している障害児が1,946人で74.8%。

掛川市の事業者利用が321人で12.3%、御前崎市の事業者利用が248人で9.5%となっておりまして、市内の民間事業者の利用が最も多い状況です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました、質疑として放課後等デイサービスの利用って何歳からとかって決まって、何歳までってあれば教えていただければ。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。基本的には小学校1年生から高校卒業までを対象としております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと低学年の方が多いですね。年が大きくなってくるとまた別のところに行くのかな。放課後等デイ。東遠とかに行ったりとか何か。分かりました。自分が分かればいいということです。

関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次に行きます。

次の質問、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款1款2目障害者支援事業費についてお伺いいたします。

説明資料が29、30ページで、タブレットで31、32ページになります。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成金の購入分減の要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。購入分の減の要因ですけども、直近の3年間の購入または修理の助成額の支給実績は、令和4年度が24万6,486円、5年度が3万8,160円、6年度が17万167円と補聴器を購入または修理する方の助成額が比較的少なかったことから、助成額の積算において支給実績を勘案し、右あな型オーダーメイドの支給個数を3個から2個減らして予算計上したことによる減額となります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。費用として支出が少なかったっていうのは分かったんですけども、購入分を減らした理由っていうのは、修理ではなく、購入分を減らした理由っていうのはどこにあるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。右あな型オーダーメイドの理由っていうのは、予算計上するに当たってなるべく大きめの補助を予算確保していくということになって、右あな型オーダーメイドは、比較的高額になるかと思いますので、それを個数を3個から2個に減らして予算要求をしたと。

実際の支給個数に応じて請求しているのではなくて、全体の補助金額に併せて7年度の予算はちょっと実績の下で減額するに当たって購入分1つ減らしたと。

○9番（須藤有紀君） なるほど、分かりました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次のところを本田委員からお願いいたします。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。すいません、3款1項2目障害者福祉総務費ということでお伺いします。

タブレットのほうは35ページになります。資料33です。

12節の委託料が結構増額していますけども、その辺の説明をすみません、お願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。委託料が増えている理由ですけども、現在、利用しています障害者自立支援給付審査支払等システムの機能のうち、重度心身障害者医療シス

テムと日用生活養護システムにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度末までに標準化に準拠した新たなシステムを構築する必要があるため、構築作業に係る委託料を増額するものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次に質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款3項1目生活保護費について伺います。

説明資料は40ページ、タブレットで42ページになります。

介護補助費が増額となっている要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生活保護受給者が年々増加していることに伴い、在宅や施設入所等で新たに介護サービスを利用する被保護者が増加していること。

また、40歳以上65歳未満の生活保護受給者で、介護サービス費の全額を介護補助費で支払うことと、なるみなし2号被保険者1名分の介護サービス費のほか、令和6年11月から開始されました。

これにより、月額約22万円の支払いが生じたため、令和6年度予算を2月議会において増額補正をしました。

また、令和7年度当初予算についても介護扶助費を大幅増としております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。これについてお願いします。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、介護保険を勉強しますとね、この生活保護費、この受給者に対しては、介護保険に対して一切の支払いをしなくてもいいんですよね。そうかったことを御存じですか。

ちょっと分かりにくいけども、13番 織部です。

要するに、介護保険を未払いの方なんかは、制度を利用できないわけです。

ところが、生活保護を受けている方に限っては、もう完全にこの介護保険、全て受けられる、無償でね。そういう制度に変わっているということ。今、説明ありましたが、内容はそういうことですよ。制度としてね、おかしいですよ。

○13番（織部光男君） まあ、いいです。分からなければいいです。

○委員長（西下敦基君） 鈴木係長。

○障がい者福祉係長（鈴木 君） 介護扶助費の中で、利用料とか、当然、その方によって違って来るわけですけど、解除扶助費の中で一応納めているので、生活扶助の中から払っているんで、実際のところ、無償というか、本人負担はない状況になっているんですけど。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。すいません、次のところ、生活保護費のところ、山下委員から質問が上がっています。お願いします。

○16番（山下 修君） 同じ生活保護費で、生活補助費のコロナ禍前からの推移はどのようになっているのかということをお伺いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生活扶助費の推移ですが、平成30年度は、2,562万円、令和元年度が2,525万円、2年度は2,285万円、3年度は2,488万円、4年度は3,261万円、5年度は3,872万円、6年度は3月5日現在で、4,055万円となっております。

コロナ禍前の平成30年度と年度途中の数字ではありますが、令和6年度の実績を比較すると約58%、1,493万円の増となっております。

令和4年度から特に増えている印象がありまして、コロナ禍の影響に加え、物価高騰なども生活保護受給者が増加した要因として考えられます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。この件で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、奥野委員から同じところをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 同じところ。今の物価高騰に関連して10月から特例加算が国で始まると思うんですけど、それは含まれているか、対象はどのくらいかお聞きします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。特例加算につきましては、生活扶助費に含まれて

おり、対象は当初予算に計上されています122人全員となります。

生活扶助費につきましては、国が5年に1度、検証を行っておりまして、令和4年に行った検証の結果を踏まえ、令和5年10月からの生活扶助費の見直しを行いました。

新型コロナウイルス感染症や物価上昇などによる影響を踏まえて、臨時的、特例的な措置として見直しにより、これまでの生活扶助費が上がる場合も下がる場合も、1人につき月額1,000円を上乗せしております。消費が緩やかに増加していることや、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間、令和7年度、8年度も実施することとなっております。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） はい、奥野です。ちょっと1,500円とあるんですが、これは今既についているということでしょうか。1,000円でよろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木係長。

○福祉課生活福祉係長（鈴木 君） はい、生活福祉課鈴木です。今ですけど、1,000円、各対象者にそういうような特例加算として支給しています。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番奥野です。今はなくて、10月から特例加算というのは付くって、1,000円、ではないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木係長。

○福祉課生活福祉係長（鈴木 君） 生活福祉課鈴木です。今も付いています。令和7年の10月から1,500円になるという、ちょっと今案もあるんですけど、今、現在全員に特例加算として1,000円、支給をしています。令和5年の10月からそういった特例加算があるので、支給をしています。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 度々確認ですみません。今特例加算が既に1,000円あるものを、1,500円については、現在まだ国のほうが審議中というか、確定していないのかなというか、そういうことですか。はい、分かりました。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） そういう意味では、その1,500円分はまだ、この予算には入ってなくて、補正内の対応になるということですね。失礼しました。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連続きございますか。

なければ、最後の質問を小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 3款4項1目災害救助費、タブレットの47ページ、紙で45ページです。

扶助費の中で、見込み件数3件で5万円かける3件となっていますが、この算定根拠を教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。算出根拠ですが、災害見舞金の額は、菊川市災害弔慰金及び災害見舞金支給両方に定められており、住宅の全壊、全焼または流出があった場合は5万円、住宅の半壊または半焼があった場合は3万円、住宅の床上浸水があった場合は1万円となっていますが、上限の5万円を予算の算出根拠とし、近年の見舞金の支給実績の状況などから、年間3件程度の支給を見込み、予算計上をしております。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（小林博文君） 近年の支給状況というのは、具体的には火災なのか、浸水なのか、死亡なのかというのが傾向としてどうなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。まず弔慰金を除く災害見舞金の支給状況ですけれども、令和4年度が床上浸水が4件で4万円です。令和5年度が火災全焼が2件と床上浸水が2件ありまして、合計で12万円です。令和6年度、本年度は火災全焼が1件ありまして5万円を支給しております。なお、死亡による弔慰金5万円ですけれども、これについては令和5年度の火災の時にお1人ということで、2件ありましたので10万円を支給しておりますが、この時には早急に対応する必要があって補正予算で間に合わない状況でしたので、予備費で対応しております。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） はい、関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、この課を通してどうしても質問したい方があれば、場所を言っていただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですかね。はい、5番。

○5番（奥野寿夫君） 困難を抱える女性の支援というのは国のほうであります、特に市としてはそういったDVとか性暴力とか、そういうのに対する対応というのは県のほうで対応しているのでしょうか、そういったことはありますか。

○委員長（西下敦基君） 部署的にどうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めますが、はい、鈴木係長。

○福祉課生活福祉係長（鈴木 君） 今年度から、菊川でも女性相談支援を1人配置をして、一応その困難の問題を抱える女性に対しての対応をしています。

○5番（奥野寿夫君） すいません、今年度とは6年度から配置しているんですか。はい、わかりました。

○委員長（西下敦基君） 他に何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ質疑なしと認め、質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

あ、自由討議に入ります。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項、市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成を努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある議員の方は、挙手の上、発言をお願いします。福祉課ですね。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。民生委員が今77名で充足しているというような回答でしたよね。非常に成り手がなくて困っているという話を聞いているんですけども、実際には足りているということで安堵しているんですけども。やはり高齢化も進んでいるものから、市の職員が退職したときに、こういう活動に参加してもらおうという制度ができれば非常にいいかなと思うんですけど、あくまでも議員に任せているというところに問題があるのかなと思ったりするんですけども。正確に民生児童委員ということで、意外と年配者だけの心配ですけども児童委員ということで、やはり学校に関してもコミュニティスクールということも去年から出ておりますのでね、民生委員の仕事は大変だとは思うんですけども、行政にいた方なんかやってくれると私は非常にいいなと思うんですけどね。以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、他にご意見がある方は。

同じところで、自分も民生委員の方の、地元で5、6個自治会を作って、反強制的にそこから出さなきゃいけないくて、結構皆さんそれが大変だということで、本当にまあ結構高齢の

働く方もいたりとか、なかなか成り手不足というのはやっぱり感じていますので、ちょっとボランティア的なところでお願いしているのは、報奨をどんどん上げていくようなことを国で考えていくべきなのかなと思うのと、あといつも自治会で探してくれという話になっちゃってるんですけど、市としてはこういったことをやりたいとかっていう人材バンクじゃないんですけど、そういったのをそろえておいてこういった方を逆に行政からやる気のある方がいますよと紹介してもらえるようなそういったのもあれば助かるかなと思っています。その中でさっきの職員の方を入れていくとか、職員の方も結構職員が上がった方にはいろんな役職をお願いすることもあると思うんですけど、またそういったことも制度化というか、そろえておいていただければなと私は思いました。以上です。

他にご意見のある方は。はい、16番。

○16番(山下 修君) 先ほど生活扶助費も言ったんですけど、コロナ前が2,500万円くらいで、本年度も4,050万円くらいで1,500万円くらい増えているということで、この間にコロナがあったということと、物価の高騰があったということで、コロナの関係というのは中小企業とかなんとかいろんな企業さんにとって今経済雑誌とかそういうのを見ますとね、まだまだコロナの影響で倒産というのはまだあるんですよ。ゼロゼロ融資とかそういったのを借りまして、その返済の時期が来ても返済できないという形の中で、その影響をもって今でも倒産が増えているとか継続的に発生しているというような面がありまして、そのことを考えるとこの生活扶助費もですね、令和7年度、令和8年度とどうなっていくのかな、増えるんじゃないのかなと、そんな心配をしております。以上です。

○委員長(西下敦基君) 他にご意見あれば。9番。

○9番(須藤有紀君) 9番須藤です。私も同じところを非常に懸念を感じるところでございまして、生活保護費がコロナからものすごく増えているということで、あと同時に介護扶助費のところも質問させていただいたんですけど、これ生活保護から抜け出せなくて介護に至った方が年々増え続けているということを表しているんじゃないかなと感じまして、今コロナ禍から生活保護費もかなり増えていますので、生活保護受給者が増えている状況の中で、このまま生活保護を受け続けて介護まで至る方がこのまま推移すると、扶助費の額が大変なことになると思います。ちょっと非常に危険性を感じたところです。減ることなくずっと、この介護扶助費も増え続けておりますので、ちょっとここは対策といいますか、考えなければいけないところかなというのは感じました。以上です。

○委員長(西下敦基君) 他にご意見ある方は。はい、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番奥野です。ちょっと今日は聞けなかったんですが、全国の調べだと約半数が高齢者でそのうち独り世帯が、そのうち単身世帯が半数だということで、高齢化で年金も不十分でなかなか生活ができない、そういう方も増えているという側面もあるかなと思います。本当に生活が年金とかですね、いろんな生活を支える仕組みができていけばいいんですが、そうでないとなかなか大変であるし、それはそれとしてやっぱりそれぞれの生活保障をしていかなければならないというふうには思います。以上です。

○委員長（西下敦基君） 他にご意見あれば。大体これぐらいでいいですかね。

以上で、福祉課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

これで1時まで休憩となるんですけど、ただ午後に健康づくり課だけになってきまして、ただその後に長寿介護課を入れるか。

〔「やろう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） もしただこを対応できると（中断）

閉会 午前11時56分

開議 午後 1時01分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて、会議を再開し、健康づくり課の予算審査を行います。

初めに、諏訪部健康福祉部長より出席者の紹介をお願いします。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 遅くなって申し訳ありませんでした。健康づくり課の出席職員ですが、健康づくり課主幹兼保健医療係長の山田と、健康増進係長の山田になります。今日も健康づくり課長、欠席で申し訳ありません。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。事前通知の出された方から進んでいきますということで、1つ目は松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 4款1項1目医療救護費について伺います。タブレットの68、資料では66。医薬材料費が前年度よりおよそ半減となった要因を伺います。また、それで十分な

か、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。医薬材料費につきましては、コロナなどの感染症対策用品や救護所が開設された場合に使用する資材や薬品などを購入するための予算となりまして、購入した資材や薬品などは、プラザけやきと、あと家庭医療センターに備蓄している状態です。備蓄している資材や薬品などにつきましては、使用期限もありますので、資材ランニング表により、現在は令和15年度まで計画がありまして、各年度において更新する資材や薬品などが管理されております。

令和6年度につきましては、毎年度更新する資材などに加えまして、縫合止血セットや自動蘇生器などがセットとなっております災害用救急医療セットEM-5と呼ばれているものになりますけれども、そちらの中の2年目と6年目の資材などの更新が重なりまして、多くの資材の更新が重なったということで、125万8,000円の予算を計上しておりました。

令和7年度におきましては、令和6年度のような大きな更新はありませんで、毎年度更新しております点滴用の生理食塩水でありますとか、輸液セットなどの購入となっているため、60万4,000円を計上しております。

これらのことから、令和7年度予算につきましては、令和6年度予算と比較して65万4,000円の減額となっております。

また、救護所に備蓄しております資材や薬剤につきましては、例えばですけれども、プラザけやきには軽症者100人程度を処置できる資材や薬剤がありますけれども、南海トラフ巨大地震が発災した場合に、最大値でありますけれども市内で1,700人程度の軽症者が出ると言われているため、全員が救護所に来ないとしても、備蓄している資材や薬剤だけでは必ずしも十分とは言えない状況となっております。

ただ、医薬材料につきましては、県からの支給に加えまして、薬剤師会と協定を締結しておりますので、市内の薬局から薬剤等を支給できるようになっておりますので、発災時にはその辺、臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） 1番・本田です。4款1項3目予防接種費ということでお伺いします。資料のほうは、タブレット70、71、資料のほうは68、69ですけれども、予防接種助成金の人数ですけれども、何を基準とした人数なのかお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。予防接種費になります。本助成金の主な事業としましては、風疹予防接種費助成事業と帯状疱疹予防接種費助成事業があります。

まず、風疹予防接種費助成事業につきましては、令和3年度から令和5年度の接種実績に応じた人数を基準として算定しております。具体的には、令和3年度は28人、4年度は26人、5年度は15人が予防接種を実施しているため、令和7年度は3年間の平均を取りまして25人として予算計上しております。

また、帯状疱疹予防接種費助成事業につきましては、本市での実績がありませんでしたので、任意接種を実施しております近隣市町の接種実績を参考に、接種人数を算出しております。

聞き取りを行った結果ですけれども、近隣市町の接種率が接種対象者の2%前後でありましたので、本市におきましても対象者数に2%を乗じまして生ワクチン、組み換えワクチンとも89人として設定しております。

その他の概要書に記載しておりますインフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナワクチンの各1名につきましては、定期接種対象者のうち県外などの医療機関で予防接種をした場合に、償還払い分として予算計上をしてあります。

実績としましては、本年度2件の償還払いがありましたけれども、過去3年間では1件のみという実績になっておりましたので、各1名で予算計上をしております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけれど、コロナワクチンの菊川市の医師会としては何人分用意しているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。令和7年度分ということでよろしいでし

ようか。

令和7年度分のものにつきましては、医師会としてどのくらい確保しているかまだこちらのほうに情報が入ってきておりませんので、不明な状態です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。この中で、3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。带状疱疹ワクチンなんですけど、生ワクチンと不活化ワクチンで偏りが出た場合は、対応可能になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。予算的には予防接種事業費としてありますので、たとえ偏りが出た場合でも対応は可能です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○3番（松永晴香君） はい。

○分科会長（西下敦基君） そしたら、3番目の質問を松永委員からお願いいたします。

○3番（松永晴香君） 4款1項4目一部事務組合病院費中東遠看護専門学校組合、説明資料72、タブレット74です。卒業生15名の進路は決まっているのか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。一部事務組合費になります。すみません、こちらの概要書の表記の仕方がちょっと分かりづらくて大変申し訳なかったんですけども、この概要書に記載してあります卒業生15人というのは、令和4年度から6年度に菊川市立総合病院に就職をした令和3年度から5年度に東海アクシス看護専門学校を卒業した卒業生の人数となっております。

中東遠看護専門学校組合の分担金の卒業生数割の卒業生数の定義については、予算の属する年度の前3年度の4月1日に採用した東海アクシス看護専門学校の卒業生数となっております。

そのため、この卒業生15人につきましては、今度令和7年度の予算になりますので、前3年度になりますと、令和3年度に卒業して令和4年の4月1日に菊川市立総合病院に就職した人が7人。同様に令和4年度に卒業しまして、令和5年の4月1日に就職した人が3人、

同じように令和6年4月1日に就職した人が5人となり、合計15人となっております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。15人が菊川病院に入って、その奨学金の返金というのは組合議会で私は聞いていますけれども、その下に書いてある病床割、人口割、これは中東遠とは関係ないあれですかね。組合分担金というのは、これは市によって決めてあるやつだから分かるんですけども、人口割と病床割についてこれはどういうことですか。卒業生割ということ。この3つ、下3つが分からないんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。まず、看護専門学校の分担金ですけども、こちらのほうは組合の規約で決められておまして、その規約の中で人口割40%、病床数割40%、卒業生数割20%となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。多分組合議員の人は分かってないとおかしい話になってしまうので。

ただすみません。これ病床割が多分うち4床減らすような感じで、それが来年度に変更していくようなことになるのでしょうか。もし分かればですけど。微妙に減ったので。答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。すみません。病床数を減らすという話ですけど、ちょっと自分まだ聞いておりませんので、そこら辺はまた確認をさせていただきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと今年度が減る条例があって、それが来年度になってくるのか関係なしなのかまた教えていただけると。ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ4番目の質問を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 4款1項6目健康増進事業費。資料が74、75。タブレット76、77です。

講師謝礼の増額の要因は、研修会の内容が変わったのか、講師の人数が増えたのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。健康増進事業に関する講師料の増額につきましては、本年度は市制20周年記念事業として、菊川健康フェスタと菊川市立総合病院の健康講演会と一体的に実施したことから、これまで食と健康づくり講演会として実施していた講師料が不要でありました。

令和7年度は例年どおり開催を予定しておりますので、講師料を計上しております。また、健康づくり推進委員活動で講師を依頼して健康づくりに関する研修会などを実施しておりますが、地域での健康づくり活動を進めるため、令和7年度は3地区で研修会を実施していただく計画をしておりますので、その3回分を計上したため増額となっております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ここにありますか。なければもう一つ同じところで私からさせていただきます。

健康増進事業ということで、内容は健康マイレージの改善点について伺う。また近年に骨髄ドナーの補助金の利用があったのかお伺いします。答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。最初に健康マイレージの改善点についてですけれども、新たに18歳未満を対象としましたキッズチャレンジを創設したことに加えまして、これまでの対象者、市内在住、在勤、在学の18歳以上を大人チャレンジとしまして、家族ぐるみで健康づくりに取り組めるような方法に変更しました。

また事業参加ポイントを取りやめて、マイレージの仕組みを簡潔に分かりやすくなるように改善しております。

評価指標として、初回参加者の人数を入れることについては、第3次菊川すこやかプランの施策別検証シートの指標として、新規参加者割合を設定しております。

次に、近年の骨髄ドナーの助成金の利用についてですけれども、令和4年度に菊川市骨髄移植ドナー支援助成金交付要綱を制定して以降、本年度1件問合せはありましたけれども、助成金の利用はありません。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。健康マイレージで改善点として、賞金を増やしたということも、これは景品が増えると言いましたっけ。消耗品費が5万から10万3,000円に上

がったということで、これについてお伺いします。山田係長。

○健康増進係長（山田 君） 健康増進係長です。費用が増額しておりますが、昨年まで健康マイレージ事業費として計上していたものを、健康増進事業費として同一で計上しております。

子どもチャレンジのキッズチャレンジを新たに作りましたので、景品分が増額となっております。子どもの景品分が増額となっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。景品は一緒ということでもいいですか。大人も子どもも。子ども向けで何かなってたりとか、もしまだ分かんなければいいです。答弁を求めます。山田係長。

○健康増進係長（山田 君） 子ども向けについては、やはり子どもさんにとのことの、魅力があるもので考えておりました、歯磨き粉ですとか、きくのんの缶バッジを新たに追加しております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。キッズチャレンジ、18歳未満という結構でかいのもあるなと思ったので、私からは以上ですが、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。4款1項6目総合検診総務費について伺います。説明資料が78ページ、タブレットで80ページになります。

健康管理システム機器等借上料大幅減額の要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。総合検診総務費になります。令和6年度の健康管理システム借上料につきましては、令和2年2月1日から令和7年1月31日までの長期継続契約として借り上げていた5台分のシステム、パソコンの借上料となりまして、102万9,000円を計上しておりました。

本システムの借上げの契約については、令和7年の1月31日をもって満了しているため、契約書で定められておりました契約満了後の無償譲渡により、2月1日以降は本市に所有権が移行しております。

そのため2月以降の借上げの費用は発生しておりませんので、令和7年度におきましても同様に借上料は発生しないため、当該システムの借上げに係る予算はゼロ円となります。

ただ、令和7年度の39万1,000円の内容につきましては、令和7年度に新型コロナウイルス

ワクチン予防接種費で計上しておりましたシステム1台分につきまして、予算科目を移行して令和7年度は総合検診総務費で予算計上するように変更しております。

そのためそのシステム1台分の借上料が39万1,000円になりますので、令和7年度と6年度を比較して63万8,000円の減額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ7番目の質問を私からで、21款5項2目で、新型コロナウイルスワクチン接種助成金、歳入ということで、タブレットで98ページです。助成金の内容、今後の動向や使用先について伺います。答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田 君） 保健医療係長です。まず、新型コロナウイルスワクチンの接種助成金の内容についてですけれども、令和6年度に定期接種として実施した新型コロナウイルスワクチンの実績数に応じた助成額を、国から助成基金管理団体であります一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発センターを通じて諸収入として受け入れるものとなります。

令和6年度に定期接種として新型コロナウイルスワクチンの予防接種をしますと、1接種当たり8,300円が支給されるため、本年度の実績数に8,300円を乗じた額を申請することで基金管理団体より支給されることとなっております。

本助成金につきましては、令和6年度中に概算で助成金総額の一部を既に受け入れておりますけれども、残りの助成額につきましては、実績に応じて令和7年度中に申請をして受領する予定となっております。

次に、助成金の今後の動向についてですけれども、1月30日に開催しました予防接種自治体向け説明会においてですけれども、現時点では来年度の助成事業の実施は決定していないとの回答がありましたので、今後の国の動向に注視しまして情報収集に努めていきたいと考えております。

最後に助成金の使用先についてですけれども、本助成金は本来自己負担として個人が支払うべきワクチン接種代に充てまして、個人負担額を減額するために使用しております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

自分からはいいですけど、関連質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） もとに戻ってしまうんですけどもよろしいですか。1番 本田です。健康マイレージのことでお伺いしたいんですけども、社会教育課のほうでやっているものとか、私も、総合型スポーツクラブでやられている、ノルディックなんかも入れさせていただいているんですけども、キッズチャレンジということで、アプロスに今年は理学療法士さんがやり始めていてACP、アクティブチャイルドプログラムということで、そういったのもやっているんですけど、そのほかの方の連携とか、それ取り入れますよとか、そういった連携みたいなのはやられているかどうかお聞きしたいんですけど。ほかでもやられていると思うんですが、健康について。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康増進係長（山田 君） マイレージの連携についてですけども、社会教育課さん、あと長寿介護課さんとか健康に関する部門のところでは、マイレージシートの配布であったりとか、これまでは事業参加ポイントということでご協力をいただいております。

来年度からは、事業参加ポイントにつきましては、事業を分かりやすくするとかこれまでの効果を考えて、事業参加ポイントのほうはなくなっていく方向で今準備をしております。

周知ですとか事業の呼びかけについては、ご協力をいただいておりますので、引き続きお願いしていきたいと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

これで一応事前の質疑が終わったので、健康づくり課の中で質疑があれば場所を言ってお願いいたします。よろしいですか。16番。

○16番（山下 修君） 相談みたいな話ですけども、最近お達者度というんですか。が菊川市では男性の場合1番だというようになっているんですけども、それに一番貢献している課は。

当初の令和6年度の予算審査から見た行政執行に当たっての意見書の中にも、連携ということが、各課の連携というところ要望しているんですけども、それが実った、大成した一つの結果じゃないかと思うのですから、ぜひ健康福祉部長からここがよかった、ここがよかったと言っただけであればありがたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。それこそお達者年齢に関しては、SWOT分析というものもこちらでやらせていただいて、やっぱり健康づくり課でいいますと、

健康づくり事業をずっと長くやった。あとは長寿介護課の介護予防事業、そちらもかなり力を入れてやってきていますので、健康づくり課と長寿介護課が一番の主軸というか両輪で、健康づくり課については高齢者になる前の健康づくりから始めていますので、徐々に高齢者に移るに当たってもずっと保健から予防、高齢者の予防までという形でつながってきている成果だと思っておりますので、健康福祉部の健康づくり課、長寿介護課、そちらの事業の成果と思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございませんか。16番。

○16番（山下 修君） 福祉部じゃなくて、どこかこう、ここも頑張っていた、非常に貢献しているというのではないのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。健康福祉部以外ですと、それこそ今本田議員からもございましたが、社会教育サイドのほうでも健康マイレージ事業にもご協力いただいたり、要はスポーツの部分ですかね。そういうところも協力を。そちらの貢献度もあると思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○16番（山下 修君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連で1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。「フウバ」をやられている浅井さん、もともと社会福祉協議会のほうやられていたと思うんですけども、あの方がこのお達者度が県1位って聞いたときに、すぐに私のところに、ぜひ検証してくれと。「フウバ」もすごい役立っているんじゃないかと、検証検証っていうことを言われたものですから、相当やはり、長寿介護課さんでやって健康に皆さん過ごしましょうという、そういう教室をやられていて、そういう意識が高まっていると思うんですけども、その関係でいろいろ皆さん、健康にいいことをやられたりとか、その辺の連携とかそういったのも、ぜひPRしていただければ。要望になってしまうんですけども。

○分科会長（西下敦基君） お答えはいいですね。

○1番（本田高一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 全体を通してあれば、質疑が。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ以上で質疑なしと認め、質疑終わります。よろしいです

か。では、これで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で議論を尽くして合意形成を進めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員の方は挙手の上、発言をお願いいたします。3番。

○3番（松永晴香君） ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、お達者度が男性菊川が1位、女性は下がって23位になっていると思うんですけど、これはなんで女性はこんなに低いんですか。

○分科会長（西下敦基君） 16位ぐらいまで上がったんですけど。

○3番（松永晴香君） 差が結構あるなと思って。多分去年とかでもそういう話題になっているのかなと思って、伺いたいなと。

○分科会長（西下敦基君） 病気の関係かなんかで、なんかあったと思うんですけど。詳しくしゃべれる方がいたら。1番。

○1番（本田高一君） 詳しいかどうか分からないですけど、1番 本田ですけど、よく言われるのが、菊川でもそうなんですけども、いろいろと社会教育課とか健康諸団体、いろいろ教室でやられているんですけど、参加者は圧倒的に女性ばかりなんですよ。

それで、男性をどうやって引っ張り出すかっていうのがすごい苦慮していて、その割にこの数字なものですから。どうなのかなってちょっと思ったときに、全県で考えると、やっぱり女性が確かに、のレベルが高いんじゃないかっていう感じがするんですけども、ほかの市町も、やっぱりこれどこも一緒です。女性が、この前浜松市の方ともお話したんですけど、女性の参加がすごい多くて、それで男性の参加が少ないということで、女性のレベルがかかって高くて、その中での順位かなと。

男性のほうは、菊川市がいいっていうのは、やっぱり菊川市、正直言って私の周り見ても、すごい健康に気をつけて、そういう集団ではやらないんですけども、菊川運動公園もそうだし、菊川の河川敷もそうだし、すごい歩いている方とか、個人で、すごい健康について一生懸命自分で運動をやっている方が多いんじゃないかなっていう感じがしています。

自分の予想なんですけども、これは、分かる方あったら。

○分科会長（西下敦基君） ほかに分かる方が。ただ逆になんで男性もこんなに高いんだらうっていうのはどうしても疑問があって、特別な施策を菊川市何か本当にやっているかっていうと、そういったことでもないのかなっていうのは、それがはっきり分かれば、それをもつ

と横展開もできるはずだしなというのがちょっとあったので。1番。

○1番(本田高一君) それに関連してですけども、1番 本田ですけども。この前、実はそれが出た時に浅井さんが今言って、すぐ言ってきたもんですから。

私、それこそ保健師のそれこそ長寿介護課の杉山さんにちょっと聞いたんですけども、したらたまたまだよって言われたんですけども。たまたまにしては、2年連続でたしかになっているんじゃないかなと思うものですから、その要因っていうのは、浅井さんじゃないけど、もっと調べてほしいって言ってたんですけども、ちょっと分からないです。

○分科会長(西下敦基君) 13番。

○13番(織部光男君) 13番 織部です。本当に疑問に思って当然です。ですから、エビデンスがないもののデータっていうのは、信用できないんですよ。だから介護問題なら介護問題で、年齢別に出して、そしてその年代において何名で静岡県下で全部で出すっていうなら分かりますよ。何の根拠もなく、そういうのを順位づけしたって、私は全くああいうものを信用しないですけど、やっぱり不思議に思って当然だと思うんですよ。

私もサロンやってますけど女性が圧倒的に出て、男性は本当に二、三名で、20名のうち、そんな状況でいるわけですけども、それでもどうでしょうかね。男性のほうが長生きしてるかっていうと、周りを見てもそうではないですよ。女性のほうが残っているっていう率のほうがはるかに高いと思うんですよ。

ですから、何をもってそうやってお達者度ということを言ってるのか、私には分からないもんですから、それを発表したところに聞くしかないかなと。静岡県で出してるのであれば、その根拠は何だということまで聞かないと、我々はそういったニュース、私はマスコミはあまり信用しないもんですから、ニュースを見て即それを言うことは控えるんですけど。

○分科会長(西下敦基君) 16番。

○16番(山下 修君) 関係あるかどうかちょっとあれなんですけど、自立して、周りの人に世話にならずに、どこまで生きられるかっていうのが健康寿命ですよ。そこがどうかっていう話なもんですから、それを探る指標としては介護認定があるもんですから、多分その数字から持ってきてお達者度という話になっていると思います。

今ここで聞いていいのか、長寿介護課のほうで聞いたほうがいいのか、そんなふうに思ってたんですけど、そこら辺を確認すれば一番いいのかなとは思ったんですけどね。

多分そちらのほうから客観的なデータとしては来て、それを持っていくんだと思います。そういう意味では女性はやっぱり長寿ですから、レベルが高いというような話になる。

○分科会長（西下敦基君） 自分1点、健康増進事業で健康マイレージとあって全体の予算で400万ぐらいしかないので、健康施策にそれこそお金をかければ、その後の病気とか医療の費用を下げるっていう話を本田さんも前してたんですけど、そこら辺がやっぱりもうちょっと数字的にこんだけかけたから本当にこんだけ医療費を下げているんだっていう実証もちゃんと含めて、こういった事業にもっとお金を使うなりとか、分からないからあんまり予算かけないのかなという気もしますので、こういった予防とか介護の予防とか、そういった健康の増進っていうのは、やっぱりそれぞれの個人の健康とか生き方にもすごく影響することですし、予算的にも影響しますので、そこら辺もちょっとまたデータを出して、この健康づくり課の事業を進めていただければと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見の方は。13番。

○13番（織部光男君） 長野県が非常に長寿、その理由はやはり社会参加だということ言っております。やはり私は健康づくり課という名がつくのであれば健康を促進するような事業だけでなく、やっぱりやる必要が私はあると思うんですよ。

ですから、中国なんかの太極拳ですとか、そういう学校の夏休みでも朝のラジオ体操もやらなくなってきているような時代ですよ。でもその地区センターなんかでそういう6時半には6時半で体操をやるとかしてみんな出てくるとかね、そういうような習慣づけといいますか。健康を作るためのやっぱり運動ですよ、本田さんが力入れてやってる。私はそういったものを、この前文化会館アエルで例のキン肉マンが来てやってましたけども、ああいうようなものは、やはりもっともっとたくさんやらないといけないし、それを日常化するっていうことが私は健康づくり課の使命だと思いますけど。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。日常化ってことが大事なものですから、イベントやってもそこで終わっちゃうじゃなくて、それをどうつなげるかっていうところをしっかり考えてほしいなというふうに思ってます。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分の思うのは、理由をつけて出るような感じで社会参加なり健康のものに出てくる、何か理由とか、出ないと損するよみたいなそういったのでうまく引き出していく。特に男性なんか役割があると出てきたりとか、そういうのをうまく流してみんな出てきてもらう。男性は特に出づらいのかなと思うので、そこら辺はもうちょっとうまく考えてやっていただければなと思いました。1番。

○13番（織部光男君） もう一つ長野の例ですけども、やはり社会参加、男性はサロンなんかには出にくいけども、要するに使命感を持たせるっていうことなんですよね。ですから長野の学校で小学校が休み時間になると子どもたちがさっと集まる教室があるんですよ。そこには何があるかという、高齢者の方々が昔の遊びとかをやる。例えば折り紙を折ってみるとか、そういう使命感を持たせるっていう社会参加っていうのが、私は大きい役割を果たすと思うんですけどね。どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 健康寿命っていうのがあります。死ぬまでというか、高齢者になって働くのをやめて死ぬまでの間に介護に行く手前までの。今しゃべったお達者度は生まれてから65歳まで。お達者度は65歳以降の健康寿命。寝たきりっていうか介護にならないまでで、お達者年齢っていうのが、お達者年齢がそれか。なので、静岡県はお達者度っていうので。

〔「お達者年齢はゼロ歳から」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） ゼロ歳からやったんで健康寿命とちょっとラップしないんですよ。65歳を境にしちゃうので、長生きかどうかっていうところも関わってくるんですけど、介護を受けないとか自立できるかっていうところが大きいんだそうです。

この話、代表質問のときにすり合わせで諏訪部さんに聞いたんだけど、ちょっと今思い出せないんで、記憶の中でたしか静岡県の中でも菊川市は高血圧と脳卒中の割合が高いんですよ。そうすると割とそれって重病っていうか、倒れたりとかするといきなり寝たきりとかになるんで、そうすると女性がそうするとほかの市町に比べて要は高いんで、女性だけなんじゃないなくて男性もそうなんですけど、女性の順位が落ちちゃうというのは。

もう1個の原因があった、それを思い出せないで諏訪部さんに聞いてください。

個人的な考えとしては、市政懇談会の中で思ったんだけど、男は好き勝手に生きて長生きするんで、女の方が苦勞してなかなか延びないんですよ。

〔「ストレスの問題もあるのかな」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） 俺が一番の原因だと思います。

〔「男はみんなそう思ってたほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） というのが、自分個人の経験も含めて思います。

○ 番（ 君） ピンピンコロリになれば、これについては、高くなるのかなと。長く生きているんじゃなくて、元気な時間が、介護になっている時間が短ければ短いほどというお達者度は高くなっていると思うので。

○ 番（ 君） 日本は平均年齢が高いんで、それまでの昔10年とかで今9年とか7年とかっていう健康寿命の期間なんですけど、それを縮める努力。ピンピンコロリですね。もう介護なしに寿命を迎えるっていうのが一番理想なんですけど、それをするために今のお達者年齢とかいうので努力してると思うんですけど、いきなり寝たきりになっちゃうと、いきなり介護、どんと上がるんで、男性も女性も全て上がるんだけど、他の市町に比べてその度合いが大きいので、女性の率が落ちちゃうと思ったんだけど。確かそんな内容。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） それ考えるとき、いつも思うのは、菊川市が介護認定が厳し過ぎるんじゃないのかなと。これ言っちゃいけない。ことがあるんですけども、それは事実だろうと。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。よろしいですか。大体。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これで、以上で健康づくり課に関する審査を終わります。ただいま出されましたご意見等をもとに、分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副委員長に一任お願いします。
これで閉会ということ。

閉会 午後 1時40分

開会 午後 1時43分

○分科会長（西下敦基君） それでは、健康福祉部の審査を行います。初めに、諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。

今からの審査ですが長寿介護課です。よろしく願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 続いて、黒田長寿介護課長より、出席者の紹介をお願いいたします。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長の黒田です。今日はよろしく願いいたします。

皆さまから向かって左手、高齢者福祉係長の金井です。続きまして、そのお隣、介護保険係長の渡辺です。本日、ちょっと時間の都合により欠席となりますが、包括支援係長の山本

が本日欠席となります。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは、事前通知を出された方から質疑をお願いしますということで、1つ目は山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 3款1項3目の在宅福祉費というところで、在宅寝たきり老人等介護手当の減額した理由、根拠は、また制度の周知について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

在宅寝たきり老人等介護手当を減額した根拠についてですが、こちらのほうは、過去3年間の支給実績、延べ件数に基づいて減額させていただいております。

具体的には、令和3年度では2,254件、4年度で2,123件、5年度では1,846件となっております。毎年減少傾向にあります。

また、令和6年度も前3期中2期分までの支給実績、延べ件数となりますが1,085件となっております。支給件数の減少が見込まれるところです。

次に制度の周知についてですが、市のホームページや暮らしの便利帳、介護保険のパンフレット、介護認定審査の結果が要介護3以上となった人へ認定通知書を送付する際に同封するチラシへ掲載をさせていただいております。また、対象者と日頃関わりを持つ市内の介護支援専門員が集まるケアマネジャー協議会において、在宅寝たきり老人等介護手当について紹介し、制度の普及啓発を図っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） だんだん減ってますけれども、減ったというのは、これ亡くなっちゃということじゃなくて、その後、施設へ入所とかって、そういう形になってくるんですね。どうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 減少する要因としましては、入院したりですとか、入所したりですとか、そういったことになりまして、対象の要件から残念ながら外れてしまい、人数も減るという形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） これが本会議のとき、部長さんが、非常に何でこんなに介護人材が不足したりなっていくかと言ったときに、3世帯同居で、家族で面倒を見るというような昭

和のよき時代というんですか、それから変わっていったというようなことを言われて、わあ、いいこと言ってくれたなと、私は思ったんですけども、福祉部で、長寿介護課で目論んでる数字と、今言われた数字というか、だんだん減っている数字というのは、そこら辺はどうなんでしょう。どのような捉えているか、ちょっとお伺いしたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

私たちは目論んでいるといいますか、そういった数字はございませんけれども、もちろん前回その議会のほうでもお話させていただいたんですが、やっぱりこういったサービスを利用せずに過ごされるということが、まず一番です。ですので、数が増えればいいかといいますと、私がもうちょっと、そこは何とも言いにくいところなんですけど、ご用意させていただいているサービスですので、必要な方にはちゃんとした情報として届けて利用していただきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） すみません。ちょっとこの関連で、在宅寝たきりの方が6か月以上介護する方への慰労金ということで、最後、終末期でも、家で亡くなりたいとか、看取りたいという方は、これは対象じゃないという事業でよろしいですか。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

そういった場合も対象にはなりません。

○分科会長（西下敦基君） ただ、6か月以上やらないということで、看取りだったら何か月かなという、そういう場合にもあるので対象外の方もいますけど、対象になる方もいるということで。分かりました。

関連質疑ございますか。なければ、2つ目の質問を山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。

シルバー人材センター活用推進費ということで、52ページです。最低賃金値上げへの対応はどのようになっているのかということで、人材センターの雇用に関して。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

シルバー人材センター活用推進費に計上される主な予算は、シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費への補助金で、事務職員の人件費や管理費、就業機会の確保や研修等の育成事業が対象となっております。

山下委員がおっしゃいました最低賃金値上げへの対応についてですが、菊川市シルバー人材センターでは、令和7年4月1日から、会員の配分金について、1時間当たり100円増額する予定であるとお聞きしておりますが、補助金への算定の基礎には含まれておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。なければ、3つ目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

3款1項6目徴収管理費について伺います。説明資料が58ページ、タブレットで60ページになります。

電算業務委託料増額の要因について、令和3年から令和6年の推移を見ますと大体80万円台で推移しているんですけども、令和7年度、今回の当初だけ112万5,000円ということで、例年より30万円ほど多いなということを受けまして、この増額の理由を伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

令和7年度には、自治体情報システムの標準化・共通化が予定されております。介護保険システムにつきましても、その一環で、年度途中でシステム移行が予定されておまして、納付書などの帳票のレイアウトが変更になります。移行後は納付書や督促状の印刷が必要なため増額となったところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

確認でございますが、納付書と通知書、紙の印刷料が30万ほど多く見込まれるということ、紙といいますか、そちらの印刷代が30万ほど見込まれるのが主な要因ということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） ちょっとちゃんとした説明をもう一回いただきます。答弁を求めますが、渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今回につきましては、テスト印刷も含めて200枚、100枚督促状と納付書の印刷がありますので、そちらのほうの対応で30万かかるということになっております。

○分科会長（西下敦基君） 印刷でということですか。答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

300枚印刷するのに30万ということですか。今、200枚、100枚ってテスト印刷をされる分で30万というふうにお答えいただいたんですけど、合計300枚に30万ですか。

○分科会長（西下敦基君） 渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今回につきましては、標準化が初めてということでテストがございまして、その分で20万かかるので、その分がかかっているのが大きいです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 20万かかっているのは。

○介護保険係長（渡辺 君） 初めてのことになるので、QRコードとかの入れ替えもありましたので、このテストで20万ほどかかりますので、全体的に大きくなっている部分があります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

そうしますと、QRコードの入れ替えとかテスト印刷に20万ほどというとなんですけど、300枚印刷するだけで、その印刷されただけで30万というわけではなくて、システムのちょっとその内訳の詳細をお伺いできればありがたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 処理基本料として5万ほどかかります、まず。帳票印刷自体が3,000円ということで、1枚12.6円、督促状200、9円の100件で、事務処理料と、シーリングで切ったりとか、そういったものの処理料がかかります。それが2,000円ぐらいかかって、プラス標準化で、このセットのために20万円ほどかかりまして、合計が30万ぐらいです。

○9番（須藤有紀君） 印刷だけで30万かかる、ちょっとびっくりしてしまいました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今、答弁の中で、自治体標準システムに移行のためと言われました。これは、自治体のDX推進みたいな形の中で、国の補助みたいな、そういうお金というのは該当するのではないんですか、これは。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 基本的にシステムの改修費につきましては、基本的には全部補助にはなりません。ただ、足が出た分につきましては、もちろん市費で出すものがありますので、そちらについては、もちろん主担当課で出すものです。基本的なシステム改修費のものにつきましては、補助の対象になりますので、企画政策課のほうで補助金の予算を要求しているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。

この予算事業概要書の中に、財源とか結構出てくるんですけど、そこへ該当して入ってくるあれというのはないわけですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今、長寿介護課で予算要求しているものにつきましては、後ほど出てきますけども、介護保険特会で出てきますけども、一般会計につきましては、基本的には企画政策課で一括で要求して、企画政策課で作業しているものですので、長寿介護課のほうには入ってきません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） そうすると、半年間やったり、その先行くと財源の組み替えとか何とかって、そういうようなお話に出てくるということですか。

○分科会長（西下敦基君） これって、企画政策課で多分一括で受けていて、それをどこに割り振るか、企画政策課でやって、システム変えてもついているところ、ついていないところがあるので、それはもう財政課のほうで割り振ってるということではよろしいのかなと思うんですけど。

答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 基本的に、その標準化の対応につきましては、二重業務に対

して標準化のものが対象になりまして、それ以外のものについては標準化の対象ではないので、補助金対象にならないものかなと。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。なければ、すみません、4番、5番が同じところで質問が2人から出ているんですけど、答弁はほとんど同じということで、一括で質問させていただくということで、まず自分のところを読ませていただきます。

3款1項6目事務所管理費ということで、タブレットで61、62ということで、自分のところが、物価高騰対策福祉サービス継続支援金について、支援先及びどのような内容で支援するのかということと、山下委員のところは、どうします、読んじゃいます。

○16番（山下 修君） 読んじゃってください。

○分科会長（西下敦基君） 物価高騰対策福祉サービス継続支援金は、令和6年度では予算ゼロの中で、事業所管理が運営されたが、この臨時交付金が令和7年度での緊急かつ有効な活用予定があれば伺いたいということで、答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

西下委員と山下委員のご質問につきましては、今ご案内いただいたとおり、併せて回答させていただきます。

今回の事業は、国の令和6年度補正予算において追加された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものになります。物価高騰対策福祉サービス継続支援金について、まず支援先ですが、市内にある28法人等が設置する介護保険事業所などに対する物価高騰支援を行うものでございます。

次に、どのような内容で支援するのかについてですが、入所施設、通所施設、訪問事業所、それ以外の事業所と区分を分け、それぞれの物価高騰が影響する金額を算出し、その2分の1を支援するものでございます。

具体的な支援額は、入所施設の場合、定員1人当たり7,000円、通所施設は、定員1人当たり4,000円、訪問系、その他の施設については、1施設当たり1万5,000円をプッシュ型として、5月上旬までに支援を完了する予定でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。今、3つ言われたんですが、4つの区分で、それ以外というのはどういった支援になってくるのかも分かれば。

〔「少々お待ちください」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すみません。あとそれ以外ってどういったところなのか。入所、通所、訪問があって、それ以外は何だろうなと思ったんだけど。

答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 基本的に入所というのは、皆さんご存じのとおり、特養であったりというところでありますけども、その他というのは、居宅介護支援事業所であったり、そういったヘルパーであったり、訪問系のもの、あと地域小規模多機能とか、そういったひまわり、基本的には居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所だと思っていただければありがたいと思います。そういったところにつきまして、1施設に対して1万5,000円お出しするところ、今、補助のことを考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からはいいです。関連質疑ございますか。よろしいですか。なければ、6番目の質問、奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項6目、旧東部デイサービスセンター管理費、64ページ、タブレット66ページの資料です。長寿いきいき安心プランではないですけども、将来、東部地区の拠点とするような考え、ちょっとうがった見方かもしれないんですけど、デイサービスセンターを今後どうしていくのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

初めに、市が設定します日常生活圏域について簡単に説明させていただきます。

市が設定する日常生活圏域は、東部地区、西部地区、南部地区の3圏域で、おおむね中学校区単位となるように設定しています。

ご質問にあります東部地区は、菊川東及び牧之原中学校区で、ほかの2つの圏域に比べ高齢化率が高く、今後もその状態が続くと予想されます。

そのような状況の中で、現在、地域包括支援センターけやき窓口及びあかつち窓口の2拠点で市内全域を対象に支援事業を行っており、現在、旧東部デイサービスセンターは、社会福祉協議会へ賃貸し、きくがわデイサービスぎおんの里として、共生型デイサービス事業が行われております。

後ほど小林委員のご質問にも関係しますが、令和7年度まで社会福祉協議会と賃貸借契約を予定しているところですが、共生型デイサービス事業は、今月末をもって終了いたします。

旧東部デイサービスセンターの今後につきましては、地域で生活支援サービスを提供し、

互いに助け合える地域づくりにつながるよう、公募などによる民間活力の活用も視野に入れまして、有効利用に努めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと2つのことがあるんですが、東部の包括支援センターと申しますか、そういったものが地域的に、今言ったように、西中学校区と東中学校、牧之原もありますけど、その2つをけやき1か所で賄うということでもいいのか、もうちょっと地域的にサービスが拠点が必要ということはないのかなということちょっと思ったのと。

それと、今は、とりあえずサービスが終了して、建物だけになる。まだほか残るサービスはあるんですけど。東部デイサービスセンターの今跡地については、今、ぎおんの里のサービスが終了してからどうなるのか。もう一度、ごめんなさい、確認させてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

まず、市内に複数の拠点を設ける件につきましてですが、菊川市の面積と申しますか、地域包括センターから大体30分圏域と申しますと、大体けやきだけでも、大体全てを網羅する形にはなります。

ただ、現在、皆さんご承知のとおり、南地区に関しましては、あかつち窓口ということで、さらに手厚く支援ができるように、その2つの窓口でさせていただいております。

いろんなサービスですとか相談業務を行うためには、やはりその事務所にも専門職を置く必要もございますので、今のところは、あかつち窓口もけやき窓口も、そちらのほうはメンバーのほうはそろっておりますが、ですので、現時点では2拠点で行くつもりでおります。

旧東部デイサービスセンターのほうにつきましては、社会福祉協議会の事業自体は今月末で終わりという形にはなるんですけども、先ほどお話をさせていただいたように、建物を使って有効利用できるように公募等をいろいろ民間の方も巻き込みながら、いろんな有効活用を進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 私はいいです。

〔「ちょっと今のだと、もう次のもちょっと質問」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 7番の質問をまずしてから、全体でしていただく。小林委員から

お願いします。

○14番（小林博文君） 次のページにありました老人福祉施設等整備補助費、3款1項6目ですか、社会福祉施設等整備補助金返還金、これの具体的な理由は、半分ぐらい今分かりましたけど、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

今回の補助金の返還金の対象施設は、現在、社会福祉協議会が運営しておりますきくがわデイサービスぎおんの里の建物のことでございます。

この建物は、国県補助金を活用し、平成11年3月に完成したもので、今回、平成31年4月から運営している社会福祉協議会との契約を更新するに当たりまして、当初の補助目的と異なる用途での利用に該当するとして、国や県に対する補助金返還する義務が生じ、その補助金返還額として本予算を計上しているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） ぎおんの里は、記憶によると老人だけではなくて障害のある方とか子どもさんとか一括して面倒見ますというところで再スタートしたと思うんですけど、その中で、これは全部をやめるということ、デイサービスの運営自体を停止するという事なのかと。もう一個、東部ふれあいプラザでしたか、サロンをやっているところがある。あの辺の運営というのはどうなるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

きくがわデイサービスぎおんの里については、3月末で全て終了する形にはなります。

東部ふれあいプラザにつきましては、こちらのほうは、令和9年まで社会福祉協議会のほうに指定管理者をお願いしているものですから、そちらのほうは、そこまでは継続をさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 失礼しました。東部ふれあいプラザは令和8年度までです。

訂正します。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） さっきの奥野委員との重なるんですけど、ここを拠点として、何か

次にやっていくというときに、さっきあった障害のある方とか子どもさんとかじゃなくて、例えば、今あった介護施設のような形の施設としてやるという考え方もありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

私どもとしては、福祉系の土地利用ということで考えを持っています。

今後の菊川市を見据えたときに、相談業務を含めまして、どんな業種、どんな施設かというところも、市役所だけではなくて、いろんな方のご意見等を聞きながら、あとは業者の方のご知恵も借りて選定していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） ちょっと質問とは離れちゃうんですけど、あそこの施設を使えるなら、ぜひ使ってみたいという法人さんがあるんですけど、ぜひ使ってやっていただきたいなと思うんですけど、承知してますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 私どものほうでは、一応、私どものほうで、今、ここ東部デイサービスセンターのほうを管理はさせていただいておりますけれども、基本的には菊川の市有地ということになりますので、公募という形には基本的にはなっておきますので、もしそういった相談があったとしても、1社だけではという形にはなるのは大変難しいと思います。

以上です。

○14番（小林博文君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。関連質疑で、5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連で。先ほどの補助金の対象外になったということと、事業が今回終了することというのを聞いていいか分からないんですが、関係あるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、使い方がちょっと違っていたよという指摘があって、これ返還するようなものになるのか。

答弁が、誰がしていただければ。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今回の補助金返還につきましては、もともと3年間社会福祉協議会に貸していたものです。今後、更新に当たって、もう一回貸すに当たって、補助金の

当初の目的とは異なるために貸すということになりますので、補助金返還、国庫に返還するものになります。使い方は確かにデイサービスと一緒になんですけども、国が当初、市に求めた目的とちょっと異なるということで解釈になっておりまして、補助金返還が毎回求められるものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

同じようなことを聞きたいんですけど、つまりこれまでが補助目的ともう違っていたという事ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 平成30年に1回再スタートを切るときに当たって、国と協議したときに、今の形に、ぎおんの里という形になったときに、もう既に補助金返還というのも発生しておりました。なので、毎回3年ごとに、こういった当初の目的とは違うということで、補助金返還が毎回求められているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連で。16番。

○16番（山下 修君） そうすると、補助金はどのくらい当初もらったという形になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 当時建物だけですけども、3,300万ほど国の補助金が入ったものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） 3ごと年ということだったんですけど、今まで累計で返還をした。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） すみません。記憶の中で申し上げますけれども、500万ほど補助金返還をしていると思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。16番。

○16番（山下 修君） その66万入れると560万とか70万とかなるという感じですか、今回の。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） もう一度質問の内容をお願いいたします。

○16番（山下 修君） 令和7年度で66万返還するわけですよね。そうですね。返還金66万。

さっき500万ぐらい今までしたということなものですから、累計では。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 過去2回が200、200ぐらいだったと思うので、概算というこ

とは、今回での大体500万ぐらいということでご理解いただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連で。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

ということは、これ今後の残りといいますか、どういった、このままでいくと返還になっていくのか、金額とか残額といいますか、その辺を聞きたいですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今後につきましては、譲渡であったり、有償・無償もいろいろ考えて、その方式によって返す金額が変わってきます。有償の場合ですと、有償のその得た金額から算出されるものであったり、経過年数によっても、計算の方法が異なるものですので、今、幾らと言われると何とも答えられないというものが今あります。経過年数で求めるものと、得た金額から算出されるものと、二通りありまして、その貸し方、渡し方によって計算方法が変わりますので、残額ということの概念が、今、すみません、ないといえませんが、いいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） とにかく当分は今のままでいくと、譲渡とかなない限りは、返還は発生してくる。あるいは用途がそういったものに、本来もう解釈されるものであれば、それは必要なくなるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 用途がもし借り手がいなかったり、もらい手がいなかった場合につきましては、特に国の補助金返還を求められるものではございません。特段利用がな

いということに当たって、補助金返還を求められることはありません。今後、用途が決まったときに、それを国に承認を得て、補助金返還の額が確定して、補助金返還を支払うということになるかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑があれば、なければ、すみません。これは事前は出ていますので、全体を通して何かあれば、場所を言ってください。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

この1番の3款1項3目の在宅寝たきり老人等の介護手当についてですけども、ここに寝たきりという文言が入ってますと、これを見たときにうちは寝たきりではないから駄目だなという判断ををすると思うんです。各市町村でこの手当の呼び名はいろいろあるわけです。ですから、私は、この寝たきりというのを外して、介護3以上ということになってますよね、ここに書かれて。そうすると、それ以外の条件というのは、デイサービスを使ってもこれを対象にはなるんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 在宅で介護されているというところになりますので、デイサービスを利用されていても、ヘルパーさん使われていても対象にはなりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 令和7年度で540万ということになってます。これは何件を対象になるんですか。要するに6か月に一度申請ができるような感じだと思うんですけども、それで認められた場合には幾ら出るんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 1か月当たりの金額ということでよろしかったでしょうか。1か月当たり3,000円になります。

○13番（織部光男君） 掛ける6。

○高齢者福祉係長（金井 君） 6というか、1か月当たり3,000円で、あとは在宅で介護された期間掛ける月数になるので、例えば1年間やられた場合は3万6,000円という補助になります。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

そうすると、この制度というのは1回切りなんですか。継続してもう介護が長ければ、自宅介護2年でも3年でもやる場合があるじゃないですか。そういった場合でも1回だけということですか、これ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 対象については継続になりますので、例えば、その方が長期入院とか、今後入所という形になれば、そこで打ち止めにはなるんですけども、ずっと在宅で介護されている以上は対象になり得ます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、そうしますと、例えば今日申し込んだと。過去1年間やってたから3万6,000円だと。それからまた1年後、2年後にまた申請を出すということで、その分がもらえるということですか、何回でも。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますけども、これは寝たきりになってから6か月から7か月目からもらって、その間ずっと継続されると思うんですけど、答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 今おっしゃったとおりになりますけども、まず手続自体は、対象になった方からの申請から始まります。対象になるのは申請日からになりますので、例えば遡って支給するということはありません。基本的には在宅で介護されていらっしゃるということはケアマネジャーさん、介護支援専門員がついておられますので、こちらとしてはケアマネさんに対して、この方はどういう状況ですかと調査を毎年行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

そうしますと、申請制度が基本ですけども、これは、この件に関してはケアマネさんがもう家族に言ってくれるという意味ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 毎年ケアマネジャーさんには年1回になりますけども、ケアマネ協議会というところにお招きいただき説明させていただきます。基本的

には、ケアマネさんを通してご紹介いただく場合もありますし、要介護3以上になった方に対しては、その通知書の中に、寝たきり老人介護者手当の文言が入ったものになります。あと介護度だけで見てしまうと、その方が在宅かどうかなのかというところが分かりかねるので、申請制度という形で設けさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、大体よく分かりましたけども、私は、その在宅介護という制度をやっぴり普及させるべきだというふうに考えるんですけども、介護者に対する手当というのは、これ以外にはもうないですか、名称は違って。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

金銭的な手当というのは、今の介護者手当というものになります。あとは、物でいいますと紙おむつの関係ですとか、あとは精神的なものなんですけども、その介護者の集いととかというのを開催させていただいて、同じような対応されているご家族の方が集まって意見交換とか、そういった知識の共有ですとか、そういった場を設けさせていただきサポートはさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○13番（織部光男君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） すみません。ちょっとここで気になったんですけど、要介護3以上という寝たきりとは限らないのかなど。車椅子の方もいますけど、名前だと寝たきりの人しか出ないのか、3以上だったらこれ出るのか、ちょっとそこら辺ははっきりしなかったもので、それを確認させてください。

答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 要介護3以上ということであれば対象となります。寝たきりかどうかにかかわらず、介護3以上であれば対象となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと誤解を招くかなと思って、寝たきりと書いてあるので、そこら辺、またちょっと気になったので、自分は以上です。

関連であっても、ほかで全然。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

昨年、要介護の方で、それで、障害者手当の対象になるというケースがあって、以前、市のほうのこれはちょっと本当は福祉のほうで言えばよかったんですが、福祉のほうでは対象にならないと言われたけども、いろいろ確認したところ、結果的には対象だったということで、そういった介護を受けている方で、要件が合えば特別障害者手当ですか、対象になるということは承知していらっしやって、そういった案内をされているかどうかということを確認したいんですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。

福祉課に相談をされた方の案件かと思います。一応これについては、例えば今、介護3以上になった方に介護者手当のご案内も入れている形なんですけど、そういう周知はさせてはもらってなくて、市のホームページにたしか載っていたかと思うんですが、個別の案内というのは特にはしてないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

ホームページとかで案内をしていますから、そちらはどっちかという福祉課のほうにたしかなるかと思うんですけども、そういった点では、今言われたように、たしか金額が結構大きかったと思うんですけども、ですから、先ほど紙おむつの購入とか家族も助かるんで、そういった制度も併用して使うということは周知をしていただきたいな。福祉課にその要件を聞きにいったら、これもちょっと福祉課になるんですけど、そういった資料はありませんとちょっと言われちゃったんで、以前行ったときには、こちらの介護の方がパンフレットを作られて窓口に置いたり、行くともらったりするんですけど、その辺はこちらでもちょっと承知してもらえたらなという、最後、意見です。

○分科会長（西下敦基君） 意見になっちゃいました。答弁はいいですね。ほかにありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

全体通して聞きますからどこになるか分かんないですけど、昨年、認知症基本法という法律ができて、それで基本計画もできて、国のほうでも予算化はされたんですが、非常にまだ小規模だというふうに聞いているんですが、これは、こちらの所管になるんでしょうか。それで、その中には認知症の地域支援推進員の配置とか、そういうことが載っているんですけ

れども、今までできたばかりでこれからかもしれないんですけど、認知症に対する対策も、特に今後どういうふうにされていくか、お聞かせいただけたらと思うんです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。オレンジプランとか、そういう話になるんですか。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 認知症対策につきましては、既にうちのほうでも、まず事業としましては、認知症のサポーターとか、そういった育成もしております、あとは、市民の皆さんにご理解をいただくように、映画界を、世界アルツハイマー月間ということで、今年もあったんですけど、そういったところで市民の皆さんにお声かけさせていただいて、周知啓発を図るですとか、そういった様々な取組をさせていただいております。

先ほどお話になった認知症の計画についても、国のほうからもそういったこともお話は聞いておりまして、私どもにつきましても、将来的にはそちらのほうをもちろん検討は進めていかなきゃいけないとは思っております。

何分とにかく普段の生活の中で、市民の皆さんに認知症になっている人に限らず、そういったときに、どういった対応をすべきかとか、とにかく認知症に対する理解度をとにかく普段の生活からご理解いただきたいということで、そういった取組も広めていっておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 今、特に特定の事業ということではなくて、この一般的な啓発の中でされているということですかね。映画界も非常に好評で行きたかったんですけど、すぐもういっぱいになっちゃったということで、ぜひ進めてもらいたいなと思っておりますが、この今の事業の中で進めているということで、今日説明の事業の中で進めているということではなかったでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

私どもの業務の基本といいますか、目指すところ、そういったものが示されて、当時、長寿いきいき安心プランというものがありまして、この中の計画を基に事業のほうを進めております。

認知症に関する主な事業につきましては、一般会計というよりも、この後、またお時間を頂いております特別会計か介護特会のほうの事業になりますので、また、そちらのほうよろ

しく願います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。以上でよろしいですか、質疑なしと認めさせてもらって、質疑を終わります。

ここで、執行部は退席となります。一度じゃあご退席お願いいたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ということで、ご意見のある方は挙手にて願います。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

老人等介護手当ですけども、これ一般財源単費でやっているものですから、菊川市として、もう少しこの辺を大きくしてやれば、私は家庭、在宅で介護する人が増えれば、介護士の不足の問題が多少ともよくなればなと思うものですから、ぜひ行政に関しては、こういったところにお金を使って、物ではなくて人にお金を使うという方向に変えていっていただきたいなと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。ちょっとこの在宅福祉費で、これってただ預けたくても施設が空いていなくて、自分のところで見なきゃいけないという方のための制度でもちょっとあるのかなという気もしたので、逆に介護施設とかが充実して、介護人材もいて、受入れをちゃんとしてもらえれば、ここの需要が減ってくるほうが、ちょっと介護する人の負担が減るのかなという気もしたので、そこら辺はちょっと検討していく必要があるんじゃないかなと私は思いました。

ただ、名前がちょっとまずいなと思いました。要介護は3以上なのに、寝たきりじゃない、ちょっと名前が勘違いしやすいかなと思ったので、ここら辺ちょっと改善するべきかなとも思いました。

以上です。ほかにご意見。14番。

○14番（小林博文君） 今の件なんですけど、うちの父も亡くなる前に3になって、さっきあったとおり、ケアマネさんから3にもうなったんで申請すればもらえますよということで、その審査期間があるので3か月ぐらい先になりますというので、もうすぐ言われました。施設入ったとか、そういう自宅介護が終わった時点で途切れるものですからあれなんですけど、

あったとおり、名前確かに来たときに、あれうちのじいさん寝たきりじゃねえよといって、その辺は名前はさておき、ケアマネのほうで、こういう制度があるんで、申請すればもらえるというか申請してもらってくださいというような感じで来るんで、それはいいと思うんですけど、ただ、さっき織部さん、内々で話した。月3,000円もらったから、うちで見ようというのはちょっとなかなかあり得ないんです。うちなんかも、まだそれほど寝たきりじゃなくて、ちょっと1人では置いてないんですけど、誰かいれば何とか見れる状態で3はついたんですけども、そこは、うちではもうちょっと見れるかなと思っていたんですけど、それを逆に言うと、ケアマネさんのほうは、もう3ついたら、今もう施設がいっぱいなんで、もう予約したほうがいいよと。養護老人ホーム予約したほうがいいよと。順番来ましたよというときに、いや、まだうちでもうちょっと見れますという、順位が一番下行くんじゃないで、介護度でどっかのところにまた入るといふのがあって、という形でしてください、したほうがいいですよという話があって、3がついた時点で、最初うちもまだもうちょっと見れるかなと思って躊躇したんですけど、入れるのもかわいそうだしと思ったんですけど、ちょっとさすがにひどいなと思ったから決めて、じゃあちょっと申請しますと言って入れた。今言った、待つ間の手当みたいな感じのように見えるんですけど、繰り返しますけど、3,000円ではとてもあれなんですけど、うちは、私の娘が、本人に当たる孫がちょうど育休でうちにいたもんですから、デイサービスを、それこそ月曜から金曜まで行ってたんですけど、送り出しとかやってもらってたんで、彼女に渡したんですけども、3,000円でよかったかどうか知らないんですけど、そういうところもあって、ある程度の支えじゃないけど、やってる中ではよかったかなと思うんですけども、繰り返しになるけど、3,000円あるから何とかうちで頑張ろうというのはちょっと無理なんで、さっきの話ですけど、3世帯で見れるんで、見れるなら見てやれば、3,000円以上にもいろんな補助をもらってうちで見ればいいんですけど、理想としては、うちの負担を、経験からいくと、やっぱり家族の負担が重いんで、そこもやっぱり分岐点です。織部さんもその辺は承知してると思うんですけど、分岐点をどこに取るかで、なかなか3,000円で見れるかというところ難しいんで、制度の名前は変えたほうが僕もいいかなと思いますけども、この3,000円かどうかというところを含めて、ちょっと思いますけど、実体験を含めて。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

先ほどちょっと言いかけたちょっと話したんですけど、特別障害者手当は、加齢によって

寝たきりになった場合も対象だということで、月額2万8,840円です。それに、もうちょっと市単独で出ているものがあって、3万円を超えるような手当も出るので、ところが1回申請したときに、それは対象じゃないというて、菊川市は却下された。掛川市とかほかの市はそれを認めてるんです。ケアマネさんも知ってたんです。だけど、菊川市ではそれは駄目だろうということで、よくよく厚生労働省が調べて、2年ぐらいかけて、結局それは対象でした。対象だということにしますということになったんです。それが決まったら、でも、その方亡くなったんで、結局1年しかもらえなかったんです。ちょっとそれはひどいなということで、そういう手当があるということも周知してほしいというのは、さっき言ったことです。

それから、私もちょっと古い世代なんですけど、若干ジェネレーションギャップなり、ジェンダーギャップというのをちょっと感じるんですけど、やっぱり3世代で嫁さんが見るとかというのは、やっぱよき時代だったのかなと僕はちょっと、それをやっぱり女の人はそれをまた嫌になるというのは、それは、やっぱりこの辺は、そういう部分もあるので、どちらがいいかあれですけど、やっぱり家族で介護している方には、やっぱりちゃんと保障する面は必要ですし、やっぱりそれだけでは今はもう、みんな働けて、女性もみんな社会に出ちゃんと活躍する時代でもあるので、皆さんは、やっぱりちゃんと世帯がそれぞれ、同居するいい面もあるんですけど、やっぱりそれぞれの生活を暮らしたいという希望が多いので、ですから、そういうことでは施設で受け入れられれば、希望者にはそうしていただくことがいいと思うので、必ずしも自宅で見るというふうに向けるのがいいとは、ちょっと僕は思わないので、ちょっと意見です。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（松永晴香君） 3世代で嫁の意見です。3年前に義理の父をそれこそ認知症で亡くしているんですけど、それこそ最後のほうはもう全く寝たきりで、認知症だったので体を動かすことを忘れてしまって亡くなったような感じだったんです。

それまではデイサービス等にお世話になったりして、認知症の薬が合わずに乱暴になってしまう父等も見えてきて、母が、義理のお母さんが家で見るということだったので、私もまだ子どもが1歳、2歳だったかな、一番下の子が、一緒に、体格が大きいお父さんだったんです。なので、1回トイレに座って立ち上がらなくなってしまうこと等も多々あって、主人もいたんですけど、主人が仕事で出るときは、晴香さんちょっと来てという形で呼ばれて、2歳の子をちょっと待っててねと言いながら、一緒に介護をしてとかということもあっ

たので、これから晩産化であったり、晩婚化の時代で、どうしても子どもの時期と親を見なければいけないという時期が重なってくるご家庭も多く出てくるかと思っておりますので、女性の負担もさっきからいろいろ出てますけど、なくすためにも私のほうでも手厚い補助等を援助をしていくような形があればいいなと思いました。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、自宅介護というのは、本人の意思が、やっぱりそこに認知症でなければ働くと思うんです。家族に迷惑かけたくないから施設に入るよという人もいれば、死ぬときは家で死にたいから家でいさせてくれという、そういう私は個人の考え方があると思うんですけど、だから、どちらでも私はいいい。だから、社会的には自分で選べるように自由になるという、先ほど小林委員が言っているように、施設に入る前の待機時間だっているのではなくて、自分の意思で選べるという社会というのが私はいいいと思いますし、この手当はやっぱり単費でやってるものですから、ぜひ増やしてもらえればなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分から話を聞いてて、ケアマネさんが一番現場を知ってらっしゃるので、ケアマネさんがこういった制度いいよねというのを何か挙げてもらって、市でやっていただく。ただ、ケアマネさん自体も大変だし、あんまし高くもないと言って、ケアマネもなりたくないという人も今いるという問題がありますので、やっぱりそこら辺の課題から解決していただけたほうがちょっといいのじゃないかなという気はしました。意見です。

ほかにご意見あれば。14番。

○14番（小林博文君） ケアマネと、もう一つ介護度の判定員が今少なくて、すぐにちょっと介護度もう一回確認、審査するというときに、もうなかなか順番待ちみたいな感じで見れないんで、そこも必要かなと思うんです。その介護度を判定する人の判定をもって、介護度の認定度が上がるんで、そこがまず1回遅れちゃうというところもあると思うんです。だから、ケアマネさんも大事なんだけど、その判定員も今不足してて、たしか去年も補正でいろいろ、半日の人を1日にしてもらったりして、何か増やしてやってたりしたんですけど、結局、介護、看護師のほうも一緒に、夜勤やるとある程度給料は取れるんですけど、判定員とかそういうケアマネさんって日勤なんで、給料的にちょっと、資格は大変にありつつもよくないんで、なかなか成り手がいないというものですから、そういうところをやっぱり解決とい

うのもしていかなきゃいけないのかなと思っていますんで、そこをケアマネだけじゃなく、そういうところも含めて必要かなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見は以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、長寿介護課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

ということで、一応休憩しながら集まって、最後の介護保険特別会計に行けばいいですね。

〔「55分でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 集まり次第でいいです。

閉会 午後 2時41分

開会 午後 2時51分

○委員長（西下敦基君） では、再開させていただいて、ただいまから教育福祉委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は8人です。

菊川市議会委員会条例第16条の規定によって、定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

教育福祉委員会に付託されました議案第24号 令和7年度菊川市介護保険特別会計予算を議題とします。

初めに、黒田長寿介護課長より出席者の紹介をお願いいたします。黒田課町。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長の黒田です。本日の出席者をご紹介します。

皆さま方から向かって左手になります、高齢者福祉係長の金井です。

○高齢者福祉係長（金井 君） お願いします。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 続いて、介護保険係長の渡辺です。

○介護保険係長（渡辺 君） よろしくをお願いします。

○長寿介護課長（黒田寿通君） それと、先ほどと同じように、包括支援係長の山本がおりますが、本日は都合により欠席となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） それでは、質疑を行いますので、事前通知の出された方から質問ということで、まず私から1問目で、1款1項1目で現年度保険料（歳入）ということで、特別徴収分と普通徴収分、被保険者数と今後の被保険者数の推移について伺います。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。特別徴収分と普通徴収分の被保険者数と今後の推移についてですが、令和6年度に対象となる第1号被保険者の方は、2月末時点で延べ1万4,398人いらっしゃいました。そのうち年金から特別徴収として介護保険を納付いただく方は1万2,901人、普通徴収として現金や口座引き落としなどで納付いただく方は1,497人いらっしゃいました。今後の被保険者数の推移については、現在の見込みでは多少の増減を繰り返すものの、当面の間、おおむね1万3,000人を推移していくものと考えられます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、特に自分からは質疑はありません。

関連質疑ある方は、お願いいたします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） すみません、2番と3番が一応、答弁を一緒にするというので、質問をさせていただきます。

2番目のほうが3款2項4目の保険者機能強化促進交付金ということで、歳入ということで、タブレットが4ページで、これがいいのかな、7段目ぐらいですか、のものと、あと3款2項5目の介護保険保険者努力支援交付金（歳入）ということで、これもタブレット4ページで、これがまた下の段にあるものなんですけど、どちらともですけど、評価指標に基づく達成状況による交付とあるが、詳細について伺います。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。2番目の質問と3番目の質問につきましては、関連がありますので、併せて回答させていただきます。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づく達成状況による交付の詳細についてですが、どちらの交付金も市町村等が実施する取組について、国が示す評価指標に基づき、達成状況を評価し、その評価結果を点数化し、財政的インセン

タイプとして交付される仕組みとなっております。

保険者機能評価推進交付金は、保険者である市町村による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や都道府県による保険者支援の取組を推進するため、平成30年度に創設された交付金です。

また、介護保険者努力支援交付金は、社会保障の充実分として一部消費税を財源としており、令和2年度に創設され、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を評価することを目的としております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁がいただきましたが、こういった評価をされるのかということと、あとほかでは1,700ぐらいの自治体があって、1,000番くらいだったよという順位とかも出てきたんですけど、そういったものがもし分かれば、答弁をお願いします。

〔「すみません、ちょっとお時間をいただきます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 国民健康保険のほうでしたっけ、どこかであったので、同じものが。答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 今のご質問についてですが、大申し訳ございません。今すぐにはちょっと出てこないものですから、後ほど皆さまにご報告という形でも、ご回答という形でもよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） はい。後でお願いします。

では、自分のところはよくて、ここで関連質疑とかもあれば一緒にお伺いしますが、よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） 5番、関連して。5番 奥野ですが、これは評価に基づいて、私の資料だと評価点が上位のものについては加点があるということですが、それが今年度はまたさらに拡大しているというふうなことを聞いているんですけど、すごく傾斜配分がつくのか、それともそういう上位に入ったら加点がつくのかと、その辺分かりますでしょうか。もしすぐ分からないのなら。

○委員長（西下敦基君） それも後でもし分かったらで。多分、国のやり方でマイナンバーとかもそういうのありましたよね。はい、分かりました。

では、取りあえずほかの関連もあれば。なくて、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） すみません、次、4番目と5番目もまた答弁が同じ感じになるとい

うことで、自分から行っちゃっていいですか。須藤さんからが7款1項5目で事務費繰入金の歳入で、あれ5、6。4番と5番の答えがここの増額の理由ということと、あと自分のところが1款3項1目の介護認定審査会費が、これも一応増額されていることの要因について聞くということで、一括で答弁いただくということによろしいですか。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。4番目の須藤議員の質問と5番目の西下議員の質問については、関連がありますので、併せてお答えさせていただきます。

事務費の繰入金の増額要因についてですが、主な要因としましては、介護認定審査会費が増額したことによるものでございます。

介護認定審査会費が増額となった、こちらの主な要因につきましては、介護認定審査事務を共同で設置している小笠掛川介護認定審査会に支払う負担金が、国のシステム標準化の方針により、例年になくシステム改修に係る費用が追加となり、増額になったことによるものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。今年いろいろ標準化で改修が多いなと思ったんですが、そういったことかなと思ったので。

私からは、再質問はございませんが、須藤さん、ありますか。

○9番（須藤有紀君） 私からも大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、6番目の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 2款1項3目施設介護サービス費について伺います。

説明資料が7ページの、タブレットで9ページになります。

居宅介護により施設入所ニーズが多く、サービス費が増額していると思いますが、近年の傾向について。また、ニーズに合ったサービスになっているか検証されているかお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。初めに、居宅介護より施設入所ニーズが多く、サービス費が増額していると考えますが、近年の傾向はどうなっているかについてですが、現状、居宅介護と施設入所、どちらのニーズも増えているというのが実情でございます。

コロナ禍の際、施設内で感染症が蔓延した場合など、施設が入所を制限したことや、施設で亡くなった際に死に目に会えないということで、施設利用を控えたご家族の方もいらっしゃいました。その結果、一時的に利用が減り、施設給付サービス費が減りましたが、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同様、感染症法上5類に移行後、施設入所者がコロナ禍以前よりも利用者数が増えているところでございます。

コロナ禍で施設給付費が減った際、居宅サービスの利用が増えました。その後、そのまま全体的に施設利用傾向にニーズが移行するものと考えておりましたが、そこまでニーズは落ち込まず、令和6年度は利用者数が増えているところでございます。

次に、ニーズに合ったサービスとなっているか検証しているかについてですが、居宅施設介護サービス費について、先ほど申し上げた令和6年度の状況を勘案して予算を見込んでいるところでございます。現状としましては、不測の事態が起きない限りは、2款の保険給付内の予算額に不足が生じないと見込んでおります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますと、居宅介護も施設介護も増えているというご答弁だったんですが、居宅介護サービス費自体は1,946万9,000円の前年比で減になっていると思うんですけど、こちらはこういった理由なんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今おっしゃっているのは、多分、令和6年度の当初予算かと思いますが、当初予算との比較をおっしゃっているかと思うんですけども。

○9番（須藤有紀君） はい。

○介護保険係長（渡辺 君） この当初予算、今、決算見込みになりますと、もうちょっと低くなるものでございます。ですので、実際としては増えていく、利用者人数も増えているので、恐らく増えていくだろうというところで、今、見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。

○9番（須藤有紀君） 私もちよっと理解ができないんで・・・。

○委員長（西下敦基君） だもんで、これはただ年々当初の、令和6年度の最初に見込んだ額だけど、実際はちょっとまた下がっていて、それに比べると、この年度の当初、今年のやつ、令和7年のやつは伸びているということで。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。すみません、失礼しました。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、関連質疑がある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、7番目の質問に移ってください。須藤委員。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費について伺います。

説明資料が8ページ、タブレットで10ページになります。

予防サービス費のうち、通所型サービス事業委託料が大幅増、訪問型、通所型サービス費も増額になっていますが、要因はということで、ごめんなさい、これ、訪問型、増えていないのに増えていると書いてしまったんです。ちょっと訂正させていただきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。予防サービス費の増減の要因についてですが、主な要因として2点ございます。1点目は、通所型サービス事業委託料について、介護予防に日常生活支援総合事業における通所型サービスAを新たに取り組む事業費として、令和6年度では通所型サービス費として計上していた予算を委託料に組み替え、346万7,020円の通所型サービス事業委託料に計上しております。2点目は、通所型サービスについて、介護予防・生活支援サービス事業のうち、通所介護相当サービスの直近3年間の給付実績が増加傾向にあることから300万円増額したものであり、予防サービス費全体が大幅に増額したものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございます、この中で。書き切れなかったです。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、最後の質問は自分からで、3款3項2目の認知症総合支援事業費ということで、タブレットで19ページ、紙だと15ページです、説明資料で。

これが、年間に認知症が疑われて支援されるケースはどの程度あるのか。認知症地域支援員は何名程度いるのか。認知症の判断をどのようにして行っているのか。答弁を求めます。

黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。初めに、年間に認知症が疑われて支援されるケースの状況についてですが、認知症に関する相談は、地域包括支援センターにおいて、令和7年2月末現在で延べ466件受けています。件数は年々増えている傾向があります。

認知症が疑われて支援されるケースの相談は、家族から介護サービスを利用させたい、介護方法に困っているがどうしたらよいかといった相談が多いです。対象者の気持ちや生活環境が個々に違うため、困っていることをよく聞き取り、その人の状況に合わせた支援をしています。

次に、認知症地域支援推進員の配置状況についてですが、令和6年度では地域包括支援センターけやき窓口に2人、あかつち窓口に1人、長寿介護課高齢者福祉係に1人を配置しており、菊川市では合計4人の認知症地域支援推進員を配置しております。

活動内容としては、地域包括支援センター職員が中心となり、認知症に関する相談支援や介護者等の家族支援を実施するとともに、市民の認知症に関する理解が深まるよう、認知症サポーター養成講座やアルツハイマー月間である9月に認知症の啓発イベントの企画運営などを実施しております。

最後に、認知症の判断はどのようにして行っているかについてですが、認知症の診察、診断については医療機関で行われるため、地域包括支援センターなどに認知症に関する相談があった際に、対応方法に関する助言や、必要に応じて医療機関につながるよう案内をしています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、認知症の判断は、やっぱり素人がしてはまずいのか、最近だとタブレットで質問を受けて、初期の方なのかどうなのかというのがアプリみたいなので多分出てきていると思うんですけど、そういったのを簡単に活用して、それでやっぱり疑いが強いなと思ったら病院を紹介するとか、そういった聞き取りだけで対応されているのか。もし分かれば答弁を求めます。

答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 基本的には、地域包括支援センターが窓口だったりとか、お電話などで聞き取りをしています。認知症安心ガイドブックというツールがありまして、そちらの中には物忘れチェックみたいなものがありまして、そういったもののチェックがたくさんついた人については、認知症、心配だったり疑いがあるので、医療機関に受診してく

ださいねというご案内させていただいております。

今おっしゃったインターネットとかアプリとかでのものを今は活用していないんですけども、ただアプリとかでは認知症の診断とか判断というのはできないかなと思っております。というのも、アルツハイマー型認知症とかですと脳の萎縮だったりするので、画像診断をしないと分からないので、そういったところは医療機関にかかる必要があるかなというふうに考えております。なので、医療機関につながるためのつなぎ役ということで、包括支援センターが窓口に立っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。あと、ちょっと自分が懸念と思っている点で、家族が見て、この人そろそろというのがまだらだったりとかは気づけると思うんです、これ。今、1人の方とかの、高齢者で1人で住んでいる方とかというと、地域でも見守れる、それか、そこら辺が民生委員が担当すべきなのかちょっと分からないんですけど、そこら辺の対応について市としてどのように考えているか見解を求めます。

答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 民生委員さんが高齢者独居世帯に訪問いただいておりますので、まずそこで状況確認できますというところと、あと先ほどお伝えしたように、地域包括支援センターにそれぞれから相談だったりが来るので、そちらに基づいて対応させていただいているところになります。あとは、認知症サポーター養成講座というものを市のほうでやっておりまして、そこで認知症に対する普及啓発をしまして、何か困ったときがあれば包括支援センターにご連絡くださいというようなご紹介させていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からはよろしいです。

関連質問があればお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。すみません、認知症のことはここで聞けばよかったんですが、さっきは失礼しました。ちょっと今、聞き漏らしたわけではないんですけど、この認知症初期集中支援チームというのはどういうメンバーでやるのかちょっとお伺いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 認知症初期集中支援チームは、主に医療機関の医師ですとか、看護師、作業療法士、あとは地域包括支援センターが委員となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。それはどういった形で集まったり、検討したりとかということですか。動いているんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） まず、年に2回、認知症初期集中支援チーム検討委員会という会議がございます。そこに委員が集まりまして、今の運営状況だったり、対応方法のマニュアルなどがありますけども、そちらの検討について行っているところでございます。

初期集中支援チームで扱う対象かどうかということにつきましては、地域包括支援センターに相談が上がってきたもののうち、対象になるべきものをチーム員の中で、医師と医療職と福祉職でチームを組んで対応するものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。年2回の会合の中ですが、個々に対象となる人について対応検討するということでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 個々のケースについて対応するものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ありません。ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） ちょっと、自分からの1点だけ。今、認知症のための進みが遅くなる薬がレカネマブでしたっけ、あともう一種類ぐらいとか出てきていて、そういったものの活用とかというのが、病院行けば多分、処方されてくると思うんですけど、市としてそういったものが進んだほうがいいのか、そこら辺が何か見解があれば、それもなかなか絶対進まないわけでもないし、あとまた副作用があったりとかということも聞いているので、そこら辺をどのように市として検討しているのか、もし分かれば。ちょっと担当課、すみませんけど、答弁求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） まず、そのレカネマブという薬だったかと思うんですけども、中東遠の認知症疾患医療センターが今取り扱っている薬剤になるかなと思います。そちらについては、高額であるということと、あと点滴というところがありまして、しかも中東遠総合医療センターに通わなければならないというところがありますので、結構患者さん

については負担が大きいのかなというふうに考えております。開業医にというところの話はあるんでしょうけども、まだ開業医でその処方ができるというふうには聞いておりませんので、あくまで紹介という形になるかなと思います。

一応、今後の方針としては、やはり予防というところだったりとか、認知症に対する理解を深めていきたいというところがありますので、そういったところの普及啓発を努めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からはいいです。

16番。

○16番（山下 修君） ちょっと繰り返していたらすみません。今、奥野さんからご質問になったこの対象者ですけども、令和6年、何人くらいを対象にしてあれしているんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） これは初期集中チームのこと。

○16番（山下 修君） そうですよ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 令和6年度につきましては、ゼロ件でございます。補足しますと、初期集中支援チームの対象とせずとも、包括支援センターの対応能力が上がってきておりますので、そこにかけるまで至らないというようなものになります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。では、16番。

○16番（山下 修君） では、もう一点。すみません、認知症ケアパスというのがございますよね。これの相談のというんですか、ご指導いただいた実績みたいな何点ぐらいかあるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 認知症ケアパスについては、個別の相談に対して何件使ったかという集計はしておりませんので、お伝えできるものとしたら、令和5年度の数字になって恐縮なのですが、配布数については、認知症ケアパス概要版というものが1,892枚配布しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。そうすると、印刷物を渡すということが実績という、何で

すか、窓口に来て、何かいろいろご相談を受けるというようなことはないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 認知症ケアパスというお答えをしますと、配布数になりますけども、実際、先ほどのお答えになります。包括支援センターに相談のあった件数につきましては、466件が認知症に関する相談ということになっております。

○16番（山下 修君） 何件です、すみません、466。

○委員長（西下敦基君） すみません、もう一度、16番。

○16番（山下 修君） 466と今、言われましたか。

○高齢者福祉係長（金井 君） はい。今の包括支援センターに、認知症に関する相談があった件数で、令和7年2月末現在の数値になります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

すみません、認知症のこのところで、身寄りがなくて高齢で、1人で、認知症でとなった後というのが、対応が、それは市がしていくのか。もう身寄りがなくて、認知症で、どうしようも、誰もみんな見る人がいないという場合は、市の責務でどこかに預けるとか、そういった感じになるのでしょうか、最終的に。

答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） まず、認知症で独居というところで、身寄りがいないというところだと、判断能力がないというふうになりますので、市のほうで成年後見制度の市長申立てという形で、サポートする人をつけるというところから始まるのかなと思います。ただ、その方の生活が危うい状況ということであれば、しかるべき措置みたいなことだったりとか、これは包括支援センターが中心となって相談対応するというところになるかと思えます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） すみません、そのしかるべき措置のところを聞いたかったので、もし分かれば。

答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） その方の状況、状態によりますけども、何も、例えば医療

機関にかかっていない方ですと、医療機関につなげて、もし介護のサービスが必要だということであれば、介護保険の申請につないだり、サービスをつないだりというところをやりま
す。成年後見人がつけば、例えばですけども、住まいに関する契約だったりとか、金銭に関
する手続とかができるようになりますので、そこら辺については、なるべく円滑にできるよ
うに、例えば親族調査やったりとか、裁判所と相談したりとかというところの相談を対応し
ていきます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。実際にそういったケースはあるんですか。今のところ
そこまでないということですか。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 実績はあったかどうか、ここ数年ちょっと記憶にはないんで
すけど、ゼロでもないと思いますとしか、今のところ言いようがないですけど、今すぐ数字
のほうはお伝えできかねます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。いいです。自分からはいいです。すみません。

これで関連がなければ、全体を通しての質疑でお願いしますけど。14番。

○14番（小林博文君） 関連というか、すみません、さっきの西下さんの1款3項1目の介
護認定審査会費の増額の件で、ちょっとさっき議員間討議の中で出てきたんですけど、この
審査員がいっぱいいっぱい、なかなか介護認定遅れているというのを話していたんですけ
ど、ここ、増えているのは、これで判定員が増えたのか、それとも介護のお金が増えちゃっ
て、この作成資料の費用が増えているんで会費が増えているのか、どっちなのかちょっと教
えてください。

○委員長（西下敦基君） 先ほど、システムの標準化で金額が上がったという答弁があったと
思います。それで、それだけほかの要因があればとは思いますが、答弁を求めます。渡
辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 基本的には、大きな理由としては、先ほどのシステム標準化
が大きな理由です。一応、掛川と小笠認定審査会については、そのほかの大きな市とちょっ
と異なって、そこまで逼迫して忙しいとか、それで介護認定が遅れるとかという状況ではな
いと認識しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） 介護認定、遅れていない。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今、国のほうでも基本的な日数のほうを求められているところでございます。基本的な日数として、標準的な期間として、介護の新規と区分変更が30日、そのほかについては更新の認定期限までというふうにはなっております。今、自分が申し上げたのは、そこまで遅れていないといえますか。

〔「そこまでね」と呼ぶ者あり〕

○介護保険係長（渡辺 君） 基本的なところで30日というのは守れている人もいますし、もちろん守れていない人もいます。実際、平均として、今、菊川市内では、大体40日未満ぐらいでやっておれています。大体平均だと37ぐらいだと記憶しておりますけれども、すみません、今すぐ平均が出ませんけれども、そこまで困っている状況ではないというのがあります。新規にしても、部分変更にしても、申請をした時点で介護保険サービスを使えるものでございますので、皆さん、利用者の方に不利益があるということは、今のところ確認ができておりません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） 質問じゃなくなっちゃうんですけど。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 14番です。今あった30日が期限で、平均が37というのと、遅れているんじゃないかというふうに気になっちゃうんですけど、そこを7日ぐらいならいいんですけど、あんまり期間が延びると、結局そのサービスが、介護があることによって、受けられるサービスが増やせるというか、そういうところもあるものですから、できれば決められている30日以内に全てが完結するのが望ましいと思うんですけども、そういう意味で不足していないと言われちゃうと答えようがないんですけど、改善というか、そういう方向に進むんじゃないかと、単純にシステムの改修というのは標準化させるためだけで、そういう改善につながるような増額というものはないのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） うちの今、菊川市では、確かに40日ぐらいというのは間違いないんですけども、理由として、よく全国的なもので言われているのが、医師の意見書が遅いということもあってやっているとござります。もちろん、うちの菊川市において

も、半年以上かかって出てこないものもあつたりしますし、なので、市ができることとして今取り組んでいるのが、認定調査員を充実させて、調査まで内側でできる最善のところまではやろうというところで今動いているところでございます。調査員の確保も今、難しいところではございますけども、今、取りあえず不足数とか、そういった不足をしている状態ではないので、調査までについては、11.7日ということで今やっております。なので、うちの市の責務として、できる範囲内としては最善を尽くしているところでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） いい。

○委員長（西下敦基君） では、ほかで。16番。

○16番（山下 修君） すみません、これ数字のことで申し訳ないんですけども、施設介護サービスで、施設へ入所している方で、老人福祉施設へ入所している方、それから老人保健施設へ入所されている方、それから介護医療院へ入所されている方、この人数というのは分かるんですか。分からなければ……

○介護保険係長（渡辺 君） いつの事例でも大丈夫ですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 介護老人福祉施設、特別養護老人ホームとして、すみません、今手元にあるもので最新です。なので、令和6年の12月については240人、介護老人保健施設については160人、介護医療院につきましては17人ということになっております。あくまでもこれは延べ人数になりますので、亡くなった方とか入れ替わりがありますと2名というカウントになりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） 1点教えてください。この辺で介護医療院というと、掛川のほうですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 中東遠ですと、北病院、東病院になります。袋井にいくとみつかかわ病院があつて、浜松にはいくつか。近隣にいれば、介護医療院がちょっと少ないかなというイメージはありますけども、一応、基本的なところだと、その今の3つを利用される方が多いかなという印象があります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問。16番。

○16番（山下 修君） ほかの市、菊川にはないということですね。

○委員長（西下敦基君） 渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） ありません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに質疑がある方は。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。3款2項1目ですけど、予算書ですと31分の18、説明資料ですと20分の15ページですけども、説明資料にいきいきサロン委託事業で1,800何がしかと出ております。この委託料ということで、この委託先は何をしているのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。今年度につきましては、その委託先を参考に言いますと、社会福祉協議会と和松会の2社になります。こういった内容をされているかといいますと、週に1回、高齢者の対象の方を集めてといいますか、参加していただいて、サロンをやって、何か作品を作ったりですとか、お話を聞いたりですとか、そういったことを事業として取り組んでいただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 6年度で今の2社に依頼して、週1でサロンを実施していると。その職員の給与500万くらいかかって、1,800万が運営費、人件費とは別に1,800万ですよ。

○委員長（西下敦基君） 委託料の詳細について聞きたいということですか、この1,800万。

○13番（織部光男君） そうです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 委託料の中には、人件費ですとか、その会場に係る需用費、光熱水費でしたり、あとは送迎も行いますので、車両に係る経費、燃料費等、そういった雑費も含めた委託料となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、今のパートタイマーとか会計年度のほうは別になっていますよね。委託料だけで1,800万ですよ、このところ、予算書を見ますと。で

すから、活動費としていけば、私は考えられないんですよ。活動費で1,800万というのは、1か月100万以上ですよ。それを月4回やったとしても、25万かかっているという計算になりますよね、単純計算でも。そんなにかかる、私もサロンをやっていますけども、人数は20名ぐらいです。ここへ集まってくる方はどのぐらいの人数か分かりませんが、実際にそれだけの費用がかかって、これ会計報告させているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 予算説明資料にあります、2番の介護予防のための会計年度任用職員の雇用というのは、こちらのほうは長寿介護課のほうで雇用していただいている職員の人件費になります。こちらの職員は、主に教室の関係ですとか、そういった指導のほうに当たっている職員の人件費になります。ですので、サロン2か所に係っている費用につきましては、1番の1,800万強の金額が2社への委託料という合計額になります。失礼しました。2法人で3か所です。2法人で3か所になります。和松会さんと、あとけやきでやっているいきいきサロンと、東部ふれあいプラザのいきいきサロン、3か所の事業費になります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） では、その3か所でやっている、毎週やっているサロンでは、内容はどうなんですか。要するに、介護予防になるようなことをやっているということではないと思うんですよね。

○委員長（西下敦基君） 内容についてということで、答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 内容につきましては、教室でそれぞれのときもありますが、体操ですとか能力トレーニング、あとはレクリエーションとか、そういったものを事業としていろいろ組み合わせてやっていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑が13番です。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。予算書のほうで、地域というのが頭につく介護予防活動支援事業ということで、これが100万委託を払っています。では、これについてはどういふことでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めますが、どこのページになります。すみません、僕らついていないので。

○13番（織部光男君） 18ページ、予算書の。

- 委員長（西下敦基君） 予算書のほうの18。
- 13番（織部光男君） 18ページです。その説明のところの0002ですね。
- 委員長（西下敦基君） 0002、地域介護予防活動支援事業ということで。
- 13番（織部光男君） その委託料。一番下が、100万が委託料になっているでしょう。
- 委員長（西下敦基君） 介護予防事業委託料ということで106万3,000円ということで、執行部の方、場所分かりました。
- 高齢者福祉係長（金井 君） はい。分かりました。
- 委員長（西下敦基君） では、答弁を求めますが。
- 高齢者福祉係長（金井 君） 少々お待ちください。
- 委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。
- 高齢者福祉係長（金井 君） こちらについては、社会福祉法人和松会さんに委託しているものになります。事業の内容としましては、脳健康チェックという事業をやったりとか、あと地域に、地域のサロンにその看護師さんを派遣をして、認知症に関する講座をやっていたりですとか、あとは応援隊、介護予防いきいき応援隊養成講座という事業があるんですけども、そちらで講師をやっていたりというところを含めた丸めの委託になります。

事業の内容としては以上です。

- 委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。
- 13番（織部光男君） 13番 織部です。その委託内容については、市の出前講座には載っていませんね。それは各地で、加茂なんかでもやっているんですけども、出前講座に載せて、そういうところに派遣することもするんですか。
- 委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。
- 高齢者福祉係長（金井 君） 出前行政講座とは別建てのものになりまして、一応こちら、市のほうで把握をしている地域のサロンみたいなところには、毎年3月ぐらいに出前行政講座のメニューと、例えばリハビリ専門職派遣事業とか、今回の看護師を派遣しますよというところのチラシを通知しておりまして、毎年アンケートみたいな形で、希望があるところは市のほうにお申込みいただくという形を取らせていただいております。

以上です。

- 委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問。13番。
- 13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、私もやっていますけども、そういったものを

もらったことがないですけどね。どういう基準でそれを配布しているのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） 地域のサロンにつきましては、市社会福祉協議会さんと共有しております、社協さんが把握しているものを市が把握しているということになります。その代表者様宛に、こちらからお手紙出すという形になりますので、それで以上となります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。もちろん私がやっているサロンも、社協には連絡をして、補助金ももらっているんです。それでも来ません。

○委員長（西下敦基君） すみません。ちょっと個人的な話になってきているので、それを後でさせていただいて、もしかしたらもらっていても確認ができていないのかもしれないので、そこはちょっと個別に入り過ぎているので、全体のことはまた全体でお願いしたいと思います。

○13番（織部光男君） では、委員長、別に。

○委員長（西下敦基君） 別のことで、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、それ分ける必要があるんですか、こういった形で、地域ということで。180万の中に包括してしまうということで、私はいけるかなと思っているんですけども。

○委員長（西下敦基君） 1,800万ですよ、委託料の。

○13番（織部光男君） 1,800万のその委託料とわざわざ分ける、100万と分ける必要があるのかなという疑問を持つんですけど。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○高齢者福祉係長（金井 君） まず、その地域支援事業という事業の中の立てつけのものになりまして、先ほどのその1,800万というところにつきましては、介護予防普及計画事業というところになります。そこについては、主に介護予防、個人の健康を増進するものになります。もう一つの地域活動のほうにつきましては、どちらかというと地域で活躍する、活動するための支援するものを目的とした事業になりますので、ちょっと目的が別というふうに考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○13番（織部光男君） いいです。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。ちょっとややこしかったですけど。

ほかのところで質疑があれば。

〔「自由討議でやっています」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） はい。取りあえず、質疑はいいですか。

答弁を求めますが、どちらにします。

〔「先ほど保留とさせていただいた案件につきまして、西下議員と奥野議員の件につきまして、渡辺係長のほうから、すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 分かりました。答弁を求めます。渡辺係長。

○介護保険係長（渡辺 君） 今、手持ちの資料で恐縮なんですけど、令和7年度の見込みについてのところの順位ですと、菊川市については413位ということになっております。近隣ですと、掛川が429位なので、若干ちょっと上かなというところになっているところがございます。

〔「もう一度」と呼ぶ者あり〕

○介護保険係長（渡辺 君） 413位です。

〔「掛川は今」と呼ぶ者あり〕

○介護保険係長（渡辺 君） 429です。

○委員長（西下敦基君） すみません、今言っているのが2と3の保険者機能と介護保険の努力と。

○介護保険係長（渡辺 君） 交付金の順位をとということだったので、令和7年度の予算の見込みですと413位ということになっております。

先ほど、奥野議員がおっしゃっていた上位のところですけども、こちらについては市のほうにそういった資料が下りてきているというところではございません。自分たちが見込みとして出したり、資料として確かに上位7割、上位5割とか、そういったところの資料がございますけども、市として入力するものがなくて、そこがどう点数に反映されているかまでは分からないということになっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。それと、確認ですけど、保険者機能強化促進交付金のほうの順位が413位で。

○介護保険係長（渡辺 君） すみません、今、申上げたのは、両方とも、両方と合わせた合計の点数になります。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

奥野さん、よろしいですか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。点数というのは分かりますか。

○介護保険係長（渡辺 君） 今、自分が手元に持っているのは、菊川市としては507点というものになります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 順位的には、全国の中でもそんなに悪くないというか、中より上でしょうね、何か。

○介護保険係長（渡辺 君） はい。

○5番（奥野寿夫君） 今、私が持っているのだと平均422点というのが出る、ある程度あるので、それより上かなとちょっと思ったんですが、それが正確か分かりません。すみません。

○委員長（西下敦基君） ということで、質問なしでよろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） 確認でいいです。

○委員長（西下敦基君） では、質疑は、もう事前のほうでは終わったので、全体の質疑はもうなしとさせていただきますが、ご質疑を終了させていただきます。

では、これ以降は退席となります。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時40分

開会 午後 3時45分

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、いいですかね。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

今の最後の質問のところですけど、健康寿命を延ばす認知症予防ということですね、サ

ロンを私も、もう10年になります、始めてから。毎回20名から25名の間で出てきてくれるんですけどね。でも、10年やっていると、もう認知症になった方が数名います。止めることはなかなかできないと思うんですけども。

まあ、コロナの前は9時から2時ぐらいまでやっていたんですけど、コロナになってから午前中で終わるようにして食事は持って帰って食べてもらっています。その中で、介護、認知症にならないように出前講座を受けたり、それから音楽を楽しんだりしているわけですけども、社会福祉のほうから助成金はもらっています。でも、それは僅かなものでしてね、今のような1,800万とかっていう金額については驚いてしまいますし、加茂は、各自治会7つあるんですけども、活発にやって毎週やっているところもあります。

ですから、非常に有効だとは思うものですからね、私は。ですから、こういうことは地域として全自治会、地区でやるべきだとは思うんですけど。だから、そういうためにですね、こういう助成金が、使われればいいなど、私は思っています。だから、男性が出てこないというのは男性のための、まあ地区によっては飲み会もやっていますしね。まあ、それも全て自費でやるわけですけども、そういったことに対する社会参加とか、社会使命を与えるとかですね、やはりやるべきことはまだまだあると思うものですからね。本田さんなんかいろいろやってくれているものですから、そういった幅を広げて、少しでも元気で長生きしてもらいたいという願いで、みんなで考えなきゃいかんだなと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。

〔「一点」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） さっきのその1,800万の話になるんだけど、2つあります。

ここでやっている1,800万のやつは、要介護に、要介護・要支援、まあ支援、要支援に行く前の人たちが、菊川支援センターに相談に来たときに、「この人まだ支援までは行かないけど、心配だから、そういう事業で予防、フレイルとかの予防を行ってください」っていう。介護認定つかないとサービスを受けられないんで、補助が出ないんで、そうじゃなくて補助が出なくても行けるようなサロンに行ってくださいというものを、お示しします。そのときにやるのが、ここで言っていた、今言っていた東部と「けやき」と和松会がやっている3事業です。

織部さんが言うサロンは、この地域——社会福祉協議会が、それプラス、社協として地域

社協というのをこれから広めていきたいということで、コミュ協のほうにも規約があって、やる、地域社協がやっているサロンになります。それは、社協が独自に地域に、今言った、サロンへも行かないような、もっと健康な人から、いろんな人が和気あいあい集まってやるためのサロンを、地域で広めてくださいというので、加茂が進んでいて結構いっぱいやっていますけども、ぜひやってくれという、全部にやってくれて社協が出しているんですけど、やれるやれないの差があってやってないだけで。それには、何ていうんですか、事業としてやるんじゃないくて、あくまでもボランティアとしてその地域社協を広めてやってくれという制度なので、費用が発生していません。ただ、こっちの1,800万の介護予防の事業、事業として市が委託してやっているんで、任用職員というか会計年度の任用職員で、費用もここに全部含まれています。

なので、その各サロンに2名ないし3名のその専属のサロンをやる人が要るんで、その費用も含めて、1,800万円。織部さんが言うやつは、社協が独自にやる30万円まで多分、年間で……

[発言する者あり]

○14番（小林博文君） 今、昔は最初、最初30万円を超えたんです。それがだんだん下がってきたんですけど、最初30万……

[発言する者あり]

○14番（小林博文君） 半分は出せますというふうになっているのが、織部さんの言う地域社協、地域でやる社協のやる事業なんです。もともと形態が違うということです。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。

今説明だったんだけど、自由討議をしていただきたいです。（笑声）

1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども。

それこそね、私も一般質問で言わせていただいたんですけども、法律またつくって、国は。それで、総合型地域スポーツクラブというものを立ち上げなさいとって、もともと行政のほうで立ち上げてつくってきて、それで立ち上げたもんで、それがやっぱり、認知症予防だとか、全部含まれているんですよ、実は。

それが、まあもう13年ぐらいたつんですけども、結局、この前も一般質問で言わせていただいたんですけども、それこそ、登録認証制度のほうでは、それをやっぱり市が支援しなさいとか、スポーツ基本計画にも入っているんですけども、そこを利用、「利用」って

言わせていただいたんですけども、行政でやっているのは、何ていうのかな、教室でやって、健康大切ですよとか、そういったことを参加者に、市民にお伝えして、そしてその市民がやっぱり、やっぱりお金が発生するものですから、私もこれ総合型スポーツクラブ立ち上げたときに勉強させていただいたんですけども、健康はやはり自分で買うものだっていうことで、ただでやる、空気と水と一緒にじゃなくて、やっぱり今、こういう時代になっているものですから、なかなか、いろんなものをやる、イベントやるにもお金かかるし、いろんなことをやるにもお金がかかる、それを自分たちで、500円なら500円集めれば結構大きなお金になるものですからね、それで自分たちで健康を買うものであって、やっぱり、多少なりともお金をみんなで出し合っただけでということをやっているものですから。

そこに、新しいものができて、そこにある程度支援しなさい、お金かけなさいって言うのに、それがいまだに放置されちゃっていて、そして、今までやっている既存団体に、そんなにお金かけて。そのやっぱり組替えというか、どういうふうか。

コミュニティーにも関係していると思うんですよ、これ。私、結局、地域、子どもたちも地域でスポーツとかって言うものだからね。やっぱり、これは、みんな縦割りでコミュニティーはコミュニティー、スポーツはスポーツとかってこういう場合じゃなくて、もういかにそれ融合させるかというところがやっぱり、必要かなと思うんです。また神のあれに、領域に入ってしまうんですけども。

すいません、そんなところでちょっと、思っているんです。

○14番（小林博文君） 戻して、戻していいですか。14番。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○14番（小林博文君） ちょっと今、介護保険の話でさっきあった、認定者がまあ足りているって言うんですけど、まあそれはそれで、よしとして。もう一個、言っていた、主治医がその介護度を上げるっていう判定が、遅いんですよ。それでなかなか、判定が上がってこないというのがあって。そこが、今言っていた、半年ぐらいしないと来ないって言うところもあるって言っていたのが一点あるというのが課題かなって言うところと。

あと、さっき西下委員長がおっしゃった、独りで認知症になっちゃう人。このところを、前もちょっと僕もどこか何かで言ったんだけど、地域でね、経験した人たちが、「ああ、この人ちょっともう始まっているんじゃないかな」というのを分かるんですよ。認知症サポーターとか、このへんのやつなんだけど、より多くの人が取って。それを、なおかつ、誰に言うかがあるんですよ。その家族にね、まあ独り暮らししているけど遠くに家族がいるんなら、

その人に言う、言える空気、何ていう、「風通しがいい」ってよく言うんだけど、言える形。分かんないと、「何だ、うちのお袋のこと悪口言うな」って、「ボケてるとか言うな」といってなっちゃうと、その辺で話終わっちゃうんですけど、「ちょっと大丈夫、もうちょっとよく見てやったほうがいいんじゃない」とかって言える、その社会風土をつくらないと、なかなかその独り暮らしの人にね、なってからたどり着くんではちょっと遅いので、やっぱり、そこっていうとやっぱり地域力だと思うんです。それが、今言った織部さんがやっているサロンに結びつくんですよ。

だから、もっと、もう、これもうなるぞっていう手前の人を1,800万でやっているんだけど、その手前で、もっと、お金をかけずに地元でそういう面倒見てくれっていうのが地域社協の制度の広めたい理由なんで、そこをしっかりとやらないと、今言った、この介護保険の伸びる一方になると思うんで、やっぱり予防に力を入れてほしいんですよ。

予防も、今言った間近の予防と、かなり前からの予防と、そういうところでね、織部さんの言う不公平感も分かるんで、そういう、ある程度お金を使って、予防にも。保険で、なってから使うお金ではなくて予防にも、まあ国もやりやすいんですけど、そういうところにぜひ制度として入れていってほしいというのが、介護保険の中では思うことです。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど。

今、小林さんがいいこと言ってくれましてね。その実例をちょっと話したいと思うんですよ。

私がやっているサロンで、独り暮らしの人がやっぱりいました、女性が。それで、周りにも来てくれる人がいるわけですよ。そしたら、徘徊ですよ。それも夜の、10時以降に、うちへ来た。それが1件だけじゃなくて2件というような形で、それを話を聞くと、やっぱりちょっとおかしいということになるわけです。で、すぐ、独り暮らしだけでも近所にいるお兄さんとかね、家族、親族に連絡をして、すぐ民生委員にも連絡をして。それで、もう即ですよ、施設に入ってもらおうようなことになったんですけど、やっぱりそれがコミュニティーの力だと思うんですよ。

だから、できるだけ、加茂は意外とやってはいるほうだと思うんですけども、各地域です。そう言ったことを。まあ私のところは、月1回、第1火曜日と第3水曜日は「ふまねっ」という体の運動のためのやつをやっていますけど、2回やっています。

そんなことで、一応、経験談です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分から。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 織部さんに2つぐらい立ち上げていただいて（笑声）。

ちょっと自分から、予算にかかることでちょっと発言させてもらって。

保険者機能強化促進交付金と、あと介護保険保険者努力支援交付金ということで、413位ということで、割とよかったなと思ったので。ただ、こういうのは上げていくとまた、ちょっと支援金を頂いてまた、会計的に、まあ、楽にはなるということで。これも、もうちょっと指標についてまた細かくまた分析をして、市に進めていただければなと思いましたことと。

あと、すみません、もう一点が認知症の総合支援事業費ということで、これ、なる方なるべく見つけてとか、対応してっていう話になるんですけど、ただ社会として、認知症の方に対しての空気を変えるというのか、なっても別に不安じゃなくてこれからも過ごせますよっていうのをやっぱり進めていくべきかなと思ったんです。

この前ちょっと新聞で見たんですけど、レジでお金、小銭を出すのが時間かかっちゃって、後ろからせつつかれて嫌だといって、そのスーパーはスローレジみたいな感じでゆっくり会計ができる。そうするとやっぱり外に出ることも買物するのも、やっぱり嫌な思いすると外に出るのも買物するのも嫌になっちゃったりとかっていう、そういうのがあったりとかするので、そういった配慮とかと、高齢者も働くとかやっぱり、長く働くとつらいのでレジで座りながらレジをするのがもういいよっていうの、あと警備でも、座りながら警備してもいいよとか、そういった何か高齢者にも優しい社会、そういったのがもうちょっと進むように、全体的に認知症だけじゃなくても進めていくべきかなと私は思いました。

以上です。

1番。

○1番（本田高一君） 申し訳ないです。1番 本田ですけども。

織部さんがさっきおっしゃったように、私も実はアプロス菊川でいろんなスポーツやっているんですけど、中に、まだ50代で、認知症になった方がいます。それやり始めたときには、もう、全部覚えていたんですよ。今度、何月何日にどこでやるかとかっていうの。それが、メモ、ある日突然メモをやりだして。それでLINEでグループ作っているんですけども、LINEも、何だかわけがわからないとかって言うもんですから私もおかしいなって思って。そうしているうちにやっぱり、隣で電話——車を、多分、免許の書換えとかそういったところで指摘されたんじゃないかと思うんですけども、途中で車が運転できなくなっちゃって。

まだ50代なんですけれども。それで、皆さんで本当にノルディックの方々で、それじゃあ、とにかく協力しなきゃいけないということで、それで、そういった会があるときには月に1回やっているんですけども、必ずそこのお宅へ行って、足代わりになって。なるべく、その方も、長寿介護課さんのほうに、包括支援センター行って、そこから、一同協力しながらそれじゃあやりましょうというふうになったものですから。

そういった、やっぱり、サロンもそうだし、そういったとことうまく連携取りながら。そこが、やっぱり、ある程度、まあボランティアでやっているにはやっているんです、ほとんど私らもね、お金ほとんどというか、頂いてなくて。それこそ、見ながら参加料を頂いて、それを事務局費払ってとかという形でやっているものですから。これ私がやらなくなってしまうたら、続いていかないんですよ。これ終わってしまうものですからね。そこをもうちょっと、支援を考えて、継続させて、こういったものを、そういった考えをぜひ持っていただきたいなっていうのも思う。

すみません、ちょっと私的なことになってしまって、申し訳ないんですけど。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。

よろしいですか、これぐらいで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

それでは、発言が、自由討議が終わったということで、それでは採決をします。議案第24号 令和7年度菊川市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手全員ということで、よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第24号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては正副委員長に一任を願います。

これで本日は終了とさせていただきます。

あしたはまた8時半からということで、あとは教育部局で、ちょっと午後掛かってしまいますけど、よろしく願いいたします。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

閉会 午後 4時02分